

一 明治後期の国税徴収

8 明治30年3月 国税徴収法

朕、帝国議會ノ協賛ヲ経タル国税徴収法ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十年三月二十六日

内閣総理大臣兼

伯爵松方正義

大蔵大臣

法律第二十一号(官報三月二十九日)

国税徴収法

第一章 総則

第一条 国税ノ徴収ハ關稅其ノ他別ニ法律ヲ以テ定ムルモノノ外、總テ此ノ法律ニ依ル

第二条 国税ノ徴収ハ總テノ他ノ公課及債權ニ先ツモノトス

第三条 納税人ノ財産上ニ質權又ハ抵当權ヲ有スル者、其ノ質權又ハ抵当權ノ設定カ国税ノ納期限ヨリ一箇年前ニ在ルコトヲ公正証書ヲ以テ証明シタルトキハ、該物件ノ価額ヲ限トシ其ノ債權ニ対シテ国税ヲ先取セサルモノトス

第四条 納税人国税其ノ他ノ公課ノ滞納ニ因リ滞納処分ヲ受ケ、又ハ他ノ債務ニ因リ強制執行若ハ破産ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テハ、未タ納期ノ到ラサルモ既ニ納稅義務ノ確定シタル国税ハ總テ之ヲ徴収スルコトヲ得、但シ納税人タル会社力解散ヲ為シタルトキ亦同シ

納税人他ノ公課ニ付滞納処分ヲ受ケタルニ因リ国税ノ徴収ヲ為ストキハ、国税ハ其ノ滞納処分費ニ対シテ先取セサルモノトス

第二章 徴収

第五条 市町村ハ其ノ市町村内ノ地租及勅令ヲ以テ命シタル国税ヲ徴収シ、其ノ税金ヲ国庫ニ送付スルノ責任アルモノトス

前項地租徴収ノ費用ハ其ノ市町村ノ負担トシ、其ノ他ノ国税ハ其ノ徴収金額ノ百分ノ四ヲ其ノ市町村ニ交付スヘシ

第六条 国税ヲ徴収セムトスルトキハ、收税官吏又ハ市町村ハ納税人ニ対シ其ノ納金額、納期日及納付場所ヲ指定シ之ヲ告知スヘシ

第七条 納税人非常ノ災害ニ罹リ政府ニ於テ其ノ被害調査ノ為時日ヲ要スルトキハ、其ノ間税金ノ徴収ヲ為ササルコトアルヘシ

第八条 市町村ハ避クヘカラサル災害ニ因リ既収ノ税金ヲ失ヒタルトキハ、其ノ事実ヲ証明シ大蔵大臣ニ税金送付ノ責任ノ免除ヲ請フコトヲ得

前項ノ申出アリタルトキハ、大蔵大臣ハ其ノ事実ヲ審査シ、其ノ免除ヲ為スコトヲ得

第三章 滞納処分

第九条 国税ノ納期限ヲ過キ其ノ税金ヲ完納セサル者アルトキハ、收税官吏ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ、此ノ場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手数料ヲ徴収ス

第十条 滞納者督促ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ督促手数料及税金ヲ完納セサルトキハ、其ノ財産ヲ差押フヘシ

第十一条 收税官吏滞納処分ノ為財産ノ差押ヲ為ストキハ、其ノ命令ヲ受ケタル官吏タルノ証票ヲ示スヘシ

第十二条 差押フヘキ財産ノ価格ニシテ、滞納処分費及第三条ニ依リ控除スヘキ債務額ニ充テ残余ヲ得ル見込ナキトキハ滞納処分ノ執行ヲ止ム

第十三条 收税官吏滞納者ノ財産ヲ差押フルニ当リ、質権ノ設定セラレタル物件アルトキハ、質権設定時期ノ如何ニ拘ラス其ノ質権者ハ質物ヲ收税官吏ニ引渡スヘシ

第十四条 收税官吏財産ノ差押ヲ為シタル場合ニ於テ、第三者其ノ財産ニ就キ所有權ヲ主張シ取戻ヲ請求セムトスルトキハ、売却決行ノ五日前マテニ所有者タルノ証憑ヲ具ヘテ收税官吏ニ申出ヘシ

第十五条 滞納処分ヲ執行スルニ当リ、滞納者財産ノ差押ヲ免ルル為故意ニ其ノ財産ヲ讓渡シ、讓受人其ノ情ヲ知り讓受ケタル場合ニ於テ、政府ハ其ノ行為ノ取消ヲ求ムルコトヲ得

第十六条 左ニ掲クル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

- 一 滞納者及其ノ同居ノ家族ノ生活上欠クヘカラサル衣服、寢具、家具及厨具
- 二 滞納者及其ノ同居家族ニ必要ナル一箇月間ノ食料及薪金
- 三 実印其ノ他職業ニ必要ナル印
- 四 祭祀礼拝ニ必要ナリト認ムル物及石碑、墓地
- 五 系譜其ノ他滞納者ノ家ニ必要ナル日記書付類
- 六 職務上必要ナル制服、祭服、法衣
- 七 勳章其ノ他名譽ノ章票
- 八 滞納者及其ノ同居家族ノ修学上必要ナル書籍器具
- 九 発明又ハ著作ニ係ル物ニシテ未タ公ニセサルモノ

第十七条 左に掲クル物件ハ他ニ滞納処分費及税金ヲ償フニ足ルヘキ物件ヲ提供スルトキハ、滞納者ノ選択ニ依リ差押ヲ為ササルモノトス

一 農業ニ必要ナル器具、種子、肥料及牛馬、並其ノ飼料

二 職業ニ必要ナル器具及材料

第十八条 差押ノ効力ハ差押物ヨリ生スル天然及法定ノ果実ニ及フモノトス

第十九条 滞納処分ハ裁判上ノ仮差押ノ為ニ其ノ執行ヲ妨ケラルルコトナシ

第二十条 收税官吏財産ノ差押ヲ為ストキハ、滞納者ノ家屋、倉庫及筐匣ヲ搜索シ、又ハ閉鎖シタル戸扉、筐匣ヲ開カシメ、若ハ自ラ之ヲ開クコトヲ得、滞納者ノ財産ヲ占有スル第三者其ノ財産ノ引渡ヲ拒ミタルトキ亦同シ

第三者ノ家屋、倉庫及筐匣ニ滞納者ノ財産ヲ藏匿スルノ疑アルトキハ、收税官吏ハ前項ニ準シ処分スルコトヲ得

前二項ニ依リ家屋、倉庫又ハ筐匣ヲ搜索スルハ日出ヨリ日没マテニ限ル

第二十一条 收税官吏前条ノ処分ヲ為ストキハ、滞納者若ハ前条ニ掲ケタル第三者又ハ其ノ家族、雇人ヲシテ立会ハシムヘシ、若シ立会フヘキ者不在ナルトキ、又ハ立会ニ応セサルトキハ、成丁者二人以上又ハ市町村吏員市制町村制
ヲ施行セサル地ニ在リテハ区戸長、及其ノ付屬吏員、若ハ警察官吏ヲ証人トシテ立会ハシムヘシ

第二十二条 通貨、地金銀、有価証券ヲ差押ヘタルトキハ、收税官吏之ヲ封印シテ其ノ地ノ市町村長市制町村制ヲ施行
セサル地ニ在リテハ区戸長ニ保管セシムヘシ

前項ニ掲ケサル物件ヲ差押ヘタルトキハ收税官吏封印シテ之ヲ保管スヘシ、但シ不動産又ハ運搬ヲ為スニ付困難ナル物件ヲ差押ヘタルトキハ、其ノ保管ヲ滞納者又ハ第三者ニ命スルコトヲ得

第二十三条 債権ノ差押ヲ為ストキハ、收税官吏ハ之ヲ債務者ニ通知スヘシ

債務者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ、收税官吏ニ対シテ滞納処分費及税金額ヲ限トシ自己ノ債務ヲ支払フノ義務ヲ有ス、其ノ義務ノ消滅セサル前ニ滞納者ニ対シテ為シタル支払ハ無効トス

第二十四条 差押ヘタル有体動産及不動産ハ公売ニ付ス、公売ノ手続ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

公売ニ付スルモ買受望人ナキカ、又ハ其ノ価額見積価格ニ達セサルトキハ、其ノ見積価格ヲ以テ政府ニ買上ルコトアルヘシ

第二十五条 見積価格僅少ニシテ其ノ公売費用ヲ償フニ足ラサル物件ハ、随意契約ヲ以テ之ヲ売却スルコトヲ得

第二十六条 滞納者及売却ヲ為ス地方ノ稅務ニ関スル官吏、公吏、雇員ハ直接ト間接トヲ問ハス其ノ売却物件ヲ買受クルコトヲ得ス

第二十七条 滞納処分費ハ督促手数料、財産ノ差押、保管、運搬及公売ニ関スル費用、通信費及訴訟費用トス

滞納処分ヲ中止シタル場合ニ於テモ、之ニ要シタル処分費用ハ仍之ヲ徴収ス

滞納処分費ハ國稅及第三条ノ債權ニ対シテモ之ヲ先取ス

第二十八条 差押物件ノ売却代金及差押ヘタル通貨ハ処分費及税金ニ充テ、仍残余アルトキハ之ヲ滞納者ニ還付スヘシ

売却シタル物件質入書入ト為シタルモノナルトキハ、其ノ代金ヨリ先ツ処分費及税金ヲ控除シ、次ニ其ノ負債金額ニ充ルマテヲ債主ニ交付シ、仍残余アレハ之ヲ滞納者ニ還付スヘシ、但シ第三条ニ掲ケタル質入書入ノ物件ニ関シテハ、其ノ代金ヨリ先ツ滞納処分費ヲ徴シ、次ニ其ノ負債金額ニ充ツルマテヲ債主ニ交付シ、次ニ税金ヲ控除シ、仍残余アレハ之ヲ滞納者ニ還付スヘシ

第二十九条 会社ニ対シ滞納処分ヲ執行スル場合ニ於テ、会社財産ヲ以テ滞納処分費及税金ニ充テ、仍不足アルトキ

ハ無限責任社員ニ就キ之ヲ処分スルコトヲ得

第三十条 滞納処分ニ関スル書類ハ、名宛人ノ住居又ハ事務所ニ送達スルモノトス

名宛人ノ住居又ハ事務所ニ於テ書類ノ受取ヲ拒ミタルトキ、又ハ住居若ハ事務所不明ナルトキハ、通知ノ趣旨ヲ公告シ五日ヲ過クルトキハ其ノ書類ノ送達アリタルモノト看做ス

第三十一条 直接国税滞納者ノ納税義務ハ滞納処分ノ了了ヲ以テ終ル、滞納処分ノ執行ヲ止メタルトキ亦同シ

間接国税ニ付テハ滞納処分了了スルモ滞納処分費及税金ノ完納ニ至ラサルトキハ、納期限後一箇年間ハ隨時其ノ不足額ヲ徴収ス、滞納処分ノ執行ヲ止メタルトキ亦同シ

第四章 罰則

第三十二条 滞納者又ハ滞納者ノ財産ヲ占有スル者其ノ財産ヲ藏匿脱漏シ、又ハ虚偽ノ契約ヲ為シタルトキハ、一月以上二年以下ノ重禁固ニ処ス

差押物件ノ保管者其ノ保管ニ係ル物件ヲ藏匿脱漏費消、若ハ故意ニ毀損シタルトキ亦同シ
情ヲ知テ前二項ノ所為ヲ幫助シ、又ハ虚偽ノ契約ヲ承諾シタル者ハ、各本刑ニ一等ヲ減ス

前各項ノ場合ニ於テ刑法ニ罰条アルモノハ本条ヲ適用セス

第五章 附則

第三十三条 此ノ法律ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス

沖縄県及東京府管内小笠原島、伊豆七島ニハ当分ニテ施行セス

市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ、本法中市町村ニ関スル条項ヲ適用スヘキ公共団体ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス

北海道水産物営業人組合ハ本法ニ於テ市町村ニ準ス

第三十四条 明治二十二年法律第九号国税徴収法、同年法律第三十二号国税滞納処分法及同二十三年法律第四号ハ、此ノ法律施行ノ日ヨリ廃止ス

『法令全書』

9 明治30年6月 市町村が徴収すべき国税

朕、市町村ニ於テ徴収スヘキ国税ニ関スル件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十年六月十五日

大蔵大臣伯爵 松方正義

勅令第九十五号(官報六月二十二日)

左ノ諸税ハ市町村ニ於テ徴収スヘシ

一 所得税

二 營業税

三 自家用酒税

四 売薬營業税

附則

本令ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス

『法令全書』

10 明治30年6月 国税徴収法施行規則

朕、国税徴収法施行規則ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十年六月二十二日

大藏大臣伯爵 松方正義

勅令第二百一十一号(官報六月二十五日)

国税徴収法施行規則

第一条 収税官吏国税ヲ徴収セムトスルトキハ、納税人ニ対シ其ノ納金額納期日及納付場所ヲ記載シタル納税告知書ヲ発スヘシ

第二条 各市町村ニ於テ徴収スヘキ国税ハ、収税官吏其ノ金額ヲ調査シ之ヲ市町村ニ通知スヘシ

市町村ハ前項ノ通知ニ依リ、納税人ニ対シ其ノ納金額納期日及納付場所ヲ記載シタル納税告知書ヲ発スヘシ

第三条 納税人納税告知書ヲ受ケタルトキハ、税金ニ納税告知書ヲ添ヘ之ヲ指定ノ場所ニ納付スヘシ

第四条 市町村ニ於テ税金ヲ領収シタルトキハ領収証書ヲ納税人ニ交付スヘシ

第五条 市町村ノ領収シタル税金ハ送付書ヲ添ヘ之ヲ金庫ニ送付スヘシ

第六条 市町村ニ於テ徴収シタル税金ハ遅滞ナク漸次之ヲ金庫ニ送付シ、遅クトモ納期後三日ヲ過クルコトナカルヘシ

第七条 市町村ニ於テ国税徴収法第八条ニ依リ税金送付ノ責任ノ免除ヲ請ハムトスルトキハ、地方長官ヲ經由シテ大

藏大臣ニ申出ヘシ

前項ノ申出アリタルトキハ、地方長官事実ヲ調査シ意見ヲ具シテ大藏大臣ニ送付スヘシ

第八条 市町村ハ納期内ニ税金ノ徴収了了ラサルモノアルトキハ、納期後五日以内ニ其ノ滞納者ノ住所氏名及滞納ノ金額等ヲ收税官吏ニ報告スヘシ

第九条 納税人国税其ノ他ノ公課ノ滞納ニ因リ滞納処分ヲ受ケ、又ハ他ノ債務ノ為メ強制執行若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ、又ハ納税人タル会社力解散ヲ為シタル場合ニ於テハ、未タ納期ノ到ラサルモ左ニ掲クルモノハ、国税徴収法第四条第一項ニ依リ之ヲ徴収スヘシ、但シ納期ニ到リ納税ニ妨ナシト認ムルモノハ此ノ限ニアラス

一 納税告知書ヲ發シタル諸税

二 造石数査定済ノ酒類混成酒並醬油ノ造石税

三 当該年分ノ自家用酒製造税

第十条 国税ノ滞納ニ因リ其ノ滞納処分ヲ執行スルニ際シ、国税徴収法第四条第一項ニ依リ国税ヲ徴収セムトスル場合ニハ、收税官吏ハ滞納処分費滞納税金ト共ニ之ヲ徴収スヘシ

前項ノ場合ニ於テ未タ納税告知書ヲ發セサルモノハ、其ノ納金額ヲ滞納者ニ告知スヘシ

第十一条 納税人他ノ公課ノ為メ滞納処分ヲ受ケ、又ハ他ノ債務ノ為メ強制執行若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ、又ハ納税人タル会社力解散ヲ為シタル場合ニ於テ、国税徴収法第四条第一項ニ依リ国税ヲ徴収セムトスルトキハ、收税官吏ハ第三十八条第三十九条第四十条ニ準シテ其ノ税金ノ交付ヲ求ムヘシ

前項ノ場合ニ於テ未タ納税告知書ヲ發セサルモノハ、其ノ納金額ヲ納税人ニ告知スヘシ

第十二条 国税徴収法第九条ニ依リ納税ノ督促ヲ為サムトスルトキハ、收税官吏ハ滞納者ニ対シ督促状ヲ發スヘシ

督促状ヲ發シタルトキハ手数料トシテ一通毎ニ金五錢ヲ徵收ス

第十三条 収税官吏滞納者ノ財産差押ヲ為ストキハ、滞納処分費及税金ニ充ツル金額ヲ限度トシ徵收ニ便利ナリト認ムル財産ヲ差押フヘシ

第十四条 質權又ハ抵当權ノ設定セラレタル財産ヲ差押フルトキハ、収税官吏ハ滞納処分費及税金額等ヲ示シ之ヲ其ノ債權者ニ通知スヘシ

第十五条 国税徵收法第三条ニ依リ国税ノ徵收ニ対シ先取權ヲ有スル債權者、前条ノ通知ヲ受ケ其ノ權利ヲ行使セムトスルトキハ、証憑書類ヲ添付シテ其ノ事実ヲ証明スヘシ

前項ノ場合ニ於テ提出スヘキ公正証書ハ、官吏又ハ公吏其ノ職權ヲ以テ調製シタルモノトス

第十六条 債權ヲ差押ヘタルトキハ収税官吏之ヲ債務者ニ通知シ、滞納処分費及税金ニ相当スル金額ヲ債務弁済ノ時期ニ納付スルコトヲ求ムヘシ

第十七条 天然及法定ノ果実ヲ生スヘキ財産ヲ差押ヘタルトキ、第三者ヨリ果実ノ引渡又ハ支払ヲ受クヘキ場合ニハ、収税官吏ハ其ノ旨ヲ第三者ニ通知スヘシ

第十八条 民事訴訟法ニ依レル仮差押ヲ受ケタル財産ヲ差押フルトキハ、之ヲ執行裁判所又ハ執達吏若ハ強制管理人ニ通知スヘシ

第十九条 差押フヘキ財産管轄区域外ニ在ルトキハ、収税官吏ハ其ノ財産所在地ノ収税官吏ニ滞納処分ノ引継ヲ為スヘシ

第二十条 差押フヘキ財産数人ノ共有ニ係ルトキハ、滞納者ニ属スル持分ニ就キ滞納処分ヲ為シ、其ノ持分ノ定メナキモノハ持分相均シキモノトシテ処分スヘシ

第二十一条 国税徴収法第二十九条ニ依リ無限責任社員ニ就キ滞納処分ヲ為ストキハ、收税官吏ハ無限責任社員ノ一人ニ対シ、又ハ同時若ハ順次ニ総員ニ対シ之ヲ執行スヘシ

第二十二条 数人共同ノ所有物件又ハ事業ニ係ル税金ノ滞納ヲ為シタル場合ニ於テハ、各自ノ負担ニ属スル金額ニ就キ滞納処分ヲ為スヘシ、但シ数人連帯シテ納税義務ヲ負担スル場合ニハ前条ノ例ニ依ル

第二十三条 收税官吏財産ヲ差押ヘタル場合ニ於テ、滞納者又ハ第三者ヨリ滞納処分費及税金ヲ完納シタルトキハ、其ノ財産ノ差押ヲ解クヘシ

第二十四条 收税官吏財産ヲ差押ヘタルトキハ差押調書ニ通テ調製シ、立会人ト共ニ之ニ署名捺印シ、其ノ一通ハ立会人ニ交付スヘシ、但シ立会人ニ於テ署名捺印ヲ拒ミ又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ、其ノ理由ヲ付記スヘシ

前項差押調書ニハ左ノ諸件ヲ記載スヘシ

一 滞納者ノ住所氏名

二 差押財産ノ名称、数量、性質、重要ナル事情並所在ヲ明ニスル事項

三 差押ノ事由

四 調書ヲ作リタル場所、年月日

第二十五条 不動産及船舶ヲ差押ヘタルトキハ、收税官吏之ヲ所轄登記所ニ照会シテ差押ノ登記ヲ受クヘシ

第二十六条 差押ヘタル財産ヲ公売セムトスルトキハ、三日以上差押財産所在地ノ市役所区役所町村役場若ハ戸長役場ノ掲示場ニ公告スヘシ

前項公告ノ外仍必要ト認ムルトキハ、便宜他ノ場所若ハ新聞紙ニ公告スヘシ

第二十七条 財産公売ノ公告ニハ、左ノ諸件ヲ記載スヘシ

一 滞納者ノ住所氏名

二 公売財産ノ名称、數量、性質、重要ナル事情、並所在ヲ明ニスル事項

三 入札又ハ競売ノ場所、日時

四 開札ノ場所、日時

五 保証金ヲ徴スルトキハ其ノ金額

六 代金納付ノ期限

第二十八条 国税徴収法第二十五条ニ依リ随意契約ヲ以テ差押財産ヲ売却セムトスルトキハ、見積価格ヲ示シテ予メ

其ノ旨ヲ滞納者ニ通知スヘシ

第二十九条 公売ハ入札又ハ競売ノ方法ヲ以テ之ヲ為スヘシ

第三十条 差押財産ヲ公売スル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ、加入保証金又ハ契約保証金ヲ徴スヘシ

落札者又ハ買受人義務ヲ履行セサルトキハ、其ノ保証金ハ之ヲ滞納処分費ニ充テ、仍残余アレハ政府ノ所得トス

第三十一条 公売ハ差押財産所在ノ市区町村内ニ於テ之ヲ為スヘシ、但シ收税官吏必要ト認ムルトキハ他ノ地方ニ於テ之ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ハ第二十八条ノ売却ニ関シテモ之ヲ適用ス

第三十二条 公売ハ公告ノ翌日ヨリ少クトモ十日ノ期間ヲ過キ之ヲ執行スヘシ、但シ其ノ物件不相応ノ保存費ヲ要スルモノ、若ハ著シク其ノ価格ヲ減損スルノ恐れアルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十三条 差押財産ヲ公売セムトスルトキハ、收税官吏ニ於テ其ノ財産ノ価格ヲ見積リ、之ヲ封書トシ公売ノ場所

ニ置クヘシ

第三十四条 入札ノ方法ヲ以テ公売ニ付スル場合ニ於テ、落札トナルヘキ同価ノ入札ヲ為シタル者一名以上アルトキハ、其ノ同価ノ入札人ヲシテ追加入札ヲ為サシメ落札者ヲ定ム、追加入札ノ価額仍同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五条 差押財産ヲ公売ニ付スルモ買受望人ナキトキ、又ハ見積価格以上ノ入札人ナキトキハ、更ニ公告シテ公売ヲ為スコトアルヘシ

第三十六条 公売財産ノ買受人代金納付ノ期限マテニ其ノ代金ヲ完納セサルトキハ、其ノ売買ハ無効トシ収税官吏公告シテ更ニ之ヲ公売ニ付スヘシ

第三十七条 前二条ニ依リ再度ノ公売ヲ為ス場合ニ於テハ、第三十二条ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得

第三十八条 国税ノ滞納者他ノ公課ノ為メ滞納処分ヲ受ケ、其ノ財産ヲ差押ヘラレタル場合ニ於テ、滞納処分ヲ執行スルトキ他ニ差押フヘキ財産ナキカ、又ハ差押フヘキ財産アルモ滞納処分費及税金ニ充ツルニ足ラスト認ムルトキハ、収税官吏ハ他ノ公課ニ係ル滞納処分ヲ執行スル官庁又ハ公共団体ニ滞納処分費及税金ノ全部又ハ一部ノ交付ヲ求ムヘシ

第三十九条 国税ノ滞納者他ノ債務ノ為メ強制執行ヲ受ケ、其ノ財産ヲ差押ヘラレタル場合ニ於テ、滞納処分ヲ執行スルトキ他ニ差押フヘキ財産ナキカ、又ハ差押フヘキ財産アルモ滞納処分費及税金ニ充ツルニ足ラスト認ムルトキハ、収税官吏ハ執行裁判所又ハ執達吏、若ハ強制管理人ニ滞納処分費及税金ノ全部又ハ一部ノ交付ヲ求ムヘシ

第四十条 滞納者破産ノ宣告ヲ受ケ、又ハ滞納者タル会社ヲ解散ヲ為シタル場合ニ於テ、滞納処分ヲ執行スルトキハ、収税官吏ハ破産主任官又ハ清算人ニ滞納処分費及税金ノ交付ヲ求ムヘシ

第四十一条 滞納処分ヲ結了シタルトキハ、收税官吏ハ其ノ処分ニ関スル計算書ヲ作り之ヲ滞納者ニ交付スヘシ

売却シタル財産ニ対シ質権又ハ抵当権ヲ有スル者ハ、其ノ計算ニ関スル記録ノ閲覧ヲ收税官吏ニ求ムルコトヲ得

第四十二条 国税徴収法第二十八条第二項ニ依リ債権者ニ交付スヘキ金額ハ、計算書ヲ滞納者ニ交付シタル日ヨリ五日ヲ経テ之ヲ交付スヘシ

第四十三条 滞納処分ニ関スル書類ノ送達ハ使丁又ハ書留郵便ヲ以テスヘシ

第四十四条 国税徴収法第三十条第二項ノ公告ハ、名宛人ノ住所又ハ事務所所在地ノ市役所区役所町村役場 若ハ戸長役場ノ掲示場ニ三日以上掲示シ、仍必要アリト認ムルトキハ新聞紙ニ公告スヘシ

附則

第四十五条 市制町村制ヲ施行セサル地方稅務署所
在地ヲ除クノ戸長ハ、稅務署收稅官吏ノ通知ヲ受ケ、其ノ町村内ノ国税

酒類造者
稅ヲ除クヲ徴収シ之ヲ金庫ニ払込ムヘシ

第四十六条 北海道水産稅ハ水産物營業人組合ニ於テ徴収シ、之ヲ金庫ニ送付スヘシ

第四十七条 前二条ニ依リ徴収スヘキ国税ヲ其ノ納期内ニ完納セサル者アルトキハ、戸長若ハ水産物營業人組合ハ本則中ニ規定セル市町村ノ例ニ準シ之ヲ稅務署收稅官吏ニ報告スヘシ

『法令全書』

11 明治30年7月 国税徴収法執行方心得

国税徴収法執行方心得 明治三〇年七月 大藏大臣内訓秘第八四二号

国税徴収法執行方、左ノ旨趣ニ基キ取扱フヘキ儀ト心得ヘシ

第一条 国税ヲ徴収シ殊ニ滞納処分ヲ執行スルハ、法規ノ範圍内ニ於テ納税人ニ苦痛ヲ与フルコト最少シト認ムル方
法ヲ以テシ、努メテ納税人ノ便利ヲ謀ルハ勿論、依怙ノ疑念ヲ生セシムル如キ行為ハ特ニ注意シテ之ヲ避ケ、尚ホ
監督員ニ於テハ常ニ監督上ノ注意ヲ怠ラサルヲ要ス

第二条 納税告知書ハ納期前ニ相当ノ余日ヲ見積リ之ヲ發送シ、納額通知書ハ遅クモ納期ノ十五日前ニ之ヲ發送スヘ
シ、但シ別段ノ事由アルモノハ此限ニ在ラス

第三条 納税人非常ノ災害ニ罹リタル為メ当該納期ニ税金ノ徴収ヲ為ササルトキハ、租税ノ減免又ハ補助貸与ニ関ス
ル如キ調査ヲ要スルニ当リ、納期ノ到リタル場合ニ徴収ヲ見合スコトヲ得ルノ趣旨ナルヲ以テ、予メ期限ヲ定メテ
猶予ヲ与フルカ如キ処分ヲ為スヘキモノニアラス

第四条 市町村ニ於テ徴収スヘキ国税ハ、納期限ヲ過クルモ市町村ニ於テ徴収スルトキハ滞納報告ノ取消ヲ為サシム
ルニ止メ、納税人ヲシテ納付ノ手續ヲ異ニセシムルヲ要セス

第五条 収税官吏ハ納税人ニ対シテハ成ルヘク円滑ニ徴収ヲ完フスルコトヲ主トシ、財産差押ノ如キハ容易ニ之ヲ行
フヘキモノニアラス、差押ニ臨ムモ納税人ヲ諭示シ平穩ニ納税セシムルヲ努メ、殊更ニ差押ヲ為ササル様注意スヘ
シ

第六条 滞納処分ヲ執行スルニ当リ、滞納者他ノ公課ノ為メ滞納処分ヲ受ケ、又ハ債務ノ為メ強制執行ヲ受ケ、既ニ
其ノ財産ノ一部ヲ差押ヘラレタル場合ニ、其ノ残部ノミヲ差押ヘテ国税ノ徴収ヲ完フシ得ヘシト認ムルトキハ、成
ルヘク他ノ權利行使ヲ妨ケサルコトニ注意スヘシ

第七条 国税徴収法第四条ニ依リ納期ヲ繰上ケ徴収スルハ、其期後ルルトキハ税金徴収ノ見込ナキ場合ニ已ヲ得ス施

行スヘキモノニシテ、漫ニ納期ヲ繰上ケ他ノ權利行使ヲ妨ケ又ハ納税人ノ困難ヲ増加セサル様注意スヘシ

(昭53 東京 10)

12 明治32年4月 国税滞納処分執行上心得方

国税滞納処分執行上心得方ノ件 明治三二年四月一二日 主秘第一一三号主税局長通牒

収税官吏滞納者ノ財産差押ニ際シ、滞納者ヨリ通貨ヲ提供シ完納ヲ申出タルトキハ、領收証ヲ交付シテ現金ヲ收入シ差押ノ執行ヲ中止スヘキ旨、明治三十年十月坤第一一八六七号ヲ以テ及御通牒候処、元來滞納処分タル慎重ヲ要スル事務ナルカ故ニ専ラ稅務署長ヲシテ直接其ノ任ニ當ラシメ、督促狀ヲ發スルニ當テハ特ニ其ノ送達ノ事蹟ヲ調査シ納入ノ狀況ヲ査察シ、財産ノ差押及公売ヲ要スルトキハ可成稅務署長ヲシテ臨機ニ之ヲ執行セシメ、若シ部下ノ吏員ヲシテ執行セシムルトキハ、財産ノ差押若クハ公売ヲ執行スヘキ滞納者並ニ差押及公売ノ順序方法等ヲ指示シ、規定ノ領收証書用紙ニ該署長署名捺印シテ差押証票ト共ニ之ヲ交付シ(国税滞納者財産差押証票ハ稅務署長ヲシテ之ヲ保管セシム)、執行ヲ了リ又ハ帰署シタルトキハ其ノ時々之ヲ返付セシメ、且現金ヲ領收シタルモノアルトキハ之ヲ提供セシメ、速ニ金庫ヘ払込其ノ他相当処理ヲ為シ、徒ニ現金ノ取扱ヲ延滞セシメサルヲ要ス、要スルニ財産ノ差押・公売ノ執行ハ稅務署長本然ノ職務トシ、部下ノ吏員ヲシテ執行セシムルトキハ其ノ範圍ヲ明示シテ命令ヲ為シ、調査監督ヲ嚴ニシ怠慢錯誤等無之様一層御注意相煩度、為念及御通牒候也

(平19 仙台 25)

13 明治33年4月 管内町村役場巡回実況

第五五号

明治三十三年四月二日

稅務屬 有賀直清印

仙台稅務管理局長 清宮 質殿

管内町村役場巡回実況申報

徵稅上協議ノ為メ、去ル三月廿六日ヨリ同三十一日迄、西平田村外拾壹ヶ村巡視スルニ、第五期田租ハ何レモ前期ニ對シ好結果ニシテ、送付期日迄ニハ必ズ取纏メ完結スヘキ旨申出有之候、一体取纏方ニ就テハ座ナカラ全納ヲ希望スルカ如キハ容易ノ業ニアラサルヲ以テ、唯ニ督促ヲ加ヘタルノミニ止ラズ、特定納期昼日ニ其部落ニ出張スルカ、或ハ各区長等ニ一任スルカ、便宜ノ手段ヲ以テ遲滞ナク送付セラル、様有之度旨協議セリ

納稅告知書ノ發付ハ取扱上便宜ノ為メ納期内ノ日付ヲ以テ發付セルハ、一定ノ法規ニ拠リ取扱ハレ居ルカノ如ク各村共同一様ナリ、不穩当ト被認ルヲ以テ納期前ニ發付有之度旨協議セリ

地租事務及徵收事務取扱方ニ關シ視察シタル狀況、別紙之通りニ有之候、尚未整理ニ係ルモノハ繰合セ速ニ整理スヘキ様協議セリ

右申報候也

本楯	上田	北平田	北俣	田沢	松嶺	上郷	内郷	南平田	西平田	村名	種目
同	同	同	同	同	同	同	同	同	異動訂正済		土地台帳
同、同	同、同	旧式、同	新式、同	同、同	旧式、同	新式、同	旧式、同	同、同 三十三年度ニ於テ 新製見込	旧式、異動訂正済		名寄帳
訂正済	三十一年迄訂正済 以後ノ分未済	訂正済	同	未済	三十一年迄訂正済 以後ノ分未済	同	未済	未済 卅四年度ニ於テ村会 ニ経費要求ノ見込	三十一年迄訂正済 以後ノ分未済		地 図
整理済ナルモ領収 者ノ認印ナシ	備付アレトモ領収 月日記入ナシ	同	同	同	同	同	同	同	整理済		収納簿
未調製	同	同	同	同	整理済	調製ナシ	整理済	セリ 備付アレトモ収入 係病氣ノ為メ遅滞	整理済		集計簿

酒第一九号

管内町村巡回実況申報

去ル二月二十五日ヨリ同二十八日迄、町村役場徴税上ノ義ニ付西荒瀬村外八ヶ村巡視ヲ遂ケタル処、第四期田租ハ何レモ通知額ニ対シ五歩乃至八歩ノ収入済トナリ、送付期日迄ニハ必ズ取纏メ納付スヘキ旨申出有之モ、前例ニ徴シ滞納者ノ続出スルハ累年不景氣ノ余弊ニシテ、昨秋意外ナル豊作ト申シベケレトモ、其ノ秋収物ノ多クハ前債ノ償却ニ差シ向ケタルモノ多ク、不知不識遅納ニ係ルモノ少ナシトセズ

然レトモ報告ニ依リ督促状ヲ発付セバ、其ノ大部分ハ自ラ出酒シテ納付スルアリ、然ラザルモノハ処分ニ際シテモ現金ヲ提供セルモノ多ク、財産ヲ差押へ売却決行等ニ至ルモノ殆ント稀有ナリ、是等ノ点ヨリ推考スルニ、従来トテモ怠ラズ督促ヲ加ヘラレタル事ハ確信スル処ナレトモ、未タ以テ充分ナリト云フヲ得ザル廉モ有之候間、尚一層厳督ヲ加ヘ、極貧ニシテ納税資力乏シキ者ニ対スル措置ハ、前回及協議タル主旨ノ如ク使役賃ヲ以テ納税ニ充テシムル等、便宜法ヲ以テ可成期日内完納セラレ度旨協商ヲ経タリ

納税告知書ノ発付ハ取扱方便宜上納期内ノ日付ヲ以テ発付セル向々有之、右ハ現行法規上発付期日ノ規定無之モノナレトモ、頗ル不穩當ノ觀モ有之候ヘバ、納期前ニ発付有之度旨協議セリ

高瀬	遊佐	同	同	同	同
同	集計上不突合ノ廉アリ、取調中	同、同	未済	整理済	未整理
新式、加除済	同、同	未済	整理済	未整理	未整理
未済	未済	整理済	未整理	未整理	未整理
整理済	整理済	未整理	未整理	未整理	未整理
未整理	未整理	未整理	未整理	未整理	未整理

右ノ外地租及徴稅事務取扱方ニ関シ視察シタル狀況別紙ノ通りニシテ、未整理ニ係ル事務ハ取り急キ整頓相成候様協
議セリ

右申報候也

明治三十三年三月十九日

仙台稅務管理局長 清宮 質殿

酒田稅務署在勤

稅務屬 有賀直清印

川行	高瀬	吹浦	西遊佐	本楯	上田	北平田	村名	種目
同	同	同 但字斗未済	同	同	同	異動整理		土地台帳
旧式、同	新式、整理	同	同	同	同	旧式、整理		名寄帳
同	同	同	同	同	同	未整理		地 図
同	同	同	同	同	同	整理済		收納簿
整理	同	同	同	未整理	同	整理		集計簿

西荒瀬	同	同	同	同	同
但字斗未済	同	漸次改帳 新旧共整理	同	同	同
					未整理

(昭44 仙台 45)

14 明治34年3月 外国人に対する徴税令書送付方注意

外国人ニ対スル納額決定通知徴税令書送達等ノ場合注意方ノ件

明治三四年三月 主秘第八八号主税局長通牒

外国人ノ直税賦課ニ就キテハ、其習慣トシテ对人的事実ハ其關係者ニノミ知得セシメ、一般ニ漏レ候ハ大ニ忌嫌スル所ニ有之、既ニ所得税營業税ノ納額決定通知ノ如キハ、夫々封袋ニ入レ親展ト記シ送付相成候得共、市役所区役所町役場ヨリ発スル徴税令書ノ如キ、封入セスシテ送付候コトモ有之哉ニ相聞ヘ候、此際特ニ右等機關ニ御引合相成リ、管理局取扱ト同様ニ相成候様御注意相成度、且又可相成ハ右徴税令書ト共ニ其簡略ナル訳文ヲモ添付スル方可然、是等ノ施為ニ関シテハ多人數ニモ無之事故、管理局員ニ於テ便宜市區役所等ヲ補助スルノ方法ヲ取り、此辺モ可然御取計相成度、為念内牒候也

(平19 仙台 259)

15 明治34年12月 徴収事務取扱手續省略

徴収事務ニ関スル施設及手續省略 明治三四年一二月九日 官報第五五三一号

各稅務管理局ニ於テ徴収事務ニ関シ取扱上便宜ヲ図リ、及手續ヲ省略シタル事項ノ報告要領左ノ如シ（大藏省）

一 納稅告知書、督促狀ヲ發付スルトキ、納人所在地ト納付金庫ト相隔ツルトキハ、郵便為替又ハ規定ノ小切手ヲ以テ納入シ得ル旨ヲ付箋シテ其ノ注意ヲ与フ、且ツ督促狀ニハ便宜納付書ヲ添付シ、以テ金庫ニ納付スルニ当リ納人自ラ納付書ヲ作製スルノ勞ナキヲ得セシム、遠隔ノ地ニ在ラサル納人ニ對シテハ納付書ヲ添付セスト雖モ、納稅ノ申出アリタルトキ之ヲ交付スルコトトセリ

或ル管理局ニ於テハ外国人ニ對スル納稅告知書、督促狀ニハ其ノ要領ノ英訳文ヲ同書面又ハ別紙ニ印刷添付シ、以テ邦文ヲ解セサル外国人ヲシテ一見了得スルノ便ヲ得セシムルモノアリ

二 納人ヲシテ成ルヘク納期限内納稅了セシメンカタメ、納期ノ末日ニ限り金庫ノ開庫時間後ト雖モ、日没マテハ納金收入ヲ取扱フコトニ關係金庫ト協議セリ

遠隔ノ地ニ在ル納人ヨリ稅務署ニ對シ為替券等ヲ送付越シ納金ヲ申出テタルトキ、其ノ金庫ニ送付スルコトヲ得ス、其ノ他已ムヲ得サル事情アリト認ムル場合ニ於テハ、稅務署ニ於テ現金ト同シク之ヲ領收ノ取扱ヲ為スコトトセリ

三 財産ヲ差押ヘ之ヲ保管ヲ滯納者又ハ第三者ニ命シタルトキハ、從來其ノ保管証書ヲ徴シタレトモ、右ハ煩雜ニ渉ルノ嫌アルヲ以テ、差押調書ニ其ノ旨ヲ付記スルヲ以テ足ルコトトセリ

四 過誤納ニ係ル稅金下戻ノ請求書ハ、其ノ文辭往々要領ヲ得サル向アルヲ以テ、之ヲ記載例ヲ稅務署人民控所ニ掲

示スルハ勿論、各市町村役場ニモ配付シ置キ縦覽スルヲ得セシム、又其ノ請求ニシテ同一事項ニ出ツルモノハ、一紙ニ数人連名ヲ以テスルモ妨ナキコトトセリ

(平 19 仙台 259)

16 明治35年1月 町村稅務主任集會での稅務署長演述要項

今般相催シタル町村役場稅務主任集會ノ際演示シタル要項左ノ通ニ有之候、此段及報告候也

明治三十五年一月廿日

署 長 「山口稅務署長」

局長 「広島稅務管理局長」

一 土地台帳、名寄帳、地図ノ如キ土地ニ関スル書類ノ整理頗ル紛乱シタルモノアルト聞ク、果シテ然ルトキハ独リ納租上ニ不都合ヲ成スニ止マラサルヘシ、宜シク十分ノ注意アラントヲ望ム

一 異動地ノ届ハ其時々之ヲナスヘキモノナルニ、往々怠慢ニ流レ、其實際ノ地目ト土地台帳ト符合セサルモノアルカ如シ、右ハ独地籍ノ紊乱ヲ来スノミナラズ、為メニ亦法綱ニ触ル、コトアルニ至ルヘシ、心得違ナキ様地主ニ注意ヲ与ヘラレンコトヲ望ム

一 従来土地台帳ノ照合ハ少クモ一ケ年一回以上ハ之ヲナスノ慣行ナリシニ、近來動モスレハ等閑ニ流ル、ノ傾アリ、右照合ハ土地台帳整理上相互ノ便利尠カラサレハ、今後ニ於テモ尚従前ノ如ク一回以上ハ必ラス照合セラレンコトヲ望ム

一 共有地ノ整理ハ客年五月ヲ期シテ整理ヲ望ミタルニ、尚未タ完結ヲ告ケサル向アリ、其整理ニ付テハ種々ノ事情

ニ制セラレ遅延ニ渉ルノ止ムヲ得サルモノアルヘシト雖トモ、願クハ万難ヲ排シテ速ニ完結セラレンコトヲ望ム
一 所得税ニ関シテハ其時期ニ臨ミ亦親シク協議ヲ遂クルコトアルヘキモ、尚意見アラハ腹臆ナク陳述アランコトヲ望ム

一 營業税ハ其商況ノ前年ニ比シ漸々不振ノ狀況アルハ事実ナルモ、實際ニ臨ミ親シク調査ニ係ルモノ、申告額ハ前年ヨリ減少シタルモノ稀ナルモ、任意ニ申告スルモノハ往々名ヲ商況不振ニ措リテ減額スルモノアリ、申告書取纏ニ当リ特ニ注意アランコトヲ望ム

一 酒類ノ密造犯ハ五十円ヨリ五千円マテノ巨額ナル罰金ヲ科セラル、コト、ナリタレハ、万一心得違ノモノアリタルトキハ情ニ於テ甚タ憫然ノ次第二付、常ニ心得違ナキ様一般ニ懇諭スルト共ニ、一面共同製造ノ便法アルコトヲ説示アランコトヲ望ム

一 地租其他町村ノ徴収ニ係ル納税ノ景況ヲ統計ニ照ストキハ、近來頗ル不良ニ至ルノ傾向アリ、而モ其原因ハ多ク怠慢ニ出ルモノ、如シ、徒ラニ官庁ノ手数ヲ煩シ納人ニ於テモ亦負担ノ重ヲ加フルハ喜ヘキコトニアラス、願クハ今後ハ一層尽力シテ納期内ニ完納ニ至ランコトヲ望ム

一 税金ヲ金庫ニ送付セラル、場合ニ於テ、若シ金庫ニ於テ時限ノ遅ル、ヲ口実トシ收納ヲ肯セサルカ如キコトアルトキハ、直ニ其事実ヲ通報セラレンコトヲ望ム

一 統計材料ニ関シテハ鮮カラサル手数ヲ煩ハスコトアルモ、右ハ全ク止ムヲ得サルニ出ツルコトナレハ、可成正確ニ取調ヘ迅速ニ回報セラレンコトヲ望ム

(平 18 広島 10)

17 明治35年1月 租税徴収上の施設概要

明治卅五年一月廿三日

主任

署 長[㊦] 署 員

局長宛「東京稅務管理局長」

署 長「沼田稅務署長」

租税徴収上ニ関シ客年十二月十三日庶發第一二五九号ヲ以テ、既往ノ成績ヲ挙ケ將來ノ方法等御示達ニ基キ、郡長ヘ協議ノ上赤十字總會ヲ機トシ會ノ余暇ヲ利用シテ町村長ニ面議セリ、尚ホ欠席ノ村長ニ向テハ文書ヲ以テ協議ヲ遂ケタリト雖トモ、文書ノ往復ハ既ニ幾回ナルヲ知ラザルモ、其ノ奏功著シカラザル經驗ニ鑑ミ、滞納処分ノ序ヲ以テ親シク役場ニ就キ協議ヲ遂ケタリ、而シテ其ノ結果本期ハ陰曆臘月ニ該リ、收納上最モ困難ヲ感スル時季ニ拘ラス、別表ノ如ク当署ニ於テハ未曾有ノ成績ヲ見ルニ至レリ、然レトモ親シク役場ニ就キ視察セシ実況ニ依リ一例ヲ挙ケレハ第二表ノ如クニシテ、實際ニ於テ滞納者ノ多キハ寧口從來滞納処分ヲ施コセシ數ノ僅少ナルニ驚カザルヲ得ス、之レ蓋シ町村長ニ於テハ收入役ヲシテ流用送納セシメタルト、特ニ滞納報告ヲ遲延シ表面ヲ装ヒ、村ノ面目ヲ保維セント欲セシ私情ト、一ハ当署ノ注意協商屢次ナルニ煩ヲ避ケント欲セシニモ依ルヘキヲ信ス、夫レ斯ノ如シ、然レトモ斯ノ如キ手段方法ハ一時ヲ曠過スヘキモ思慮ヲ欠クノ甚シキモノニシテ、其ノ結果タルヤ收入役ヲシテ職ニ堪ユル能ハザラシメ、交替ノ頻繁ヲ來シ在職二年ニ滿ツルハ稀ナリト云フ、而シテ收入役交替ノ都度收納上ノ不成績ヲ顕出セリ、依之觀之、這回ノ成績ヲ維持スルモ寧口容易ノ業ニアラザルヘシ、況ンヤ進テ皆納ヲ期セシメント欲セハ、御趣旨ノ如ク積年怠慢ノ弊風ヲ一洗シ善良ナル慣習ヲ養成ヲ勉ムルニアラスンハ得ヲ望ムヘカラス、今義務者ノ方面ニ付キ經

済上ノ一班ヲ挙クレハ、養蚕ヲ以テ生業トスルモノ多クシテ、其ノ終歳ノ所得ハ一時ニ得テ一時ニ散スル習俗ナルヲ以テ、常時金銭ノ義務ヲ果ス能ハザルハ必至ノ状勢ヲ免ル、ヲ得ス、故ニ之ノ習俗ニ從ヒ適當ノ施設ヲ為サシメント欲シ屢次郡長并ニ町村長ニ謀レリ、然ルニ監督官序ニ於テ町村収納ニ関スル規程ヨリ帳簿様式改正ノ内議熟シ不日発令ノ筈ナルヲ以テ、発令ヲ機トシ町村長并ニ收入役ヲ会同シ、納税組合ヲ組織セシムル等積極ノ方法ヲ講スルコトニ内議略ホ進行候ニ付、右等ノ施設ニシテ実行ノ曉ニ至ラハ徴収上大ニ見ルヘキアルヲ疑ハス、茲ニ御示達ニ基ク施為ノ概要ヲ具シ及御答申候也

田租第三期分前三ヶ年収納額調

年度	調定額		収入額		未収入額		調定額ニ対スル収入額ノ歩合
	調定額	収入額	未収入額	未収入額			
三十一年度	四、五五七	八〇〇	四、二四〇	二七七	三一七	五二三	九三〇
三十二年度	四、九四〇	三三一	四、四五二	八八五	四八七	四四六	九〇一
三十三年度	四、九五四	三二四	四、八三六	五三四	一一七	七七一	九七六
三十四年度	四、九七五	四一八	四、九二九	五四七	四五	八七一	九九〇
平均	一九、四二七	八六三	一八、四五九	二五二	九六八	六一一	九五〇

未収入額中、理由左ノ如シ

金拾五円四拾貳銭八厘

久呂保村送納額ノ処、金庫閉鎖時間ニ心付ス（折悪ク土曜日ニ相当、二時マテ取扱協

議シ置タリ、午後三時ニ納入方出頭セシモ閉鎖後ニ係リ納入ノ手續ヲ了セス、日曜
翌日即二十日完納

金貳拾七円貳拾貳錢八厘
白沢村送納額一月廿一日納入

金八錢五厘
白沢村送納額、残未納

金三円貳拾三錢
滞納額 滞納者僅二屯人

庶務第一二五九号

租税ノ納期ヲ愆ラサルコトヲ期スヘキハ臣民ノ一大義務ニシテ、從來既ニ専ラ注意セラル、所ナリト雖、滞納者ハ逐年^カ通加スルノ傾向アルモノ、如シ、今既往数年以來直接国税ニ就キ毎納期收納ノ歩合ヲ挙クレハ、第一号表ノ如クニシテ漸次歩合ノ減退ヲ示セリ、之レ市町村長カ送付期限ヲ誤ルノ多キヲ加フルアルモノ、蓋シ其主因タルヘシト雖、其結果ハ直ニ以テ滞納者ノ数ニ影響スルモノ、如シ、今更ニ督促状ノ発付数ヲ挙クレハ第二号表ノ如クニシテ、著大ノ増加ヲ呈セリ、之レ徵税官タル者ノ宜シク之カ矯正ノ策ヲ講セサルヘカラサル所ナリトス、幸ヒ近年ハ豊穰打続キ加フルニ穀価亦常ニ高位ヲ保チ、民間ノ經濟上概シテ幾分ノ余裕ヲ存スル折柄ナルヘキヲ以テ、此際郡長及市区町村長ニ協議スル等、便宜ノ方法ニ依リ積年怠慢ノ弊風ヲ洗除シ充分納税者ノ注意ヲ喚起シ、将来納税上善良ノ慣習ヲ養成候様留意スヘシ

右内示ス

明治三十四年十二月十三日

東京稅務管理局長 田中国三郎印

沼田稅務署長 江口胤俊殿

第一号表
直接国税毎納期収入歩合調

租 田														税目		
期 五 第				期 四 第				期 三 第				期 六 第				納期別
計	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	計	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	計	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	府県別	
九八六	九八六	九九〇	九七九	九九六	九八九	九九〇	九九三	九八三	九九三	九八一	九九一	九八五	九七二	九八四	三十一年度	
九三八	九四七	九四六	九〇七	九九〇	九一〇	九七九	九四六	八二七	九七七	九二〇	九七二	九四一	八六三	九八二	三十二年度	
九一九	九六四	九一〇	九〇一	九六五	九〇九	九二七	九〇四	八九一	九七七	九二三	九五二	九二〇	九〇四	九七六	三十三年度	
八七四	九六〇	八三五	八六六	九四八	八八六	九五五	八三六	八九八	九六二	八七二	九四三	八三四	八七五	九二八	三十四年度	
															七九五	
															九〇〇	
															八一八	
															七一〇	
															九〇〇	

租 地 宅 街 市									租地雜地宅村郡、畑										
分 年 半 後					分 年 半 前				期 二 第				期 一 第						
計	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	計	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	計	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	計	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都
九八二	九七九			九八二	九九二	九四二			九九三	九七四	九六七	九八七	九六六	九八四	九八九	九九七	九九六	九八五	九七七
九三二	九八七			九三一	九四五	九五二			九四五	八八三	九四七	九〇五	八〇三	九三九	九二三	九四一	九五二	八七一	九七八
九二一	八四九	五七一	六三一	九三四	九三四	八三一	七三六	七三〇	九四三	八九八	九二〇	八八三	八七四	九四九	八五八	九〇七	七九九	八二六	九四五
八八五	九四七	七七四	七六四	八八七	八七七	九一二	七四八	七八九	八七九	八一八	八七八	七五五	七九七	八六七	八五九	九〇二	八〇三	八五一	八九四
/					八八七	七三六	五一八	五九二	九〇二	七九二	八五一	七三七	七九二	八五八	八三八	九一四	七四一	八三六	八六四

税 業 営										税 得 所									
分 期 後					分 期 前					分 期 後				分 期 前					
計	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	計	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	計	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	計	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都
八五六	八八七	九五七	九二七	八三八	八六六	九五七	九八七	九四一	八三八	九七六	九七一	九八八	九四〇	九九七	九八一	九九二	九八〇	九七四	九八一
八二七	八八四	八六九	七五六	八二六	八六二	九四四	九三五	八九四	八四六	九六一	九〇八	九二七	八七四	九七一	九三九	九三八	九六四	八八二	九四一
八六九	八七五	八五九	八三三	八七二	八五六	九一三	九三八	八四一	八四五	九三三	九四〇	八九二	八七一	九四五	九二三	八八五	八四七	八二八	九四九
六七三	七九九	六七八	七一一	六五九	八一二	九一二	八二二	八七四	七九八	八二九	九二〇	八〇〇	八一九	八二二	八一〇	八九一	八〇六	八一	七九九
六八四	六八一	六四九	六九五	六八七	六〇七	七二六	五八二	七三五	五八九	△					七四七	八〇五	七三一	七八一	七三五

第二号表
直接国税督促状発付数調

税 得 所					租 地					税目
計	群馬県	千葉県	埼玉県	東京府	計	群馬県	千葉県	埼玉県	東京府	府県別
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	税額 人員
三、七四二、三二三 八四二	一一九、〇一七 四三	一一一、三五五 八	三八、一四五 九	三、五五三、八〇六 七八二	四、六四六、九三六 三、九九八	一、一四〇、八五四 一、五六四	四七一、八二〇 七三四	一、〇六〇、一二五 九五八	一九七四、一三七 七四二	三十年度
五、九二八、〇一七 一、四三三	二〇八、二二三 七八	四三、一五〇 一九	九九、六八七 三〇	五、五七六、九六七 一、三〇六	八、六八三、一〇六 七、九五八	二、〇四五、三一八 二、七四八	一、一二三、六七〇 一、七一五	二、五八五、八六五 二、二四四	二、九二八、二五三 一、二五一	三十一年度
一一、五八一、六六〇 二、〇四二	一、〇九二、一六二 二〇四	五七二、一四六 四三	一九〇、七三五 四二	九、七二六、六一七 一、七五五	一六、九七五、七六八 一一、〇七七	三、一六六、六六八 三、三〇三	二、五五〇、九〇〇 二、七八七	四、〇四五、〇九〇 三、〇九二	七、二二三、一一〇 一、八九五	三十二年度
三三、二二五、七九九 三、三三〇	一、一二二、八三八 三五〇	一、一三七、一七七 九一	八〇五、五〇一 九五	三〇、一六〇、二八三 二、七九四	二二、二九二、八四七 一四、二四六	三、〇四六、四九二 三、三六五	三、四〇七、二六六 三、六六九	四、七六六、七一四 四、一七〇	一一、〇七二、三七五 三、〇四二	三十三年度

計		合			税 業 營				
計	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	計	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二八、八三七、九五三 九、八四七	二、〇九六、四二九 一、九二三	五八一、九〇〇 七八六	一、二九四、九九二 一、〇五一	二四、八六四、六三二 六、〇八七	二〇、四四八、六九四 五、〇〇七	八二六、五五八 三一六	八八、七二五 四四	一九六、七二二 八四	一九、三三六、六八九 四、五六三
四五、四四七、六五六 一五、八三九	四、一九二、三二九 三、五一五	一、五六五、九〇三 一、八七八	三、五〇五、三二九 二、五二六	三六、一八四、〇九五 七、九二〇	三〇、八三六、五三三 六、四四八	一、九三八、七九八 六八九	三九九、〇八三 一四四	八一九、七七七 二五二	二七、六七八、八七五 五、三六三
六一、一五〇、一一九 一九、九二六	六、四八二、八二五 四、二四五	三、六三〇、八〇二 二、九七〇	五、〇五二、九四二 三、四〇六	四五、九八三、五五〇 九、三〇五	三二、五九二、六九一 六、八〇七	二、二二三、九九五 七三八	五〇七、七五六 一四〇	八一七、一一七 二七二	二九、〇四三、八二三 五、六五七
一一一、二七九、〇五九 二八、三二二	七、五一八、四七八 四、七九九	五、三〇七、一一一 三、九八六	六、七三五、二二二 四、六〇一	九一、七一八、二四九 一四、九二六	五五、七六〇、四一三 一〇、七三六	三、三四九、一四八 一、〇八四	七六二、六六八 二二六	一、一六三、〇〇六 三三六	五〇、四八五、五九一 九、〇九〇

(平2 関信 20)

18 明治35年2月 市町村における国税徴収の景況

庶第四六二号

市町村ニ於テ徴収セル国税納付ニ関スル件ニ付、本月十四日往第五七号ヲ以テ御照会之趣了承、右ハ直ニ訓示致候条御承知相成度、此段及回答候也

明治三十五年二月十九日

福島県知事 有田義資印

郡山稅務管理局長司稅官 小林 重殿

明治三十五年二月五日立案 二月七日裁決 二月十四日施行

局長印「小林」司稅官 庶務課長 課員 印 主任印「半田」

国税徴収ニ関スル照会案

往第五七号

市町村ハ納期後ニ国税ヲ徴収スヘカラサルコト、及徴収シタル国税ハ納期後三日以内ニ納付スヘキハ当然之義ニ有之候処、管内稅務署長ノ報告ニ拠レハ、納期後ニ国税ヲ徴収シ金庫閉鎖時間後及納期後三日ヲ過キテ納付シタル市町村數、左記ノ通ニ有之、徴収上遺憾不尠候ニ付、爾後市町村ニ於テ可成納期中ニ完納ノコトニ配慮候様、御取計相成度右及照会候也

年 月 日

局 長

福島県知事宛

備考、令第二二三三五号原議書ハ既ニ編纂シアルヲ以テ、本書添付セス
 理由 国税ノ円満ナル徴収ヲ希望スルニ由ル
 文書施行上ノ注意 左記ハ別表ヲ謄写スルコト

署名	郡山	二本松	福島	桑折	中村	富岡	平	三春
納期後二国税ヲ徴 取シタル市町村数	一二	一	一	一	一四	一	四〇	三一
金庫閉鎖時間後ニ納 付シタル市町村数	二	一	一	九	三	二	二	一
納期後三日ヲ過キテ 納付シタル市町村数	九	一	一	二九	四	三	三〇	一四

局長代理Ⓔ 司税官 庶務課長 課員 主任Ⓔ
 明治三十四年十二月十三日立案 十二月十三日裁決

計	田島	高田	坂下	喜多方	若松	須賀川	白河	棚倉	石川
一九三		一七		二五	八	一四	一七		一五
七三		六	八	二三		六	五	二	五
一五〇		九	三	二四	八	五	一〇	二	

本月令第二三三五号ニ抛リ、桑折稅務署外拾四署ヨリ提出ニ係ル申報書、供高覽候也

本件悉皆取纏ノ上県庁ニ照会セラレタシ

高第五九八号 明治廿四年十二月九日

高田稅務署長

郡山稅務管理局長殿

本月令第二三三五号ニ依ル租稅徵收ニ関スル景況ハ左記之通ニ有之候

第一項 納期限後徵收ヲ為サ、ルモノハ殆ント皆無ノ姿ニシテ、特ニ甚タシキハ期限經過後ノ收入額期日迄ノ收納高ヨリモ却テ多額ナルモノアル実況ニシテ、其原因種々アルベシト雖トモ概略左ノ數種ニ起因スベシ

第一 從來ハ県令ヲ以テ市町村ノ收納ニ係ルモノハ、總テ法定最終期日ノ一旬繰上ノコトニ規定シアリシヲ以テ、町村ハ告知書付記ノ期限經過ノ後十日間ニ於テ取纏メ送納スルノ風自然習慣トナリ、現今ノ如ク法定期日ニ依ルモ尚ホ納期限ニ至リ始メテ納付スルモノ多ク、且ツ町村役場ニ於テモ納期最終日ニ至ラザレハ充分ナル注意ヲ与ヘザル傾キアリ

第二 從來郡役所ニ屬スル県稅以下諸稅ノ收納景況ヲ通觀スルニ、監督官庁ノ町村ヘ對スル命令ハ常ニ完全ニ行ハレ居ラサルモノ、如ク、為メニ不整理ヲ極メ納期日ハアレトモ殆ントナキカ如キ有様ナリシ、現任郡長ハ大ニ之ヲ憂慮シ期限ノ勵行ヲ企図セラレシモ、今俄カニ期日經過後ハ町村ヲシテ断然徵收ヲ為サレズトスレバ、挙テ滞納者トナルノ奇觀ヲ呈シ、少シク猶予スルモ尚ホ容易ナサラル多^(ママ)數ノ滞納報告ニ接スルノ止ムヲ得サルニ至ル、而シテ限リアル吏員ト經費トハ俄カニ幾千人ノ多キ滞納者ニ對シ処分ヲ為スハ到底不能ノ事ニ屬シ、殆ント其処理ニ困ミ、遂ニ可成町村ヲシテ徵收セシムル傾向アリ、納稅義務者ニ在テハ滞納ノ報告セラ

レザル間ハ町村役場ヨリ屢々督促セラル、モ、一旦報告セラレタル以上ハ数十日ノ後ニアラザレバ財産ノ差押ヲ受クルコトナク、寧ロ居ナガラ僅カニ督促手数料ヲ納付シテ、其義務ヲ果サントスル輩又少ナカラザル模様アリ、故ニ町村役場ニテハ其悪弊ヲ矯正スル為メニハ、報告セシ以上ハ郡役所ニ於テ速力ニ処分セシコトヲ希望シ居ルモ、前陳ノ如ク多数ノ滞納者ニ対シ迅速ナル処分ハ實際望ナク、自然^放縱ニ流レ緩慢ニ傾クノ風アリ、是等ハ納期限ヲ重セザルニ至リシ一原因ナルベシ

第三 町村費ニ至リテハ又一層不整理ヲ極メ実ニ想像ノ外ナリ、自治制ハ一転シテ自由制トナリ、再転シテ競争場裏トナリ、規律ノ保タレザルモノ甚タ多く、現今町村ノ有様ハ党派ヲ以テ組織シアルニ依リ反対又反対吏員ノ交代甚タシク、為メニ事務整理ニ練達スルモノ少ナク、公課ノ如キハ強制法ニ訴フルニアラザレバ納付セザル風アリ、故ニ町村機関ハ運転ノ自由ヲ失ヒ維持ノ為メニハ勢ヒ町村債ヲ起スノ外ナク、結局町村ノ不利益ニ帰スルモ、更ニ顧ミザルハ目下町村ノ常態ニシテ、随テ今尚三十三年度ノ決算ヲ完全ニ了シタルモノハ稀ニシテ、尾岐東尾岐組合村・氷玉岡川路組合村・中ノ川東川組合村ノ如キハ最モ紊乱ヲ極メ、三十一年度ノ決算スラ未済ナリト聞ク、現ニ過般尾岐東尾岐組合村ニ於テ村費徴収ヲ勵行セントシテ督促状ヲ發付シタルニ、全村二戸平均拾枚以上ニ達シタリト、是等モ亦期限ヲ重セザルニ至リシ原因ナルベシ

以上ハ全体ヲ通シタル景況ナリト雖トモ、之ヲ整理ノ程度ニ依リ三段ニ區別スレバ、概ネ左ノ如シ

横田大滝組合村、川口本名組合村、野尻村、大芦村、沼沢村ノ五ヶ役場ヲ上トシテ、西川三谷原谷組合村、川西村、新鶴村、赤沢村、永井野村、旭村、藤川村、本郷村、高田田川組合町ノ九ヶ役場ヲ中トシ、尾岐東尾岐組合村、氷玉岡川路組合村、中ノ川東川組合村ノ三ヶ役場ヲ下トス

右ノ実況ナルヲ以テ、常ニ口頭ニ書面ニ殆ント余ス処ナキ迄注意ヲ与ヘ居ルモ、今ニ其効ナク、旧慣ヲ襲踏シ毎納

期共不結果ニ終局ス、甚タ遺憾ニ堪ヘズ、尤モ現今ニ至リ郡役所ニ於テモ漸次納期日ノ勵行ヲ断行スルノ模様アルニ依リ、爾來相待テ勵行スルニ至ラハ好果ヲ見ルノ期ハ遠キニアラサルベシト信ス

第二項 金庫閉鎖時間迄ニ納付セス、其時間ヲ遅延セシムル町村ハ、高田田川組合町、赤沢村、尾岐東尾岐組合村、氷玉岡川路組合村、新鶴村、本郷ノ六ヶ役場ハ殆ント毎納期遅延セシム、其理由ハ前項ニ述ベタル如ク納期限後ノ徴収多キニ由ル

第三項 納期限後三日ヲ經過シテ納付シタル町村、左ノ如シ

高田田川組合（赤沢）（尾岐東尾岐組合）（氷玉岡川路組合村）（新鶴）（中ノ川東川組合）ノ六ヶ町村ニシテ、其他（横田大滝組合）（野尻）（沼沢）ノ三ヶ村各一回ツ、一日遅延セシモ、理由ハ西部遠隔ノ地ニシテ雪支ニ由ル、尚期限後送納セシ理由ハ即チ第一項ニ開陳セシ如ク、送納最終日ニ至ルモ際限ナク徴収ヲ為ス等、之カ原因ト認ム
右申報候也

（昭54 仙台 2095）

19 明治35年3月 納税告知書に記載する納期日

原甲二二〇号

市町村ヨリ各納税人ニ発スル租税納税告知書ニ記載スル納期日ノ義ニ付、別紙写之通今般当省大臣ヨリ内務大臣へ照会相成候ニ付テハ、地方長官ヨリ本件訓令アリタル時ハ、尚稅務署長ヨリモ其ノ趣旨徹底実行セシムル様、市町村長ニ協議セシメラルヘク、且又本件実行ト同時ニ滞納者ヲ多カラシメサルコトニハ十分注意セシメラレ度、依命此段及

通牒候也

明治三十五年三月十八日

大蔵省主税局長代理 松尾臣善 印

東京稅務管理局長 田中国三郎殿

追テ、稅務署長ヨリ直ニ納稅人ニ交付スル納稅告知書モ、本文ノ趣旨ニ依リ取扱候様、為念御注意置相成度候

國稅徵收法ニ依リ市町村ニ於テ租稅ヲ徵收スル場合ニ於テ、往々納稅告知書ニ法定納期限ヨリ多クノ日子ヲ早メテ納期日ヲ記載シ、且ツ其期日ニ稅金ヲ納付セサル者ニ對シ、書面ヲ以テ又ハ役場ニ召喚シテ督促ヲ為ス向鈔カラサルヤニ候処、右ハ法律ニ於テ納期限ヲ定メタル趣旨ニ適合セサル義ニ付、自今納期日ヲ指定スルハ可成法定納期限ノ日、又ハ其日ニ接近シタル日ヲ以テスヘキコトニ訓令スヘキ旨、各地方長官ヘ御訓令相成候様致度
此段及照會候也

年 月 日

大 蔵 大 臣

内 務 大 臣

庶收第二〇三七号二

稅務署長

市町村ヨリ各納稅人ニ發スル租稅納稅告知書ニ記載スル納期日ノ義ニ付、別紙写ノ通大蔵省主税局長代理ヨリ依命通牒有之候条、地方長官ヨリ本件訓令アリタルトキハ、尚其稅務署長ヨリモ市町村長ニ協議ヲ遂ケ、且本件実行ト同時

ニ滞納者ヲ多カラシメサル様注意スヘシ

明治三十五年三月二十日

東京稅務管理局長 田中国三郎

(昭43 東京 83・4)

20 明治35年4月 国税徵收法施行規則の改正

朕、国税徵收法施行規則ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十五年四月十日

大藏大臣男爵 曾弥荒助

勅令第三百三十五号(官報四月十一日)

国税徵收法施行規則

第一条 收稅官吏国稅ヲ徵收セムトスルトキハ、納稅人ニ對シ其ノ納金額、納期日及納付場所ヲ記載シタル納稅告知書ヲ發スヘシ、但シ金庫ニ納付セシムル場合ノ外口頭ヲ以テ告知スルコトヲ得

第二条 市町村ニ於テ徵收スヘキ国稅ハ、收稅官吏書面ヲ以テ其ノ金額ヲ市町村ニ通知スヘシ

市町村ハ前項ノ通知ニ依リ納稅人ニ對シ其ノ納金額、納期日及納付場所ヲ記載シタル納稅告知書ヲ發スヘシ

第三条 国税徵收法第四条ノ一ニ依リ納期ノ到ラサル税金ヲ徵收セムトスルトキハ、納期日ヲ定メ第一条ノ告知又ハ第二条ノ通知ヲ為スト同時ニ、其ノ旨告知又ハ通知スヘシ

納税告知ヲ為シタル後、国税徴収法第四条ノ一二依リ納期日前之ヲ徴収セムトスルトキハ、收税官吏ハ納期日ノ變更ヲ納税人ニ告知スヘシ

前項ノ国税ニシテ市町村ノ徴収スルモノナルトキハ、納税人ニ告知スルト同時ニ其ノ旨市町村ニ通知スヘシ

第四条 市町村ニ於テ税金ヲ徴収シタルトキハ領收証ヲ納税人ニ交付スヘシ

第五条 市町村ニ於テ徴収シタル税金ハ送付書ヲ添へ漸次之ヲ金庫ニ送付スヘシ、但シ納期後三日ヲ過クルコトヲ得ス

第六条 市町村ニ於テ国税徴収法第八条ニ依リ税金送付ノ責任ノ免除ヲ請ハムトスルトキハ、地方長官ヲ經由シテ大蔵大臣ニ申請書ヲ提出スヘシ

地方長官前項ノ申請書ヲ受ケタルトキハ、其ノ事実ヲ調査シ意見ヲ具シテ大蔵大臣ニ送付スヘシ

第七条 市町村ハ納期内ニ税金ノ納付ヲ了ラサル者アルトキハ、直ニ其ノ氏名、住所若ハ居所及納金額、滞納ノ事由ヲ所轄稅務署ニ報告スヘシ

第八条 国税徴収法第四条ノ一二依リ徴収スルコトヲ得ル国税ハ左ニ掲クルモノニシテ、納期ニ到リ税金ノ徴収ヲ完ウスルコト能ハスト認ムルモノニ限ル

- 一 納税ノ告知ヲ為シタル諸税
- 二 造石数査定済ノ酒類、酒精、酒精含有飲料、並醬油ノ造石税及造石数査定済ノ麦酒税
- 三 当該年分ノ自家用醬油製造税

第九条 納税義務者納税管理人ヲ定メ若ハ變更シタルトキハ、其ノ氏名及住所若ハ居所ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ
納税管理人其ノ氏名、住所又ハ居所ヲ變更シタルトキハ、之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

市町村ニ於テ徴収スヘキ国税ニ係ルトキハ、前三項ノ申告ハ其ノ市町村ヲ經由スヘシ

第十条 国税徴収法ニ依ル書類ノ送達ハ使丁又ハ郵便ニ依ルヘシ

第十一条 国税徴収法第九条ニ依リ納税ノ督促ヲ為サムトスルトキハ、收税官吏ハ納税者ニ対シ督促状ヲ発スヘシ
督促状ヲ發シタルトキハ手数料トシテ金十錢ヲ徴収ス

第十二条 質權又ハ抵当權ノ設定セラレタル財産ヲ差押フルトキハ、收税官吏ハ督促手数料、滞納処分費及税金額、其ノ他必要ト認ムル事項ヲ其ノ債權者ニ通知スヘシ

国税ニ対シ先取權ヲ有スル債權者、前項ノ通知ヲ受ケ其ノ權利ヲ行使セムトスルトキハ、証憑書類ヲ添ヘ其ノ事案ヲ証明スヘシ

第十三条 民事訴訟法ニ依リ仮差押ヲ受ケタル財産ヲ差押フルトキハ、之ヲ執行裁判所又ハ執達吏若ハ強制管理人ニ通知スヘシ、仮処分ヲ受ケタル財産ヲ差押フルトキ亦之ニ準ス

第十四条 差押フヘキ財産管轄区域外ニ在ルトキハ、收税官吏ハ其ノ財産所在地ノ收税官吏ニ滞納処分ノ引継ヲ為スヘシ

第十五条 差押フヘキ財産数人ノ共有ニ係ルトキハ、滞納者ニ属スル持分ニ就キ滞納処分ヲ為シ、其ノ持分ノ定メナキモノハ持分相均キモノトシテ処分スヘシ

第十六条 收税官吏財産ヲ差押ヘタルトキハ差押調査ニ通ヲ作り、立会人ト共ニ之ニ署名捺印シ、其ノ一通ハ立会人ニ交付スヘシ、但シ立会人ニ於テ署名捺印ヲ拒ミ又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ、其ノ理由ヲ付記スヘシ
差押調査ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 滞納者ノ氏名及住所、若ハ居所

二 差押財産ノ名称、數量、性質、重要ナル事情並所在ヲ明ニスル事項

三 差押ノ事由

四 調書ヲ作リタル場所、年月日

前二項ノ規定ハ債權ノミノ差押ニハ之ヲ適用セス

第十七條 收税官吏財産ヲ差押ヘタル場合ニ於テ、滞納者又ハ第三者ヨリ督促手数料、滞納処分費及税金ヲ完納シタルトキハ、其ノ財産ノ差押ヲ解クヘシ

第十八條 公売ハ入札又ハ競売ノ方法ヲ以テ之ヲ為スヘシ

第十九條 国税徴収法第二十四條ニ依リ公売ヲ為サムトスルトキハ、左ノ事項ヲ公告スヘシ

一 滞納者ノ氏名及住所、若ハ居所

二 公売財産ノ名称、數量、性質、重要ナル事情、並所在ヲ明ニスル事項

三 入札又ハ競売ノ場所、日時

四 開札ノ場所、日時

五 保証金ヲ徴スルトキハ其ノ金額

六 代金納付ノ期限

第二十條 財産公売ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ、加入保証金又ハ契約保証金ヲ徴スヘシ

落札者又ハ買受人義務ヲ履行セサルトキハ、其ノ保証金ハ之ヲ政府ノ所得トス

第二十一條 公売ハ財産所在ノ市区町村内ニ於テ之ヲ為スヘシ、但シ收税官吏必要ト認ムルトキハ他ノ地方ニ於テ之

ヲ為スコトヲ得

第二十二条 公売ハ公告ノ初日ヨリ十日ノ期間ヲ過キタル後之ヲ執行スヘシ、但シ其ノ物件不相応ノ保存費ヲ要スルモノ、若ハ著シク其ノ価格ヲ減損スルノ虞アルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十三条 財産ヲ公売セムトスルトキハ、收税官吏ハ其ノ財産ノ価格ヲ見積リ之ヲ封書トシ、公売ノ場所ニ置クヘシ

第二十四条 記名式又ハ指図式有価証券ヲ売却シタルトキハ、收税官吏ハ期限ヲ指定シ滞納者ヲシテ権利移転ノ手續ヲ為サシムヘシ

前項ノ期間内ニ滞納者其ノ手續ヲ為ササルトキハ、收税官吏ハ滞納者ニ代リテ之ヲ為スコトヲ得

第二十五条 入札ノ方法ヲ以テ公売ニ付スル場合ニ於テ、落札トナルヘキ同価ノ入札ヲ為シタル者一名以上アルトキハ、其ノ同価ノ入札人ヲシテ追加入札ヲ為サシメ落札者ヲ定ム、追加入札ノ価格仍同キトキハ抽籤ヲ以テ落札者ヲ定ム

第二十六条 財産ヲ公売ニ付スルモ買受望人ナキカ、又ハ其ノ価格見積価格ニ達セサルトキハ、更ニ公売ヲ為スコトアルヘシ

第二十七条 公売財産ノ買受人代金納付ノ期限マテニ其ノ代金ヲ完納セサルトキハ、收税官吏ハ其ノ売買ヲ解除シ更ニ之ヲ公売ニ付スヘシ

第二十八条 前二条ニ依リ再公売ヲ為ス場合ニ於テハ、第二十二条ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得

第二十九条 国税徴収法第四条ノ一第二号乃至第六号ニ該当スル場合ニ於テハ、收税官吏ハ当該官庁、公共団体、執行裁判所、執達吏、強制管理人、破産主任官又ハ清算人ニ督促手数料、滞納処分費及滞納税金ノ交付ヲ求ムヘシ、但シ他ニ差押フヘキ財産アルトキハ之ヲ差押フルコトヲ妨ケス

第三十条 滞納処分ヲ結了シタルトキハ、收税官吏ハ其ノ処分ニ関スル計算書ヲ作り之ヲ滞納者ニ交付スヘシ

売却シタル財産ニ対シ質権又ハ抵当権ヲ有スル者ハ、其ノ計算ニ関スル記録ノ閲覧ヲ收税官吏ニ求ムルコトヲ得

第三十一条 納税告知督促及滞納処分ニ関スル公告ハ税務署ニ之ヲ為スヘシ、但シ必要ト認ムルトキハ税務署ノ外適
当ノ場所ニ又ハ他ノ方法ヲ以テ之ヲ為スヘシ

附則

第三十二条 市制町村制ヲ施行セサル地方税務署所
在地ヲ除クノ戸長ハ、税務署收税官吏ノ通知ヲ受ケ、其ノ町村内ノ国税酒類
酒精

酒類含有飲料並醬油ノ
造石税及麥酒税ヲ除クヲ徴収シ之ヲ金庫ニ払込ムヘシ

第三十三条 前条ニ依リ徴収スヘキ国税ヲ其ノ納期内ニ完納セサル者アルトキハ、戸長ハ本則中ニ規定セル市町村ノ
例ニ準シ所轄税務署ニ報告スヘシ

第三十四条 本令中市町村ニ関スル規定ハ、国税徴収法第三十三条ニ依リ指定セラレタル公共団体ニ之ヲ準用ス

第三十五条 本令ハ明治三十五年法律第三十六号国税徴収法中改正法律施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十年勅令第二百一十一号ハ之ヲ廃止ス

〔法令全書〕

21 明治35年5月 国税事務整理に付税務署長演示

近来町村ノ国税事務稍ク紊乱スルノ傾向有之、執務上不便不勘ニ付、町村長集会ニ臨ミ郡長列席ノ上左ノ趣旨ヲ演示
シ、郡長モ大ニ賛同ノ意ヲ表セリ、尤モ町村ノ税務ヲ繁忙ナリト陳述スルハ、或場合ニ於テハ不得策ノ感ナキニアラ

サルモ、現況ニ照シテハ最モ機宜ニ適シ、且整理ヲ告ケシムルニハ捷徑ナリト信シ、爰ニ此談話ヲ試ミタル次第ニ有之候、此段及報告候也

明治二十五年五月九日

署長「山口稅務署長」

局長「広島稅務管理局長」

町村事務ノ整否ニ関シテハ別ニ監督官庁ノアルアリ、素ヨリ稅務署長ノ容喙スルノ限ニアラズト雖トモ、其國稅事務ノ整否ニ至テハ稅務署最モ密接ナル關係ヲ有シ、其利害ヲ受クルコト尠カラス、故ニ郡長ノ紹介ヲ以テ爰ニ臨ミ我意ノアル所ヲ陳述シテ諸君ノ同意ヲ得ントス

聞ク所ニ依レハ近來町村ノ國稅事務整理セサルモノ甚タ尠カラスト、予ハ果シテ其然ヤ否ヲ斷言スルヲ欲セズト雖トモ、現ニ地租ノ如キ納額通知書ヲ發シ之ニ基キ徵收セラレタル金額ニ一ノ過不足アリタルコトナク、然ルニ一面土地台帳ノ照合ヲセラレタルトキハ、毎時多少ノ不符合ヲ發見セサルコトナキハ、予カ其整否ニ付テ疑ヲ懷カサルヲ得サルノ一ナリ、其他不整理トシテ例証ヲ挙クルトキハ蓋シ其事件鮮カラサルヘシ、若シ果シテ事実ノ不整理ナリトセンカ、獨徵稅上ニ不都合ノ結果ヲ成スノミナラス、選舉權ニモ直接ノ關係ヲ有シ、其影響スル所実ニ鮮少ニアラサルナリ、而シテ此事務ノ整理ハ最モ複雑ニシテ手数ヲ煩シ、町村ノ行政事務中決シテ輕視スヘカラス、新聞紙ノ報スル処ニ依レハ、過日內務大臣ノ地方官ニ向ヒ町村行政事務ノ内特ニ徵稅事務ニ重ヲ置クノ要ヲ訓示セラレタルヲ以テモ知ルヘシ、今其一例トシテ我吉敷郡内ノ地租ニ付町村役場ニ於テ其手数ヲ要スル大要ヲ示セハ、反別ニ二万四千八百余丁步、地租拾壹万二千八百余円、筆數二十万余筆、此納租人ハ一万六千有余人ナリ、而シテ此二十万余ノ筆數ニ對シテハ時々異動アリテ、其異動ニ関シテハ台帳・名寄帳及地図等皆更正ヲ加ヘサルヘカラス、廿四年中ノ台帳・名寄帳ノ更正ヲナシタル筆數ヲ挙クレハ、実ニ壹万七千八百余筆ニシテ、其整理ニ手数ヲ要シタルモノ容易ノコトニアラス、

又此壹万六千有余ノ納租人ニ対シテハ、納期毎二人別ニ納税告知書ヲ發セサル可ラズ、此納税告知書ハ隨時收入ヲ合スレハ一ヶ年殆ド十万ニ近キ多数ノ調製ヲ要ス、而シテ之レ地租ノミニ付テノ手数ナリ、此他所得税營業税ニ関シテモ亦手数ヲ要スルコト少カラサルノミナラス、国税諸般ノ取扱ハ実ニ煩雜ノ手数ヲ要スルナリ、夫レ斯ノ如ク極メテ煩雜ニシテ多大ノ手数ヲ要スルカタメ、動モスレハ間違ヲ生シ易シ、而シテ若シ間違ヲ生シタルトキハ如何、其結果ノ容易ナラサルコトハ既ニ前陳述シタルカ如シ、故ニ諸君ニ於テモ此事務ニ向テハ最モ重ヲ置テ整理ヲ期セラレサル可ラス、予ハ其整理ノ方法トシテ二三ノ希望ヲ述ヘント欲ス、第一予カ斯事務ニ不整理ヲ成シタルノ原因ト認ムルモノハ、主トシテ其事務分配當ヲ得スシテ担任重ニ過クルノミナラズ、主任ノ更迭頻繁ニシテ忠実ナル意思ナキニ依ルモノ、如シ、元來稅務ハ多ク計算ニ基クモノニシテ快味甚ダ乏シク、且一般ヨリハ嫌忌セラル、ノ職務ナルカ故、人多ク之ヲ忌避スルノ傾キアリ、故ニ相当ノ人物ヲ得ントセハ待遇ヲ厚クシテ人意ヲ引カサル可ラス、然ルニ予ノ聞ク所ニ依レハ稅務主任ハ他ニ比シ寧口優待セラレサルモノ、如シ、是レ蓋シ主任更迭頻繁ナル所以ナラン、果シテ予ノ推測ニ誤ナシトセハ、今後ハ事務ノ担任ヲ適當ニ分配スルト共ニ、最モ其主任ヲ優待スルノ方法ヲ講セラレシコトヲ望ムナリ、第二土地台帳ノ照合ハ最モ必要ナルニモ拘ラス、近年動モスレハ等閑ニ流ル、ノ傾アリ、今後ハ少クモ一年一回以上ハ必ラス照合セラレシコトヲ望ム、第三稅務主任ノ集會ハ之ヲ開催スルニ當テ、今日マテハ曾テ拒絕セラレタル事ナカリシモ、事費用ニモ關スルカタメ多少物議モナキニアラサルト聞ク、此集會ハ既往ノ実跡ニ徴スルモ頗ル有益ナルコトハ諸君ニ於テモ業ニ既ニ確認セラル、所ナリト信スルカ故、今後モ尚一年一回以上ハ必ラス集會セシメラレシコトヲ望ム、是レ予カ諸君ニ希望セントシタルノ要点ナリ、終ニ臨ミ特ニ一言シタキハ、町村役場ト稅務署ノ間ハ最モ融和円満ニシテ、事務ノ連絡ヲ密接セシメ、諸君ト共ニ益々斯事務ノ効績ヲ擧ゲシコトヲ望ム、尚所得稅營業税ニ関シテハ從來御好意ヲ受ケタルコトヲ厚ク感謝スルト共ニ、將來モ尚益十分ノ御尽力ヲ仰ク

22 明治36年1月 徴税督励に付内訓

内訓甲第一号

稅務署長

徴收事務ハ稅務最終ノ枢機ニシテ、納期内ノ完納ヲ目的トスヘキコトハ既ニ訓示シタルトコロナルノミナラス、這般制定ニ係ル徴收事務取扱手續ニ於テモ特ニ明条ヲ掲ケテ此ノ事ヲ明ニセリ、而シテ今徴收ノ狀況ヲ既往ノ実績ニ徴スルニ、各地方及各署其ノ成績ヲ異ニスト雖、全管ヨリ觀察ヲ下セハ每期完納ヲ告ケツ、アルハ少ナクシテ、漸次滞納者ヲ増加スルモノ多シ、而シテ滞納ノ原因モ多クハ怠慢ニシテ、事實貧困等止ムヲ得サルニ由ルモノハ百中二、三ニ過キス、斯ク怠慢滞納者ノ増加スルハ或ハ納稅者義務心ノ欠乏、其ノ他ノ事情ニ因ルヘシト雖、亦稅務当局者ニ於ケル徴稅督励ノ方法其ノ宜ヲ得ルトキハ、大ニ之ヲ矯正スルコトヲ得ヘシ、又特ニ近時市町村徴收ノ狀況ヲ見ルニ、徴收金ヲ法定ノ送納期間内ニ金庫ニ送付セスシテ期限ヲ經過スルモノ甚多シ、是等ニ對シテハ直接市町村ニ就キ又ハ監督官庁ニ知照シテ将来ノ注意改善ヲ促サ、ルヘカラス、元來市町村ニシテ期限ヲ重ンスルノ風ヲ生セサレハ、納稅者ノ怠慢ヲ矯正スル能ハサルハ勿論ノ義ニ有之、要ハ唯市町村及被稅者ニ對シ適応ノ督励ヲ加ヘ、納稅ヲ容易ナラシムルノ便法ヲ講シ納稅義務心ノ涵養ニ力メ、以テ納期ヲ忽ニスヘカラサルノ美風ヲ一般ニ知得養成セシメ、毎期限限ヲ徴ラサラシメサルニ在ルノミ、各稅務署ニ於テハ歲入徴收官ノ職責トシテ既ニ相当ノ画策アルコトトハ信スルモ、諸般改革ノ今日徴收督励旅費モ經理上許ス限リ配賦シタルヲ以テ、右ノ趣旨ニ依リ爾後一層成績ノ挙揚ヲ期スヘシ

右内訓ス

明治三十六年一月十日

丸亀稅務監督局長 池袋秀太郎印

(平9 高松 166)

23 明治36年3月 市町村の租稅徵收施設に付注意

主秘第六三号

市町村ニ於ケル租稅徵收上ノ設備ニ関シ、別紙(甲)号之通照會候處、(乙)号之通回答有之候條、為參考及通牒置候也

明治三十六年三月四日

大藏省主稅局長 目賀田種太郎

東京稅務監督局長 浜口雄幸殿

(別紙)

甲号

原甲第三七八号

市町村ニ於テ國稅其他一般租稅ノ徵收ヲナスニ当リ、受理スヘキ場所ノ狹隘又ハ取扱方ノ不規律等ニ依リ往々時間ヲ徒費シ、納稅者ニ煩勞ノ感ヲ与ヘ候向有之ノミナラス、殊ニ東京・京都・大阪等ノ如キ大市ニ於ケル区役所ノ如キニ

在リテハ、多数ノ納税人群集スルニ拘ハラス之ニ応スルノ設備ヲ欠如シ、甚タシキニ至テハ終ニ納税者ヲシテ出頭ノ当日税金納付ノ手續ヲ完了スルコト能ハサラシメ、其結果滞納者輩出スルニ至リ候哉ニ聞及ヒ候、就テハ爾後斯ノ如ク多数ノ納税者来集スル向ニ在リテハ、収納スヘキ窓口ヲ増加スルカ如キ相当ノ設備ヲ施シ、尚納期日ニ際シテハ便宜従事者ヲモ増加スル等、納税者ヲシテ労費ヲ節約シ時間ヲ空過セシメサル様、一層簡捷ヲ主トシ取扱候様注意方府県知事へ御訓示相成候様致度、此段及照会候也

明治三十六年二月三日

大藏総務長官法学博士 阪谷芳郎

内務総務長官 山縣伊三郎殿

乙号

秘乙第三二号

本月三日原甲第三七八号ヲ以テ、市町村ニ於ケル国税其他一般租税受領方ニ付御照会ノ趣了承、本日各府県知事へ通牒致置候条御了知相成度、此段及回答候成

明治三十六年二月十四日

内務総務長官 山縣伊三郎

大藏総務長官法学博士 阪谷芳郎殿

(平 11 東京 21)

24 明治36年4月 租税滞納処分費支出額の件

主税局報告第六十七号 経費之部 明治三十六年四月刊行

租税滞納処分費支出額ノ件

明治三十三年度及三十四年度ニ於ケル租税滞納処分人員ト滞納処分費トヲ比較対照調査スルニ、督促状発付人員ニ於テ三万千八百五十人ヲ増加シ、財産差押徴収及処分決定中止人員ニ於テ三万五百九十九人ヲ減シ、滞納処分費ニ於テ九千八百参拾円九拾八錢九厘ヲ増加セリ、之ヲ督促状発付人員ニ割当ルトキハ一人ノ処分費壹錢五厘六毛ヲ増加シ、更ニ財産差押徴収及処分決定中止人員ニ割当ルトキハ、一人ノ処分費六拾四錢壹厘九毛ヲ増加ス、今処分費ヲ督促執行ト財産差押徴収及処分決定中止トニ分割シ能ハサルヲ以テ、純正ノ歩合ヲ知ル能ハスト雖トモ、人員ニ伴ハスシテ経費ノ増加スルヲ知ルヲ得ヘシ、其詳細左表ノ如シ

租税滞納処分費支出額対照表(△印ハ減) 其一

局名	督促状発付人員			財産差押徴収及処分決定中止人員			滞納処分費		
	卅四年度	卅三年度	比較増減	卅四年度	卅三年度	比較増減	卅四年度	卅三年度	比較増減
東京	三九、四二五 人	二八、七四八 人	一〇、六六七 人	二、七八八 人	一、六三三 人	一、一五五 人	三、九七二、二三三 円	三、一〇四、四九九 円	七、六七、七三四 円
京都	五、六三九	三、三九〇	二、二四九	三、三三三	一、八九	二、三四	一、七二二、〇二二	九、四一、七五	七、九六、八四六

松山	丸亀	広島	松江	金沢	秋田	青森	郡山	仙台	松本	名古屋	宇都宮	新潟	長崎	神戸	横浜	大阪
四、一六	六、三二九	一五、五六〇	七、九九二	一七、三八三	九、〇五一	七、五一八	一、九九五	三八、七二三	三一、一三八	九、五三四	一九、四〇二	一四、八三八	九、一九六	一、六四四	九、五三二	一九、四五八
二、二七七	四、五九三	九、四五八	五、九〇二	一四、一二五	六、七〇六	五、九七五	一、二六六六	二九、一四三	一九、〇〇一	六、八三二	一三、〇六九	九、一三四	四四、一五	一〇、一九七	六、五五六	一四、六一七
一、八三九	一、七六	六、一〇二	二、〇九〇	三、二五八	二、三四五	一、五四三	△	九、五人〇	二、一三七	二、七〇三	六、三三三	五、七〇四	四七八一	二、四四七	二、九七六	四、八四一
六七六	八二九	八六〇	五四	一、三七九	四七三	一、三〇八	一、三一九	四〇五六	三、六九二	二〇七	一、〇六六	四三七	五七三	七六四	五、四	二、七二〇
三二二	九一九	九一〇	三〇九	八五八	五三二	四七三	一、一二一	二、七七四	二、二八七	二六五	八〇一	二、三八八	三六四	四九五	三六六	八八五
三六四	九〇	五〇	二〇五	五二一	四九	八三五	一九八	一、二八二	一、四〇五	△	二六五	△	二〇九	二六九	一五八	一、八三五
一、〇二二、五六五	一、二五二、六七五	一、二五七八、四〇七	一、三二四、九五七	一、二二九八、五一九	一、九八三、六一五	一、一九一、〇四五	一、二一五〇、九五七	四、五九五、七五四	三、三三二、三七八	一、一三三、一二四	二、六九四、五〇四	二、二四六、四八二	一、二八二、五九八	一、五六二、七七一	一、一六五、六四四	一、六六二、三二四
六〇〇、八九七	一、〇四九、八五四	一、八〇五、三三三	八九八、六六九	一、九五五、八五八	二、二八一、二二〇	一、二三五、九一八	一、五九八、四三七	四〇〇三、四六〇	二、二四七、二〇四	八八三、九八六	一、九六五、二七八	一、六一〇、五一〇	九〇七、六四八	一、〇三七、四九七	六二六、四二二	一、二八四、三八七
四二一、六六八	二〇二、八二一	七七三、〇六四	四一六、二八八	三四六、六六一	一九七、六〇五	三四、八七三	五五二、五二〇	五七二、一九四	一、一〇五、一七四	二、三九、一三八	七二九、二六	六三五、九七二	三七四、九五〇	五二五、二七四	五二九、二二二	三七七、九一七

熊本	三三、六八七	一、四四六	二、二四一	四五六八	一、四七三	三、〇九五	四、五四四、五六一	二、一〇九、〇〇四	二、四三五、五五七
鹿兒島	一八、六二二	一五、八六四	二、七五七	二、八三七	一、六七五	一、一六二	三、〇一八、七四九	二、七五五、八〇七	二六二、九四二
那覇									
函館	五、一〇三	一七、二八九	△二、一八六	一、三二〇	九三〇	三八〇	一、一五二、八九〇	一、三三〇、九六〇	△一七八、〇七〇
札幌	二、八九二	六七、六一九	△五四、七二七	九一六五	四六、四九九	△三七、三三四	三、三四一、二三八	三、七三七、八二六	△三九六、五九八
根室	三、三四九	一、二三四	△七八八五	七九三	五、三三二	△四、五三九	一、七二八、五五五	三、二五、六九八	△一、四〇七、一四三
計	三六、一〇五	三三〇、二五五	三一、八五〇	四三、一七一	七三、七七〇	△三〇、五九九	五、一九三七、五四六	四三、一〇六、五五七	九、八三〇、九八九

租税滞納処分費支出額対照表(△印ハ減)

其二

局名	督促状発付一人当り滞納処分費		比較増減	財産差押徴収及処分決行並中止一人当り滞納処分費		
	三十四年度	三十三年度		三十四年度	三十三年度	
神戸	、一、二三、五	、一〇、一、七	、〇二、一、八	二、〇四五、五	二、〇九五、九	△、〇五〇、四
横浜	、一、二二、二	、〇九七、〇	、〇二五、一	二、二二四、五	一、七三八、八	、四八五、七
大阪	、〇八五、四	、〇八七、八	△、〇〇二、四	、六一、一	一、四五一、二	△、八四〇、一
京都	、三〇五、一	、二七二、六	、〇三三、五	五、三三八、二	四、八八九、八	、四三八、四
東京	、一〇〇、六	、一一一、四	△、〇一〇、八	一、四二四、七	一、九七四、四	△、五四九、七
管理局	円	円	円	円	円	円

札幌	函館	那覇	鹿児島	熊本	松山	丸亀	広島	松江	金沢	秋田	青森	郡山	仙台	松本	名古屋	宇都宮	新潟	長崎
、二五九、一	、二三五、九		、一六二、一	、一三九、〇	、二四六、〇	、一九八、二	、一六五、七	、一六四、五	、一三二、二	、二一九、一	、一五八、四	、一七九、三	、一八八、六	、一〇七、六	、一六七、七	、一三八、八	、一五一、四	、一三九、四
、〇五五、二	、〇七六、九		、一七三、七	、一八四、二	、二六三、八	、三三八、五	、一九〇、八	、一五二、二	、一三八、一	、三三五、二	、二〇五、一	、一二六、一	、一三八、〇	、一八二、二	、一五五、七	、一五〇、三	、一七六、三	、二〇五、五
、二〇三、九	、一四九、〇		△、〇一一、六	△、〇四五、二	△、〇一七、八	△、〇三〇、三	△、〇二五、一	△、〇一二、三	△、〇〇五、九	△、一〇六、一	△、〇四六、七	△、〇五三、二	△、〇一九、四	△、〇一〇、六	△、〇三九、〇	△、〇一一、五	△、〇二四、九	△、〇六六、一
、三六四、五	、八八〇、〇		一、〇六四、〇	、九九四、八	一、四九七、八	一、五一一、〇	二、九九八、一	二、五五八、二	一、六六六、八	四、一九三、六	、九一〇、五	一、六三〇、七	一、一三三、〇	、九〇八、〇	五、三七七、四	二、五二七、六	五、二六一、〇	二、二三八、三
、〇八〇、三	一、四三一、一		一、六四五、二	一、四三一、七	一、九二五、九	一、一四二、三	一、九八三、八	二、九〇八、三	二、二七四、八	四、一七八、五	二、五九一、七	一、四二五、九	一、四五〇、四	、九八二、五	三、三三五、七	二、四五三、五	、六七四、四	二、四九三、五
、二八四、二	△、五五一、一		△、五八一、二	△、四三六、九	△、四二八、一	、三六八、七	一、〇一四、三	△、三五〇、一	△、六〇八、〇	、〇一五、一	△、一六八、一、二	、二〇四、八	△、三七七、四	△、〇七四、五	二、〇四一、七	、〇七四、一	四、五八六、六	△、二五五、二

根室	、五二六、一	、二七九、一	、二三七、〇	二、一七九、七	、五八八、〇	一、五九一、七
計	、一四六、一	、一三〇、五	、〇一五、六	一、二二六、二	、五八四、三	、六四一、九

一 督促状発付人員ハ其ノ年度内ニ発シタル人員ニシテ、財産差押徴収及処分決行並中止人員ハ翌年度七月三十一日迄ニ執行シタル人員ナリ

二 滞納処分費ハ其ノ年度内ニ於テ支出シタル金額ヨリ過年度支出額ヲ減シ、翌年度ニ於テ過年度支出ヲ為シタル金額ヲ加算セリ

(平 18 関信 667)

25 明治36年5月 金庫開庫時間の延長

訓乙第一五八号

税務署長

金庫開庫時間ハ指定ノ時間外ト雖トモ、納期ニ際シ納金ノ幅湊スル場合ハ開庫時間ヲ延長スヘキハ規定上勿論ノ義ニ之レアルモ、間々遠方ノ町村若ハ納人ノ為メ特ニ開庫時間ノ延長ヲ請求シタル場合ニ於テ、之ニ応セサル金庫之レアルヤノ趣、斯クテハ町村若ハ納人ニ不便ヲ与フルコト尠カラサルニ依リ、此場合ニ於テモ尚ホ税務署ノ請求ニ応シ相対時間ノ延長セラル、様、金庫へ通牒方本省へ交渉ノ処、今回主管局ヨリ右趣旨ヲ金庫出納役へ通牒相成タル趣回報之レアリシニ付、今後ハ金庫ニ熟議ヲ遂ケ金庫事務ニ甚シキ支障ヲ醸サ、ルコトニ留意シテ、相当時間ノ延長ヲ請求

シ、以テ納税ノ便宜ヲ図ランコトヲ要ス

明治三十六年五月二日

東京稅務監督局長印

(昭43 東京 83・4)

26 明治36年5月 稅務執行及び服務に關する訓示

訓示第二号

稅務署長

客年官制ヲ改正セラレタル趣旨及官制改正ニ伴フ職務ノ執行方ニ關シテハ、既ニ訓示シタルトコロニシテ、各位ハ眷々之ヲ服膺シテ實際ニ行ハル、ハ、敢テ疑ハサル所ナリト雖トモ、今回ノ会同ニ際シ尚左ノ各項ニツキ各位ノ留意ヲ望ントス

第一 客年官制ヲ改正セラレタルヨリ、以來稅務署処務細則ヲ始メ、諸般ノ事務処理規程ハ逐次之ヲ定メ、今ヤ略其ノ完成ヲ告ケ、紀綱於是殆ント完カラントス、抑紀綱ハ稅務ヲ執行スルノ手段方法ニ過キササルヲ以テ、之ヲ實際ニ施シテ措弁ノ方法ヲ愆ラサルハ、一ニ署長ノ責任ニ在リトス、故ニ若シ其ノ処務ノ規程ニシテ實際ニ適セサルモノアルトキハ、之ニ關スル意見ヲ具陳セラル、モ、亦署長ノ責務タラサルヲ得ス、宜シク是ニ留意シ常ニ規程ノ研究ヲ怠ラサルト同時ニ、其ノ措弁ヲ過ルコトナキヲ要ス

第二 曩ニ文官分限令ヲ發布セラレ、同時ニ文官懲戒令ヲ發布セラレタルハ、一面ニハ文官ノ地位ヲ保障シテ其職ニ

忠実ナラシメ、一面ニハ若シ非行又ハ懈怠アルトキハ其ノ責ニ任セシメラル、ニ在ルハ、各位ノ夙ニ了知セラル、所ナリ、然ルニ往々分限令アルヲ知りテ而シテ懲戒令アルヲ忘ルナキ歟ノ疑ヒアルハ甚タ遺憾トスル所ナリ、各位宜シク自ラ戒飭スルト共ニ、常ニ署員ヲ警戒シテ敢テ過ツコトナカラシメンコトヲ要ス

第三 署員ニ転勤ヲ命スルニ方リ、稅務署ノ地位ノ如何ヲ以テ直ニ其ノ待遇ニ優劣アルモノト為スハ殆ント從來ノ通弊ニ属シ、転勤者自身モ亦自ラ疎ンスルノ傾キナキニアラス、從テ延テ稅務署事務ノ挙否ニ関スルコト尠カラス、自今宜シク署員ヲシテ其弊ヲ脱却セシメ、倍々其ノ職ニ忠実ニシテ成績ノ挙ランコトヲ努メシムルコトヲ要ス

第四 執行官序ト監督官序トノ間ハ常ニ意思融和シ脈絡相通スルヲ要スルコトハ、曩ニ訓示シタル所ナリ、然ルニ事ヲ処スルニ方リ尚往々局署員ノ協同一致ヲ欠クノ嫌ナキニアラス、宜シク署員ニ訓諭シテ稅務ノ執行ヲ円満ナラシメンコトヲ要ス

第五 會計ノ緻密ヲ要スルハ今更歎々ヲ須ヒスト雖トモ、近時會計検査ノ結果懲戒処分ヲ受ケタル者少カラス、而シテ其ノ原因ヲ尋ヌルニ、間々其職ニ忠ナラントシテ却テ処分ヲ免レサリシモノアルカ如シ、各位ハ深ク是ニ鑑ミ嚴正ニ會計法規ノ示スルニ從ヒ、苟クモ支出ヲ過ルコトナキヲ要ス

第六 租稅滞納者ノ累年増加スルコトニ関シテハ屢々警是シタル所ニシテ、其ノ矯正策ハ各位ノ現ニ苦心経画セラ、所ナルヘキモ、之ヲ明治參拾四年度大藏省年報ニ徴スルニ、管内滞納者ノ數ハ全国ノ首位ヲ占メ、隣接秋田宇都宮両局ニ比スレハ殆ント倍蓰スルノ不好結果（別表參照）ヲ呈ス、加之一般經濟界ノ不振及客年ノ凶歉ハ益滞納ヲ劇甚ナラシメントスルノ勢ナキニアラス、豈恨事ナラスヤ、然レトモ具サニ其ノ滞納ノ原因ヲ探求スルトキハ、其ノ多クハ怠慢不注意ニ出スルモノニ係リ、尚未タ滞納者ヲ減シ得ヘキノ地大ニ存スルモノアルカ如シ、各位宜シク此点ニ留意シ一層經營ヲ尽サンコトヲ要ス

第七 社会上經濟上ノ發達ニ伴ヒ、稅務モ亦漸次複雜緻密ニ涉ラサレハ徵稅ノ目的ヲ達シ易カラス、從テ直接ニ稅務ノ執行ヲ管掌スル稅務署ノ事務ノ増加スルハ、誠ニ避ケ難キ所ナリ、故ニ成ルヘク適材ニ任シテ常ニ事務ノ簡捷ナランコトヲ計畫シ、苟クモ慣行ニ泥ミテ措弁ヲ遲滯スルナカランコトヲ要ス

明治三十六年五月二十五日

仙台稅務監督局長 佐々木藤太郎 印

明治三十四年度租稅督促發付人員表

道府県	地租	所得稅	營業稅	酒稅	醬油 造石稅	營業稅 壳藥	鈷業稅	所取 稅引	追旧 納稅	總 計
愛知	一、二三五	九八三	一、五八二	一〇〇	二二	四九	五	一	二	三、八六九
三重	一、二九八	一三三	二八〇	四二	九	一三	八	一	一	一、七八三
奈良	三、七八八	三七一	五六五	一三	八	三四	六	一	一	四七九五
栃木	六、一五五	三五四	一、一九九	一九	五	三六	一七	一	一	七七八五
茨城	一〇、一〇六	三二六	一、〇二八	八七	七	五〇	一三	一	一	一、六一七
千葉	七、四一六	二七三	五四七	一八一	一五	三二	四	一	一	八、四六七
群馬	四、九五二	五三八	一、六三四	一四	三	三四	四	一	一	七、一七八
埼玉	三、八三二	一四七	四五三	二二	七	一二	六	一	一	四、四七七
新潟	一、一〇四	九八九	一、三七五	一六七	九	一〇一	八三	一	九	一、四八三八
長崎	三、六三九	一、一一四	九九〇	四五	八七	一一八	八七	一	一	六、〇八〇
兵庫	五、四三〇	三、四七三	三、五二四	三四	六五	一〇一	一六	一	一	一、二、六四四
神奈川	一、七六〇	一、一四四	二、〇〇〇	二二	四	六四	一	一	一	四、九九四
大坂	三、九六一	三、五〇三	四、四一五	九	二	二四〇	一	一	一	一、二、一三一
京都	二、一五〇	三〇三	八八六	四八	四	四六	一七	一	一	三、四五四
東京	四〇、九〇	三、七八七	一〇、九七一	三〇	五	三七八	三二	一	一	一九、二九三
北海道	七、九七五	六、九八六	五、九一五	一七二	三〇	一七三	五三	一	三九	二、一、三四四

山口	広島	岡山	島根	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	静岡
三、〇八九	二、四五〇	三、七五六	三、二五一	二、七二三	四、八七〇	三、八三四	三、一一三	八、二五一	四、五三六	六、五二七	一〇、三七四	一〇、三八八	一九、二四六	一三、五一一	二、五九七	一、六八五	一一、四六七	三、五二三
四一七	一、〇二〇	七三八	二六六	二四六	五八六	一、〇七七	四〇五	二二七	二四四	二五一	四二七	四四六	七三一	一、五一五	二八〇	九〇	三九一	二八〇
四八八	一、六一〇	一、一七七	五〇一	七三二	一、五四六	八一六	七七七	三六七	三〇七	五五四	五七三	一、〇一七	一、七九二	二、五二八	八八六	三六〇	一、二四六	五七六
三四	一五	三三二	三六	六〇	二五	二四	一六	八四	三五	一四〇	三五	三九	二二七	一四五	一二	一六	三七	八五
三〇	二三	二〇	二七	二二	五	一九	一九	八	四	二	五	四	一一	三三	四六	一〇	四六	一三
三九九	一二〇	四五	六四	五九	二六	三三	二八	四九	二九	二二	四一	四五	二二二	二二五	三八	一八	六一	六一
五四	一六	二八	一七	一	一一	三二	一五	六五	二四	一三	三五	四六	二四	二七	二三	六	七	九
一	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四、五一一	五、二五三	五、七九六	四、一六二	三、八三〇	七、一七六	五、八三四	四、三七三	九、〇五一	五、一七九	七、五一八	一、四九〇	一、九九五	一三、〇五四	一七、八八三	三、八八二	二、一八五	一三、二五五	四、五三八

人員	年度	督促状発付人員累年比較表											
		総計	鹿児島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	香川	愛媛	徳島	和歌山
三六、一〇五	廿四年	一五、四二六	四、三五二	一〇、三〇四	一四、三九四	二、四〇四	五、一四九	七、五五三	二、三九七	二四八	三、二三〇	二、〇七一	一、三六四
三三〇、二五五	廿三年	三七、四九〇	二四三	四九	八一五	一三三	二二〇	一、二八三	一五四	四四	二五八	八四	一五六
二八三、二二二	廿二年	六、五八九	一、二九二	八四九	七二〇	四九三	四〇一	一、一〇八	二七四	一八六	四〇五	六九二	九四三
一七四、七〇二	廿一年	三、八〇一	七〇六	四九三	三〇九	五	七〇	七〇	四二	一四	七三	五	三
一二四、四九一	三十年	九四二	一〇	四四	九八	三六	一一	一六	七	三	七八	八	一五
一二四、八六八	二十九年	三、六〇五	一二九	六一	一五〇	三二	五七	四八	六三	一二	四九	一	四〇
一五、四五七	廿八年	一、二八八	五九	三〇	三〇	一三	八	一八四	八	一	二二	五	一一
一八、〇七三	廿七年	一三	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一
一六、四七一	廿六年	五一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一五九、八四二	廿五年	三六、一〇五	六、七九一	一、八三〇	一六、五一九	三、一六	五、九〇六	一〇、二六二	二、九四五	五〇八	四、一一六	二、八六六	二、五三二

27 明治36年6月 市町村国税事務視閲内規

訓甲第一一九号

稅務署長

市町村国税事務視閲内規左ノ通りヲ定メ、來ル七月一日ヨリ施行シ、本年訓甲第六八号ヲ廢止ス

明治三十六年六月二十九日

東京稅務監督局長印

市町村国税事務視閲内規

第一条 稅務署長市町村ニ出張シタル場合ハ、隨時必要ニ応シ市町村長ノ承諾ヲ得テ、左ノ事項ヲ視閲スヘシ

一 土地台帳並ニ地租名寄帳ハ稅務署送付ノ登記濟通知書及土地異動通知書等ニ依リテ加除訂正シ、其整理方宜シキヲ得タルヤ否

二 地図ノ整否

三 國稅收納簿ハ一人別元帳ニ符号スルヤ否

四 第三条第三項乃至第七項ノ実況如何

第二条 前条視閲ノ結果不都合ト認メタル事項ハ、郡長ニ交渉シテ監督上ノ処分ヲ求ムヘシ

第三条 稅務署長ハ第一条ニ依リ視閲スヘキ事項ノ外、市町村国税事務ノ進捗改善ヲ期スルカ為メ、誘掖指導ノ趣旨ヲ以テ左ノ事項ニ付市町村長ニ協議スヘシ

- 一 土地ニ関スル願届ヲ怠ルモノアレハ其提出方ヲ督励シ、且ツ其願届書ノ不備欠漏ナカラシムルコト
 - 二 所得税、營業税ノ申告ヲ督励シ、且ツ其申告ヲシテ正実ナラシムルコト
 - 三 地租条例施行規則第十六条及国税徴収法第四条ノ六ニ該当スル者ヲシテ、納税管理人ヲ置カシムルコト
 - 四 納税告知書ニ指定スル納付期限ヲ法定納期ニ一致セシムルコト
 - 五 納税告知書ハ可成早ク發送スルコト
 - 六 徴収税金ノ送付ヲ遅延セサルコト
 - 七 滞納報告書ノ提出ヲ遅延セサルコト
 - 八 国税ノ納付ヲ督励シ滞納者ヲ減少セシムルコト
 - 九 市町村ノ情況ニ依リテハ、便宜納税準備ニ関スル組合等ノ設置ヲ勧誘スルコト
 - 十 過誤納下戻請求書ノ不備欠漏ナカラシムルコト
 - 十一 前各項ノ外、視閲ノ結果輕易ナル事項ニシテ第二条ニ依ルヲ要セスト認メタル事項、又ハ隨時必要ト認メタル事項
- 第四条 第一条ノ視閲及第三条ノ協議ノ結果ハ其都度詳細ニ申報スヘク、第二条ニ依リテ郡長ニ交渉シタルモノハ更ニ其顛末ヲ申報スヘシ

(昭43 東京 83・4)

訓示第参号

事務官
部長
係員
署長

国家一日モ租税ナカルヘカラサルト同時ニ、納税ノ義務タルヤ臣民ノ義務中特ニ重大ナルモノニ属スルニモ不拘、從來ノ弊風トシテ納税觀念ヲ輕シ滞納者年々簇出シ、之カ匡濟ノ方法ニ付テハ官民有志者ノ年来苦心シツ、アルコトハ普ク知ル処ナリ、然ルニ昨今往々其身稅務ノ当局ニアリテ滞納整理ノ任務ニ当リ、一般民部ノ模範ヲ示スヘキ地位ニアリ乍ラ、国税以下町村稅ヲ滞納シ徵稅機關ノ煩累ヲ醸スモノアリ、如此ハ其ノ懈怠ニ出ツルト否トヲ問ハス、実ニ当人ノ失体タルノミナラス、一般稅官吏ノ品位ヲ損スルコト甚シキモノアルヲ以テ、各其下僚ヲ戒飭シ右失体ナカラシムルヲ勉ムルト同時ニ、何等カ適實ノ方法ニ依リ納税ノ準備ヲ為サシムルカ如キハ、又機宜ノ処分タルヘキコトヲ信ス、依テ茲ニ参考トシテ別紙福島稅務署ノ準備規約ヲ添付シ、右特ニ訓示ス

明治三十六年七月十六日

仙台稅務監督局長 佐々木藤太郎 印

納税準備貯金設定ノ趣旨

納稅義務ハ兵役義務ト共ニ憲法上ノ二大義務ニシテ、古今東西ヲ通シ國民タルモノニ均シク嚴守セサルヘカラサル処ナリトス、故ニ吾曹ハ平素之レカ備ヲ為シ置キ、以テ他日其納期限ヲ愆ラサルヲ期スルト共ニ、納稅上ノ便宜ヲ図ル

ハ刻下ノ急務ナルヘシト思念シ、茲ニ納税準備貯金規程ヲ設ケ、以テ其義務ノ履行ヲ完フセントス

納税準備貯金規程

第一条 福島税務署員ハ国税県税町村税其他一切ノ租税公課ニ充用スル為メ、毎月其見積年額十二分ノ一以上ヲ貯金スルモノトス

第二条 貯金額拾銭未滿ノ端數ハ之ヲ拾銭ニ切上グルモノトス

第三条 各自貯金高ハ兼テ幹事ニ申出置キ、尔後金高ヲ異動セントスルトキハ、其都度幹事ニ報告スルモノトス

第四条 貯金通帳ハ平素幹事ニ寄托シ置クモノトス

第五条 貯金ヲ為サントスルトキハ其現金ヲ幹事ニ差出シ、幹事ニ於テ預入ノ手續ヲナスモノトス

第六条 租税公課納付ノ告知書ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ幹事ニ差出シ、且ツ相当金額引出シノ手續ヲ為シ、幹事ニ

寄托シテ之カ納付ノ手續ヲ為スモノトス

第七条 幹事ハ投票多數ニヨリ之ヲ選挙シ、其任期ヲ一年トス、

(平 14 仙台 7)

29 明治36年 8月 国税徴収上の施設報告

国税納税上ニ関スル施設ニ付鯉沢税務署長ヨリ左ノ報告アリタリ

庶第一一九六号(明治三十六年八月二十日)

部内西八代郡市川大門町ニ於テハ納税上ニ付特別ノ規約アリテ毎期円滿ニ納税ヲ了シ来レリ、其概要左ニ

一 株式会社市川納税銀行ナルモノアリ、明治十五年市川納税社ノ名ヲ以テ設立シ、後子数回改称現今ノ名称ト為セリ、其徴税上ニ關係アルモノ左ノ如シ

(一) 株主(租税ヲ納付スルモノ)七十五人ニシテ、卅五年度納税額ハ

国税金千九百五拾六円七拾錢

県税金千四百式拾七円五拾錢

町税金千九百八拾壹円七拾式錢

(二) 納税告知書ハ關係株主分ハ一括シテ銀行ニ配付シ、銀行ヨリ納付ス

(三) 銀行ト納税者(株主)トノ決算ハ通常銀行ノ決算時期ニ於テシ、納税ノ日ヨリ決算前日迄ハ各納税額ニ対シ賄ヒ利子ヲ徴収ス(一方株主トシテ利益ノ配当ヲ受クルニヨリ損益ナシ)

二 納税組合ハ明治二十三年頃租税ヲ円滿ニ納付セシメン為メ町ノ有志者之ヲ興シ、漸次組合員ヲ増加シ現今ニ至レリ

(一) 現時ノ組合員ハ七百一十三人ニシテ、三十五年度納税額ハ

国税金式千六拾八円五拾式錢

県税金式千貳百九拾四円拾錢

町税金式千九百九拾貳円式拾五錢

(二) 加盟者ハ十八乃至式拾五人ヲ一組トシ、金壹錢五厘以上金參拾五錢以下ノ日掛ケ金ヲ管理者ニ於テ取纏メ、一日乃至十日毎ニ銀行ニ預入ヲ為ス

(三) 管理人ハ五拾壹人ニシテ、内參拾參人ハ区长ノ職ニアルモノ、其余拾八人ハ相当ノ資産名望アル者ナリ

(四) 納税告知書ハ各管理人ニ配付シ、管理人ハ銀行ヨリ払戻シ納付ス

(五) 決算ハ毎年末ニ之ヲ為シ、残余アレハ還付シ不足額ハ其際之ヲ徴収ス

三 本町納税人員総數千五百十三人ニシテ、前掲納税銀行及納税組合ヨリ納付スルモノ七百九拾八人ニシテ、残三百五十五人ニ対シテハ今尚加盟ヲ勸誘シツ、アリト云フ

右、報告候也

(平 11 東京 21)

30 明治36年10月 租税滞納者増加の原因

主税局報告第七拾參号 徴収之部 明治三十六年十月刊行

滞納ノ弊風ヲ矯正スル方策ニ就テ、仙台稅務監督局ヨリ左ノ通報アリ

左ノ事項ハ曩ニ開会シタル当局管内署長會議ニ於ケル諮問事項ニ対シ答弁シタルモノ、一部ニシテ、經理第一問ノ答弁ニ代ヘテ石卷稅務署長カ朗誦シタルモノ、大要ヲ筆記シタルモノニ候処、御參考ノ為メ及御送付候也

晚近租税滞納者追次増加シ、其ノ弊ノ深甚ナルニ堪ヘスシテ、今マヤ怠納矯正策ハ屢当局有司ニ依リテ唱道セラレ、一部憂國ノ士又之ニ和スルニ至リタルハ、滔々トシテ納税義務ヲ度外視スル今日國家ノ為稍祝スヘキニ似タリ、予モ亦予テ本問題ヲ攻究スルモノナルモ、不幸未タ納税者ヲシテ当局者ノ勤勞ヲ俟タス、自動的ニ完納セシムヘキ名案ヲ有セスト雖トモ、予カ職務上実験シタル一斑ヲ開陳シ以テ大方ノ參考ニ供セント欲ス

茲ニ一病者アリト仮定セヨ、藥餌其ノ度ヲ計ラス強テ服量ノ多キヲ強ユルト雖トモ、毫モ其ノ効ナク徒ラニ藥料ノ嵩ム

ノミニ終ラン、蓋其ノ病源ヲ極メサレハナリ、茲ニ市町村アリ、毎納期數千ノ滯納者アリト仮定セヨ、汲々トシテ唯ニ処分ノ勵行ニ熱スト雖モ、独リ徵稅費ノ多大ナルニ比シ其ノ効果ノ甚タ索寞タルニ帰セン、蓋其ノ弊根ヲ究メサレハナリ、故ニ其滯納ノ弊風ヲ一掃センニハ、其ノ因テ來ル所ノ根本ヲ探リ、一々町村別ニ記録シ置キ、徐々ニ之レカ良法ヲ案シ深く根底ヲ穿テ之ヲ芥除スルノ外ナシ、今其ノ重ナル弊根ヲ挙クレハ左ノ如シ

一 村治ノ紊乱

町村吏員ノ任免杜撰ニシテ適才ニ乏シク、又性行ノ良好ナラサルモノアリテ、其ノ出納計算紊乱シ滯納処分ノ如キ數年放置シテ省ルコトナシ、故ニ益々人民ノ怠納ヲ助長セシムルモノナクンハアラス、此等ハ監督官庁及其ノ町村有力家ニ協議シ、徐々ニ適任者ヲ選任シ事務ニ當ラシムルヲ上策トス

二 市町村會議員力徵稅上ノ注意ヲ欠クコト

宮城県ノ或町村ニ於テ、議員一致シテ其ノ区内ヨリ一人ノ怠納者ヲ出サシメサルモノアリ、其ノ結果トシテ其ノ町村ノ經費ハ一ケ年約一千円内外ヲ節減シ得タリト云フ、今一ケ町村ニ於テ徵稅上ニ要スル費用ヲ仮リニ平均五百円トスルモ、全国一万二千七百三十六ヶ町村ニ積算スレハ、實二百六十八千円ノ巨額^額ヲ徒費スルニ當レリ、而シテ怠納ノ弊ハ町村會議員ノ熱心ナル斡旋ニ依リ之ヲ矯ムルコトヲ得タル実例アルニ鑑ミ、町村會開會中ノ機會ヲ利用シ彼等町村ノ資望者タルヘキ議員等ト協議ヲ遂ケ置クヘキ必要アリト思考ス

三 市町村力徵稅上ニ区長ヲ活用セサルコト

町村納稅ノ狀態千差万別ニシテ一樣ニ論シ難シト雖モ、大体ノ觀察ニ依レハ地租ノ如キハ寒村僻地ニ点在スルモノ多キニ似タリ、此等農民ハ夙夜野外ニ勞働シ家居スルモノハ文字ナキ老若ノミ、故ニ自ラ納期ヲ失シ不知不識怠納スルモノ尠ナカラス、斯ノ如キ者ニ對シテハ早朝夜陰個々ニ其ノ家ヲ叩キ、訓諭シ督促スルヲ最モ必要トス、

而シテ区长ハ之ヲ為スニ於テ便宜ニシテ適當ナル機關ナルヲ以テ、町村ハ多少ノ經費ヲ吝マス区长ヲ活用スルコトヲ為スヘク、稅務当局者モ亦町村ニ對シ其ノ活用上ニ付予メ協議ヲ遂ケテハ、漸次良好ノ成績ヲ收メ得ラルヘシ

四 町村使丁カ徵稅上ニ不熱心且ツ不誠実ナルコト

町村ノ徵稅上区长ノ最モ必要ナル如ク、町村使丁ニ俟ツ所モ亦大ナルモノアリ、此ノ使丁ニシテ不熱心不誠実ナランカ到底徵收ヲ完フルコト能ハス、之ヲ实例ニ徵スルニ滯納者ノ少ナキ町村ニ於テハ必ラス熱心誠実ナル使丁ノ存スルヲ見ル、故ニ使丁ノ選定ヲ苟モセス適実ナル者ヲ得ルニ勉ムルコトヲ要ス

五 市町村吏員カ徵稅上ニ不熱心ナルコト

市町村使丁ノ不熱心不誠実カ町村徵稅上大關係アル以上ハ、其ノ吏員タルモノノ職責ヲ重セサル為ニ蒙ルヘキ影響ハ、蓋シ多大ナラスンハアラス、現在ノ实例ニ徵スルニ町村吏員ニシテ終日徒手談笑、徒ヲニ其ノ員ニ備ハルカ如キ觀アルモノ尠ナカラス、之レ等ハ町村長ニ向テ漸次改良ヲ勸誘スルノ必要ヲ認ム

六 徵稅ヲ主ル市町村吏員ニ老朽者ノ多キコト

単ニ國稅ヲノミ主ル稅務署ニアリテサヘ、老朽ニシテ計算ニ敏ナラサルモノハ淘汰シテ其跡ヲ絶ツニ至リタル今日、凡テノ租稅ヲ取扱フ町村ニ於テハ其ノ多分ハ老朽者ヲ以テ充タサル故ニ、租稅徵收上最モ必要条件タル督促及計算等ニ敏捷ヲ欠クハ勿論、寸步徵收上ニ關スル施設ヲ為ス能ハサルナリ、斯ル状態ノ下ニアル町村ニ對シテハ、其ノ町村有力者及監督官庁等ニ内議ヲ遂ケ情実ヲ去リテ堪能ナル吏員ヲ挙ケシムルコトヲ要ス

七 立替納付ノ完納

之レ一時表面ノ体裁ヲ繕フニ足ルト雖モ、永久持續シ得ヘキ方法ニアラサルノミナラス、一朝町村長ノ交替アル

場合ニハ俄然滞納者簇出シ破綻百出却テ不結果ニ終ルモノ多シ、斯ノ如キ姑息ノ手段ヲ止メ人民ニ滞納ノ不徳ヲ自覺セシムル方法ニ付町村ニ協議ヲ遂クルコトヲ要ス

八 滞納報告ノ送付カ甚シク遅延スルコト

滞納報告ノ送付カ甚タ遅延スルハ、市町村カ収納簿ヲ日々整理セサルニ依ルモノニシテ、若シ之ヲ為ストキハ税金送納ト同時ニ滞納報告ヲ為シ得ルヲ当然トス、然ルニ之ヲ為シ得サル市町村ノ多キハ大ニ注意ヲ払フヘキ価値アル点ト思考ス、近来各市町村ノ疑獄官金費消等ノ事実顕ハレ、又延テ滞納者続出シ之レカ整理ニ苦ムノ状況ニアルモノアリ、右ハ監督權ナキノ故ヲ以テ稅務署ニ於テモ冷淡ニ邈視スルコトヲ為サス、可成平素其ノ行動ニ注意シ報告等ハ成規ニ提出セシメ、滞納処分等モ敏速ニ進行シテ之ヲ終了セシムル如キ、又滞納ノ弊風ヲ矯正スル一方法タルヘキヲ信ス

九 市町村カ旧慣ノミヲ墨守シ改善ノ方法ヲ講セサルコト

所在町村長カ徵稅事務ニ冷淡ニシテ管下徵稅ノ狀況等ハ毫モ念頭ニ置カス、只徒ラニ旧慣先例ヲ墨守シ一点刷新改良ノ意思ナシ、斯ノ如クンハ独リ滞納ノ弊風ヲ矯正スル能ハサルノミナラス、益滞納者続出スルアランノミ、故ニ之カ改善ノ方法トシテハ市町村ニ徵稅ノ重ンスヘキヲ自覺セシムルト同時ニ、他ノ成績良好ナルモノヲ見習ハシムルヲ要ス

十 町村ヨリ發スル納稅告知書カ遅延スルコト

己レノ納租額及納期日ヲ知り納稅ノ告知ヲ待タスシテ納付スル時代モ、遠キ将来ニ於テハ来ルナキヲ保セスト雖モ、現下ノ事情ハ適区長カ或事故ノ為メ納期間際ニ至テ納稅告知書ヲ配付スルコトアレハ、其ノ遅キヲ口実トシテ滞納スルモノ尠ナカラス、故ニ稅務署ヨリ納額通知ヲ為サハ直ニ町村ヲシテ納稅告知書ヲ發付セシムル様勉ム

ルコトヲ要ス

十一 法定納期ニ改メサルタメ滞納スルモノアリ

従来ノ慣例トシテ法定納期ヲ短縮シテ五六日乃至一週間ノ日子ヲ早メ告知書ヲ發付スル町村アリ、然ルニ納税人ハ右期限ヲ経過シ納付スルモ町村ハ之ヲ收入スルヲ以テ、納税者ノ腦中一定ノ納期ナク全ク法定納期ノ存スルヲ知ラサルモノ多ク、延テ滞納スルモノ尠カラス、是又町村長ニ協議ヲ遂ケ改善ヲ促スヘキ点ナリト信ス

十二 町村ニ党派ノ軋轢アルコト

町村ニ於テ党派ノ軋轢アリテ両々敵意ヲ狭ミ、反對党ニ於テ町村理事者トナルニ於テハ間接直接ニ妨害ヲ試ミ故意ニ滞納シ、且ツ種々ノ方面ニ於テ町村治ノ円満ヲ破壊スルヲ以テ、著シク徴収ノ不結果ヲ来スモノアリ、此等ハ単ニ感情ノ衝突ニ過キサレハ、機宜ニ從テ党派ト納税ト混同スルノ甚タ謂レナキコトヲ鼓吹シ、猶滞納ノ結果ハ自ラ納税者ノ不利益ナルコトヲ自覺セシムルコトヲ要ス

十三 納税人力無学ノ為納期ヲ失スルコト

滞納処分ニ着手スルニ於テ納税人ハ真心陳謝叩頭シ、文字ヲ知ラサル為メ納期ヲ愆リタルコトヲ訴フルモノアルコトハ屢遭遇スルノ事実タリ、此等ハ納税告知書督促状ニ一定ノ色ヲ付シ、無学ナル婦女子ニテモ一見之ヲ識別スルノ便益ヲ計ルコトヲ要ス

十四 義務的觀念ノ欠乏

滞納処分ニ當リ僅々三円内外ノ税金ニ對シ傲然トシテ十円紙幣ヲ當該官吏ニ突付クルモノアリ、斯クノ如キハ凡テ中流ノ士人タルニ不拘、滞納ノ如何ニ不徳ニシテ処分ノ結果ハ又如何ニ己ニ不利益ナルカヲ知ラス、此等ニ對シテハ能ク納税義務ノ甚タ重要ナルコトヲ説破シ、彼等ノ良心ヲ刺撃シ漸次改善スルノ必要アリト思考ス

十五 貧困ト怠慢

貧困自ラ衣食ノ途ニ忙ハシク為ニ滞納スルモノアリ、又大廈高樓ニ晏座シ乍ラ其ノ義務ヲ怠ルモノアリ、前者ニハ勤儉貯蓄ヲ奨メ常ニ注意シテ納期ヲ過ラス、必ス納付セシムルヲ勉ムヘシ、二期三期併セ滞納スルトキハ納税益困難トナルヘシ、又後者ニ対シテハ義務的觀念ヲ与フルト共ニ、尚稅務官吏ノ廉潔ニシテ熱心誠実ナルコトヲ知ラシメ、彼レヲシテ悟了セシムルヲ要ス

十六 僻村ニアリテハ全然大陰曆ヲ用キルニ依ルコト

農家ニ於ケル播種收穫ノ旧慣ヨリ依然大陰曆ヲ用ユル所アルカ故ニ、納期ヲ誤リ又ハ全ク納期ヲ知ラサル者モ亦珍シカラス、斯ル部落ニハ納期別明細表ヲ調製シ、之ニ太陽曆及大陰曆ヲ併記シ納期日ヲ一目瞭然タラシメ、之ヲ各納稅者ニ配布シ置ク必要アリ

十七 官公署ノ滞納処分ノ甚シク遅延スルコト

如何ニ滞納者ノ多数ニ原因スルモノアリトハ云ヘ、半年乃至一ケ年以上ヲ経テ処分ニ着手スル所尠カラスト聞ク、若シ右ノ如ク滞納者ヲ永ク不問ニ付シ置クトキハ、滞納者ハ益納稅期限ヲ無視スルニ至ルヘキヲ以テ、指定期限經過後ハ一日モ猶予スルコトナク処分ニ着手スルコトヲ必要トス

十八 滞納処分ノ厳正ヲ欠クコト

滞納処分スルニ当リテハ親切ニシテ寛ニ失セス、厳正ニシテ酷ニ流レサルヲ旨トスヘキモノナルモ、動モスレハ情実ニ纏綿シ厳正ヲ欠ク場合アルヲ免レス、之レ怠慢者ヲ警戒矯正スルニ於テ須ク上司ノ監督ヲ必要ナリト思考ス

十九 小酒屋ノ勃興

小酒造家ノ多クハ自家用料酒禁令ノ際或ル勸誘ニ依リ起リタルモノニシテ、資本薄ク設備完カラス、爾來世ノ競争ニ堪ヘスシテ自然減少シツ、アリト雖トモ、現ニ猶全国幾多ノ小酒造家ハ各地ニ散在シツ、アルナリ、酒造税ノ滞納及欠損ハ是等小酒造家ニ依テ為サルモノニシテ、最モ取締ヲ要スヘキ点タリ、然リト雖トモ強テ当業者ノミヲ責ムルニ甘セス、深ク根本ノ制度問題ニ立入り、又ハ現在法ノ運用上ニ関シ深ク当局者ノ考究ヲ要スヘキモノアリト認メラル

二十 当該官吏ノ不熱心ト怠慢

滞納原因ノ種々雜多ナルコト以上列記スルカ如シ、然ルニ之カ矯正ノ責任ヲ荷ヘル当該官吏、或ハ事務ノ多忙ニ藉口シ、此弊根ノ一掃ニ主力ヲ尽クスモノ稀ナリ、若シ斯ノ如クンハ弊風益競ヒ長ヘニ好果ヲ結フノ時季ナカルヘシ、願クハ上司ニ於テ徵收主任ヲ選任スルニ当リ、此ニ留意シテ人選ヲ慎重ニセラルコト、滞納矯正上間接ニ必要ナル一方法ナリト思考ス

二十一 工事請負カ納税上ニ及ホス影響

町村ニ土木工事ヲ請負ハシムル如キハ利益上自然党派ヲ生シ、又斯ノ如キ特別事業ヲ引受クルニ於テ多ク混雜ヲ来スノ結果、普通事務ノ延滞ヲ見ルカ如シ、且ツ凡テノ事業ハ其ノ費用ノ賦課徵收ヲ後ニシテ事業ニ着手スルカ故ニ、一方支払ニ要スル費用ハ吏員ノ立換又ハ曖昧ナル借入等ヲ以テ一時ヲ糊塗スルノ弊アリ、遂ニ一般財政ノ紊乱トナリ疑獄トナリ、町村治ノ不成蹟ヲ暴露スルハ既往ノ事実ニ徴シテ明カナル所トナス、此等ハ当局者ノ熟考ヲ要スヘキモノナリト思考ス

二十二 監督官庁カ町村吏員ヲ召集スル過度ニ失スルコト

監督官庁カ町村事務ノ脈絡ヲ保ツ為メ町村吏員ヲ召集スルヲ常トスト雖トモ、甚シキハ毎月五六回ノ多キニ達ス

ルモノアリト云フ、斯クテハ徒ラニ費用ト時間トヲ費スノミニシテ格別ノ効果ヲ見ル能ハサルカ如シ、否寧ロ之カ為メ一般事務ノ遲滞ヲ生スルナキカヲ疑ハスンハアラス、監督官庁タルモノ能ク實際ノ利害ヲ究メ直接町村ニ官吏ヲ派遣シ取扱主任ヲ指導セシムルヲ上策トス

二十三 町村ノ所謂運動ト町村税ノ膨張

近来ノ傾向トシテ些々タル事体ニ関シテモ運動ト称スル一種ノ行動ヲ敢テシ、殆ント意味ナキ出費ヲ為シツ、アリ、其ノ結果却テ不急ノ土木ヲ起ス等徒ラニ人民ノ負担ヲ重クシ、益々滞納ノ原因ヲ植ヘツ、アルカ如シ、是等ハ監督官庁等ト協議シ之ヲ是正スルノ必要アルヘシ

以上列記シタル弊害ハ我カ東北地方ノ各市町村ニ蕃延シ居ル所ノ弊風ナリ、然リト雖モ全国至ル所此弊風アリヤナキヤハ俄ニ断言スルヲ得サル所ナリト雖モ、慎重丁寧ニ之ヲ研究セハ以上列挙ノ事実に相当スルモノ尠カラサルヘキヲ信ス、要スルニ各市町村ノ人情風俗習慣及生活ノ程度等ヲ調査シ、猶如何ナル弊風力専ラ行ハレツ、アルヤヲ探究シ、之ヲ記録シ徐々ニ之ニ適応スル矯正策ヲ施シ、其結果ノ赴ク所ヲ查察シテ之ヲ更ニ記録シ、滞納者矯正簿ト命名シテ永ク保存シ漸次改善ヲ怠ラスンハ、庶クハ滞納ヲ全滅ナラシムヘキコト敢テ望ミ難キニアラサルヘシ

(平 18 関信 667)

31 明治36年10月 租税滞納者防遏の件

租税滞納者防遏施設ニ関スル件 (神戸税務監督局) 通信 明治三十六年十月九日

当局管内租税滞納者近年増加スルノ傾向アルヨリ、曩ニ税務署ヲシテ市町村ニ交渉シ之カ防遏ノ方法ヲ講セシメタル

二、今日マテ其方法ヲ施設シタルハ勝間田、津山、笠岡、瀬戸、山崎、高梁、柏原、三田、明石稅務署管内ノ町村ニシテ、其方法凡左ノ如シ、而シテ之カ効果ノ如何ハ未タ判明ナラスト雖トモ、柏原署ニ於テハ本年地租第一期ニ於テ頗ル効果アルヲ認メタリ、但シ自余ノ稅務署ハ目下施設中ニ屬ス右及通信候也

- 一 農談会等人民集合ノ場合ヲ利用シ、便宜ノ方法ニヨリ一般ニ納稅ノ觀念ヲ喚起スルコト
- 二 納稅上ノ注意事項ヲ印刷シ各戸ヘ配付スルコト
- 三 納稅日表ヲ各戸ニ配付シ、見易キ場所ニ貼付シ置カシムルコト
- 四 納稅終日兩三日前ニ必ス未納稅人ニ注意スルコト
- 五 納稅組合ヲ組織スルコト
- 六 大町村ニ於テハ大字每若ハ一部方面ニ出張シテ收納スルコト
- 七 納稅告知書ハ成ルヘク速ニ發付シ、且配付者ノ監督ヲ嚴ニスルコト
- 八 毎納稅租稅ヲ完納シ毫モ滞納ヲナサ、リシ者ニ對シ行賞ノコト
- 九 從來滞納シタルモノ、人名簿ヲ備へ、納稅前特別ノ注意ヲ促スコト
- 十 納稅督促簿ヲ設ケ未納者ノ受印ヲ徵シ、及其ノ事由ヲ記入シテ督促ノ責任ト顛末トヲ明ニスルコト
- 十一 納稅管理人ヲ要スルモノハ遺漏ナク申告セシムルコト
- 十二 毎年一回乃至二回、便宜ノ方法ニ依リ一般納稅者ニ對シ納稅上注意スヘキ要項ヲ訓諭シ又ハ講話シ、納稅思想ノ發達ヲ図ルコト
- 十三 從來滞納著シキモノ、氏名ヲ取調べ、直接稅務署ヨリ納稅上ニ關スル注意書ヲ作り注意ヲ促スコト

十四 町村ヨリ發スル納税告知書ノ欄外ニ(注意、本税金ハ何年何月何日ヨリ何月何日(旧曆何月何日ヨリ何月何日マテ)マテノ間ニ役

場ニ納ムルコト)ト注意ヲナサシムルコト

十五 納税ニ充ツル為メ貯金箱ヲ回達シ蓄積セシムルコト

十六 米穀ヲ積立テ納税ニ充ツルコト

十七 掛金ヲ徴収シ税金ニ充ツルコト

二項ノ納税人注意事項ノ一例

一 納税ト兵役トハ相併シテ国民ノ最大義務ナルヲ以テ、一般納税者ハ常ニ此趣旨ヲ服膺シ、納税ヲ等閑ニ付スルノ失体ヲ演セサルコトニ注意セラルヘシ

一 町村ニ於テ徴収スル国税ノ納期ハ別表ノ通ナルニヨリ、居宅ノ最モ見易キ場所ニ貼用シ置キ常ニ注意セラルヘシ

一 納税告知ヲ受ケタルトキハ常ニ納期ニ注意シ、遅クモ納期末日迄ニハ必ス指定ノ場所ニ納付セラルヘキハ勿論若シ納期末日カ休暇等ニ相当スルトキハ其前日迄ニ必ス納付セラルヘシ

一 惣代又ハ保頭ニ託シ納税セラル、場合ハ、之カ取纏メ及納付ニ相当ノ時日ヲ要スルニヨリ、可成納期以前ニ現金ヲ委託セラルヘシ

一 納期限後ハ町村役場ニ於テ收入スヘキモノニ非ラサルヲ以テ、納期内納付セラレサルトキハ直ニ滞納者トシテ税務署ヘ報告スヘキニヨリ、深ク注意セラルヘシ

一 納期限ヲ愆リ滞納ニ至リタルトキハ、仮令小額ノ税金ニ対シテモ督促手数料拾銭ヲ徴収セラレ、且ツ金庫ニ納付セサルヘカラス、是レ思ハサルノ甚シキコト、謂フヘシ、深ク注意ヲ要ス

- 一 納税者ニシテ常ニ他行セラル、等ノコトアラハ、仮令納税告知書ヲ受ケサルモ隣佑又ハ近親ヘ納付方ヲ依託シ、其旨当役場ヘ申出テラルヘシ
- 一 転住又ハ納税地ヲ変更セラレタルトキハ、速ニ其手續ヲ履行セラルヘシ
- 一 土地共有者ハ納税惣代ヲ選ミ届出ツヘキハ勿論ナルモ、元是レ共同義務ナルヲ以テ、惣代人ニ支障アル場合ハ他ノ共有者ニ於テ納税シ、滞納ニ至ラサル様注意セラルヘシ
- 一 他人ノ納税ヲ委託セラレ往々滞納スルモノアリ、特ニ注意ヲ要ス
- 一 他町村内ニ土地ヲ所有シ、若ハ納税地以外ニ居住セラル、向ハ納税管理人ヲ定メ、地租ニ就テハ其土地所在ノ役場ヘ、所得税、營業税ニ就テハ当該稅務署ヘ直ニ申告セラルヘシ
- 一 所得税ノ如キハ中流者以上ニ於テ負担セラル、モノニシテ、是レ即チ名譽アル租税ト謂ハサルヘカラス、然ルニ事故ナクシテ漫然滞納セラル、向ナシトセス、是等ハ納税義務ヲ等閑ニ付スルノ最モ甚シキモノト謂ハサルヘカラス、深ク注意ヲ要ス
- 一 納期日以内完納セラレサルトキハ、其事由ヲ当役場ヘ申出ラルヘシ

(平 18 関信 667)

32 明治36年12月 重複決定の際の督促手数料

重複決定ニ係ルモノノ督促手数料ニ関スル件

広島局照会 明治三六年二月二日

第三種所得税滞納者ニ対シ督促状ヲ発シタル後ニ至リ、其所得額ハ重複決定ナリシコトヲ発見シ、税金ノ取消ヲ為シタル場合ト雖、督促状発付ノ手續ニ誤ナキ以上ハ、其手数料ハ徴収スヘキモノト存候得共、聊力疑義ヲ生シ候ニ付御局議承知致度、此段及照会候也

主税局回答 明治三十七年一月 往第一三二号

客月二十一日付ヲ以テ御照会ニ相成候督促状手数料徴否ノ件ハ、督促ノ手續ニ誤謬ナキモ税金ノ賦課力重複シタル故ヲ以テ已ニ之ヲ取消シタル上ハ、之ニ対スル督促ノ手續モ取消サルヘキ筋ニ可有之、随テ徴収ヲ要セサル義ト存候
右回報候也

(平 19 仙台 259)

33 明治36年12月 国税滞納処分執行上の留意

主秘第三八〇号

国税滞納処分ハ稅務署長ニ於テ慎重ノ注意ヲ用キ、其ノ執行ヲ為スヘキコト勿論ノ義ニシテ、曾テ大臣ノ内訓及本官ヨリ通牒及ヒタル次第モ有之候処、近時松江ニ於ケル被告事件ハ署長自カラ強徴処分ニ私シ、又函館ニ於テハ僅少ノ租額ノ為メニ多額ノ価アル土地ヲ公売ニ付シ、適當ノ順序ヲ履マサルカ如キ、尚ホ往々其取扱方緩急ヲ失シ又ハ輕卒ニ杜撰ニ流レ、為メニ納税人ニ不当ノ損害ヲ被ラシメ、若クハ之レヲシテ遂ニ其ノ負担ヲ免カレシムルノ結果ヲ生スル向有之事相聞エ候、斯クテハ徒ラニ世ノ風評ヲ招キ官ノ威嚴ヲ損シ、延ヒテ一般稅務執行上ニモ尠ナカラサル支障ヲ来スヘクト被存候ニ付、爾今滞納ノ弊風ヲ杜絶スル策ヲ講スルト共ニ、之レカ処分ノ執行ヲ為スニ当テハ、全ク右等

ノ患ナカラシメンカ為メ、納税人ノ所在並ニ其所有財産ノ検索選択、其他処分ノ局ヲ結ブニ至ルマテ最モ明確至当ト認メラルベキ措置ヲ採リ、以テ毫モ遺算ナキヲ期セラレ候様、特ニ御留意相成度、依命此段及通牒候也

明治三十六年十二月二十五日

大藏省主税局長 目賀田種太郎

札幌税務監督局長 楠 正篤殿

追テ、国税滞納処分上、左記各項ニ関スル現行ノ内規取扱ノ実例(若シ不当ノ例アリシナラハ、其ノ例トモ)及ヒ将来施設ノ考案等取調へ、遅クモ来ル三十七年一月末日迄ニ御申報相成度

一 納税人若クハ代納人ノ所在及滞納者ノ財産ヲ検索スル方法、但シ租税ノ種類如何ニ由リ其趣ヲ異ニスルモノハ之ヲ類別スルコト

二 差押ヲ為ス財産ノ種類及徴収金額以上ノ財産ヲ差押フル場合ノ準則

三 差押財産ヲ全部公売ニ付シ、又ハ之ヲ分別シテ一部ノ解除ヲ与フル場合ノ準則

四 主席税務署員ニ於テ代決ヲ為シタル場合ニ、署長ノ後閱ニ供スル手續

右申添候也

内訓第一号

税務署長

国税滞納処分ハ納税義務ヲ履行セサルモノニ対スル最後ノ強徴手段ニシテ、直接ニ人民ノ苦痛ヲ感スル最大ナルヲ以テ、特ニ厳正ノ態度ト慎重ノ注意ヲ用ヒテ執行ヲ為スヘキハ勿論ナルニ、時トシテ猶偏頗ノ処置アルカ、又ハ取扱方輕卒ニ流ル、如キアラハ、徒ラニ有無ノ世評ヲ招キ官府ノ威嚴ヲ損シ、延ヒテ一般税務執行上ニ虧カラサル支障ヲ来

タスヘク、右ニ関シテハ曾テ大臣内訓及主税局長通牒アリ、本官亦訓令ニ通牒ニ注意ヲ喚起シタルコト一再ニ止マラス、然ルニ尚ホ僅少ノ租額ノ為メニ巨額ノ価格アル土地ヲ公売ニ付スルカ如キ不当ノ処分ヲ為ス向アリ、或ハ納税人ノ所在又ハ財産ノ検索充分ナラスシテ欠損処分ヲナスモノアリ、其筋ニ於テモ深ク之レヲ患ヒ特ニ來牒ノ次第モ有之、依テ更ニ納税人ノ所在並ニ其所有財産ヲ検索選択、其他ニ関シ茲ニ準則ヲ示シ、以テ納税人ヲシテ不当ノ損害ヲ被ラシメ、若クハ其負担ヲ免レシムル如キナランコトヲ要ス、宜シク本官趣旨ノ存スル処ヲ体シ、毎ニ厳正慎重ノ態度ヲ以テ適実ナル措置ヲ採リ、以テ遺算ナキヲ期セラルヘシ

右内訓ス

明治三十七年一月十六日

局 長

納税人若クハ代納人ノ所在ノ検索

一 区町村戸長ニ於テ徴収スル税金ニ在テハ予メ区町村長戸長ト協議シ、左記各号ニ依リ遺算ナキヲ期スルコト

(イ) 納税人告知書発付ノ後転住シタルモノハ、滞納者報告書ニ告知書発付当時ノ住所ノ外転住先ヲモ記載セシムルコト

ムルコト

(ロ) 納税人告知書発付ノ際已ニ所在不明ノモノ、又ハ告知書発付後転住先不明トナリタルモノハ、原籍地及最後ノ居住地、並ニ本人ノ身分財産等ニ関シ滞納処分上参考トナルヘキ事項ヲ、洩レナク前号報告書ニ記載セシムルコト

(ハ) 納税代納人ノ所在ハ其異動ノ都度加除訂正ヲナサシメ正確ヲ期スルコト

(ニ) 代納人告知書発付ノ際已ニ所在不明ナルモノハ、告知書ニ其旨付箋シ即時納税人ニ送達スルモノトス

一 税務署ニ於テ納税告知書又ハ督促状ヲ使丁ヲ以テ送達セシメタルトキ、所在不明ノ事故ニ依リ持返リタルトキ

ハ、更ニ郵便ヲ以テ送達スルコト

但、所在不明ノ事実顯著ナルモノハ此限ニアラス

一 稅務署ニ於テハ納稅代納人名簿ヲ調製シ、異動ノ都度加除訂正シ所在ヲ明確ナラシムルモノトス

但、地租ニ在リテハ区町村戸長役場ヨリ通報ヲ受クルモノトス

一 滯納処分ヲ執行スルトキ、滯納者ノ所在不明ノモノト雖モ、一応最後ノ住所又ハ居所ニ就キ實地調査ヲ為シ、全ク居住ナキモノハ近隣又ハ巡查派出所等ニ就キ転居先ヲ調査シ、尚ホ区町村戸長役場警察署郵便局等ニ照会シ遺漏ナキヲ期スルコト

財産檢索

一 財産ノ檢索ハ先ツ滯納者ノ居住地ニ於之ヲ行ヒ、動産不動産ハ勿論債權等ノ有無ヲ調査シ、若シ差押フヘキ財産ナキカ、若クハ不足スルトキハ、区町村戸長役場及警察署等、常ニ滯納者ノ財産及身分ニ密接ノ關係ヲ有スル官署公署ニ就キ、日常生活ノ状態並ニ財産隱匿等ノ事実ナキヤ否ヤヲ調査シ脱漏ナキヲ期スルコト

前項調査ヲ為スモ尚ホ差押フヘキ財産ナキカ、若クハ不足スルトキハ、転住先又ハ原籍地ノ明瞭ナルモノハ直チニ所轄稅務署ニ滯納処分ノ引繼ヲ為スモノトス

一 前二項ノ調査ヲ為ストキハ其都度滯納処分表ノ顛末欄ニ記載シ、調査ノ事跡ヲ明瞭ナラシムルモノトス
滯納者ノ居室ニ臨ミ差押フヘキ財産ナクシテ一時処分ヲ停止シタルモノハ、其ノ顛末書ヲ作り徵收法上差押フヘカラサル物件ト雖モ、其品目及差押フヘカラサル理由ヲ記載スルモノトス

一 財産差押ヲ為シタルトキ、滯納者其差押アリタルコトヲ了知セスト認ムルトキハ、売却決行前ニ便宜ノ方法ヲ以テ差押ノ旨ヲ通知シ、併セテ納稅方ヲ注意スルコト

差押ヲ為ス財産ノ種類及徴収金額以上ノ財産ヲ差押フル場合ノ準則

一 差押ヲ為ス財産ハ徴収金額ニ充ツルヲ限度トシ、換価ニ便ニシテ可成滞納者ニ苦痛ヲ与フルコト少ナキ物件ヲ先ニシ、不動産ノ如キハ最後ニ差押フルモノトス

一 徴収金額ニ超過シタル財産ヲ差押フルハ、左ノ場合ニ限ルモノトス

分割シテ差押フルモ公売ニ当リ物件ノ価格著シク低落スルノ恐レアルトキ
物件ノ性質状態分割差押ヲ許サス、若クハ之ニ適セサルトキ

差押財産ヲ全部公売ニ付シ、又ハ之レヲ分割シテ一部ノ解除ヲ与フル場合ノ準則

一 予定価格ハ稅務署長自カラ之ヲ調査シ、可成財産一点毎ニ調書ヲ作成シ順次公売ニ付シ、徴収金額ニ充ツルニ至リタルトキハ、残余ノ物件ハ差押ヲ解除スルモノトス

一 売却決行前滞納者又ハ第三者ヨリ徴収金額ノ全部又ハ幾分ノ納付ヲ申出タルトキハ、之レヲ領收シ差押ヲ解除シ、又ハ公売物件ヲ減少スルコト

主席稅務屬ニ於テ代決ヲ為シタル場合ニ署長ノ後閱ニ供スル手續

一 滞納処分ニ関スル左ノ事項ハ代決ヲ許サ、ルモノトス

(イ) 差押財産見積価格十円以上ノ公売ニ関スルコト

(ロ) 徴収法第十四条及訴訟行為ニ関スルコト

(ハ) 滞納処分計算書ノ作成ニ関スルコト

(ニ) 繰上徴収ニ関スルコト

(ホ) 欠損決定ニ関スルコト

前各号ノモノト雖モ、機宜ヲ失スレハ政府ノ損失ヲ来スノ恐レアルカ、又ハ納税人ニ対シ損害ヲ被ラシムルノ虞アルトキハ此限ニ在ラス

一 滞納処分ニ関スル代決事項ハ処務規程ニ依ルノ外、総テ署長ノ後闕ヲ要スルモノトス

一 署長後闕ニ際シ其処分至当ナラスト認ムルトキハ、直チニ其処分ヲ中止シ適実ノ処分ヲ施シ、若シ被処分者ヨリ異議ヲ申出ツルカ、又ハ其処分ノ取消ヲ要スルモノト認ムルトキハ、直チニ事件ノ顛末ヲ具シ指揮ヲ乞フモノトス

(平 12 札幌 12)

34 明治37年2月 徴収督励滞納防遏に関する施設

主税局報告第七拾七号 徴収之部 明治三十七年二月刊行

神戸税務監督局ニ於ケル徴収督励滞納防遏ニ関スル施設(神戸局報ヨリ転載)

徴収督励滞納防遏ニ関スル施設ニ付テハ、従来各税務監督局部内ニ於テモ深ク考慮ヲ廻ラシ、以テ納税成績ノ改善ヲ企図セリ、左ニ掲クルモノハ今般神戸税務監督局ニ於テ税務署長ニ照覆シタル事項ノ要領ナリ、録シテ徴収事務ノ参考ニ資ス

抄録

徴収督励滞納防遏等徴収事務ノ改善ニ付テハ、各署夫々施設ヲ試ミラレ其ノ成績漸次良好ノ状況ニ有之候処、各地ノ報告其ノ他ヲ参酌シ本局ニ於テ調査シタル別紙事項ノ如キハ、此ノ際参考ニ供セラレ可然ト存候ニ付及廻送候也

一 徴収上ノ改善ヲ図ルニ付テノ協商施設ハ国税ノミニ偏倚セスシテ、成ルヘク一般ノ公課ニ付テノ問題ヲ以テスルコト

国税ノミノ成績ヲ挙クルコトニ熱中シ、不知不識一般ノ利害ヲ顧慮セサルカ如キコトアリテハ、其施設ニ根底的基礎ヲ得サルノ虞アルノミナラス、或ハ為メニ關係官公署ノ感情ヲ傷フニ至リ、却テ障碍ヲ生スルコトナシトセス、依テ万般ノ協商ニ当テハ正ニ此ノ方針ヲ以テスルヲ緊要トス

二 県税若クハ市町村税ノ滞納処分ヲ迅速ナラシメ、成ルヘク国税滞納処分ト其ノ歩調ヲ一ニスルコト尚ホ事情ノ許ス限ニ於テ、国税滞納処分執行ノ時ハ市町村吏員ノ同行ヲ促スヲ可トス、是レ

(一) 滞納者ノ家宅ヲ知ルニ速ナルノ便アルヘク

(二) 処分ノ歩調ヲ一ニスルノ段階タルコトヲ得ヘク

(三) 滞納者ノ情態ヲ知悉スルニ、市町村ト氣脈ヲ通シ親密ヲ加フルノ一助タルヘク

(四) 滞納報告書提出後ノ責任ヲ了知セシムルヲ得ヘク

(五) 本人不在等ノ場合、正式ノ立会人タルヲ得ヘク

要スルニ好意的ニ市町村吏員ノ同行ヲ求ムルハ、其ノ利益スル所尠ナカラサルヘシ

三 国税ト其ノ附加税ノ納税告知書ハ各別紙ニ調製スルコト

四 納税告知書ノ配付ヲ厳正ニスルコト

納税告知書ノ配付ヲ厳正ニシ

(一) 配付者ハ懇切ヲ欠クコトナキヤ

(二) 納期限ニ切迫シテ配付セルモノナキヤ

(三) 納税人不在ノ場合ハ如何ニ処理セルヤ

(四) 転居等ノモノハ転居先ヲ詮索シ相当ノ取扱ヲナセルヤ

(五) 或ハ使丁等ニ於テ全ク配付セサルコトナキヤ

等ハ特ニ方法ヲ設ケ監督スルヲ要ス、而シテ以上ノ弊害ハ地方ノ小市部ニ於テモ尚往々実現スル所ナルヲ以テ、人口夥多ノ大市部ニ在リテハ一層其ノ監督ヲ嚴ニセサルヘカラス

茲ニ最注意スヘキハ、配付ノ任ニ膺ル使丁カ納人ヨリ現金ノ委托ヲ受クルノ一事ナリトス、是ハ或便利ナル一面ヨリ考フルトキハ敢テ咎ムヘキニアラサルカ如シト雖

(一) 委托ノ手数料ヲ要求スル者アリ

(二) 故ニ手数料ノ得易シト思料スル納人ニ向テ配付ヲ先ニスルノ風アリ

(三) 現金ノ委托ヲ受ケ全ク忘却セル者アリ

(四) 委托ヲ受ケタル金員ヲ一時他ニ融通スル者アリ

第三以下ニ至テハ、其ノ弊害ト危険ト実ニ看過スヘカラサルモノアリ、現ニ滞納処分ニ出張シタルトキ税金ヲ使丁ニ委托シタリトノ本人ノ陳述ヲ聞クコトアルヲ以テ、能ク實際ヲ考察シ如上ノ弊害ヲ醸成スルコトナキヲ期セシムルト共ニ、更ニ進テ特別ナル監督法ヲ実行スルノ必要ヲ切言セサルヘカラス、又他面ニ於テ口実ヲ使丁委托ニ藉リ、滞納ヲ故意ニスル者アルナキニアラサルコトニモ考慮セサルヘカラス

五 納税告知書ヲ配付シタル後、其ノ紛失ヲ予防スルノ方法ヲ設クルコト

或町村ニ於テハ、町村条例ノ規定ヲ以テ手数料ヲ徴スル条項ノ内ニ、納税告知書ノ再渡ヲ要スルトキハ何錢ヲ徴ストシ、告知書ノ余白ニ特ニ其ノ注意ヲ付記セルモノアルヲ見ル、此等ハ未タ絶対ニ完美ナル規定ナリトシテ稱

揚スルニハ当ラスト雖、一面ヨリ觀察スルトキハ人民ヲシテ告知書ヲ尊重セシムルノ風ヲ誘致スルコトヲ得、其ノ効果良好ナルカ如シ、町村役場カ再渡ノ手数ヲ減少スルニ至リタルト、他用ノタメ出頭シタル納人（告知書携帶セサル者）カ役場ヲ信賴シ領收証ヲ得スシテ納付スル者アルニ至リタルト、又其ノ自然ノ結果トシテ配付使丁ノ責任ヲ重カラシメタルトハ、著シキ現象ナリシカ如シ

或時代ニ於テハ、如上ノ方法可ナラサルニアラスト雖、現時専ラ多ク行ハレ若ハ行ハレントスルモノハ、袋製若ハ箱製ノ収容器ヲ各戸ニ配付スルニ在リ、而シテ其ノ表面ニハ種々ナル注意事項ヲ平易ニ付記スルヲ常トス

要スルニ自宅ニ於テ告知書ノ所在ヲ明確ナラシムルトキハ、文字ナキ婦女老幼ト雖一見注意ヲ篤カラシムコトヲ得ヘク、且一般ニ告知書ヲ尊重スルニ至ルヘク、随テ期日ヲモ尊重スルニ至ルヘク、其ノ直間接ノ利益ハ誠ニ尠少ナラサルモノアリ

六 市郡ノ統計表ニ租税公課滞納ノ状況ヲ記載セシムルコト

神戸市ノ統計ヲ見ルニ滞納ニ関シ一言ノ既述シタルモノナシ、然トモ市財政ヲ料理スルニ当リ其ノ収入及決算ヲ正確ニシ、之カ状態ヲ審カニスルヲ要スルハ当然ニシテ、理事者ハ勿論議事機関タル市会ヲシテ

(一) 如何ニセハ滞納ヲ減シ

(二) 如何ニセハ財政ノ整理ヲ為スコトヲ得ルヤ

ノ問題ハ、統計表若ハ其他随時ノ報告ニ依リ漸次講究ノ機会ヲ与ヘサルヘカラス、神戸市統計表カ一言ノ斯ノ事ニ論究セスト雖、是等ハ将来誘導啓発ノ一方法ナルヲ信ス

七 略之

八 習慣の会合ヲ利用スルコト

地方ニ於ケル習慣的会合ハ毎ルヘカラサル勢力アルモノナリ、例ヘハ部落会、相談会、有志会、町治会等、其ノ名称目的固ヨリ同シカラスト雖、各地方此等ノ会合ナキハ殆ント稀ナリ、而シテ水利田役ノ事ヲ協議シ、又ハ冠婚葬祭ニ関スルコトヲ決定スル等、公私ニ対シ侮リ難キ勢力ヲ有スルモノナリ、此等ノ会合アルトキハ其ノ機ヲ逸セス、良ク之ヲ利用シテ徴収上ノ援助ヲ促サ、ルヘカラス、彼ノ一時的ノ会合ヲ利用シテ

(一) 講話会ヲ催スコト

(二) 幻燈說話ヲ為スコト

等、固ヨリ利益ナキニアラスト雖、能ク持續シテ根底上ノ利益ヲ挙クルハ、習慣的会合ヲ利用スルニ如カサルナリ

九 有志者ノ援助ヲ促スコト

某村ニ於テ村長ノ候補者ヲ推選スルニ当リ、其ノ候補者ヲシテ財政整理ヲ条件トシ、其ノ一要項トシテ村税滞納者ヲ皆無ナラシムヘキヲ誓ハシメタルニ、村長ハ就職ノ後納税組合ヲ組織シ桧笠（人民ノ副業トシテ製造スルモノ）一枚ニ付二厘ツ、ヲ蓄積セシムル等、銳意村經濟ノ發達ヲ図リ、又傍ラ風俗ノ改良ヲ期シタルニ、其ノ成績頗ル良好ナリト云フ、村長力其ノ就任ノ際ニ於ケル用意ノ周到ナルハ勿論ナリト雖、然レトモ所謂村内有志者ナルモノ、当初ノ誓約ニ基キタル後援ナクンハ、到底此ノ目的ヲ達スル能ハサリシヤ必セリ、以上ノ実例ニ鑑ミルモ有志者ノ協力ヲ受クルノ必要ナルハ謂フ迄モナシ、依テ

(一) 市町村内在住県郡市町村区会議員

(二) 医師、弁護士、神官、僧侶、教員

(三) 主ナル実業家、会社員

(四) 徳望家、有力家

等ニ懇談シ、以テ其ノ助力ヲ受クルコトヲ勸告スルモノトス

十 商工業等營業団体ヲ利用スルコト

十一 公益的組合ヲ利用スルコト

例ヘハ衛生組合、教育組合、商業會議所、宗教組合（又ハ講社教会）等ヲ適當ニ利用シ、徵稅上ノ利益ヲ図ルコト亦一方法ナリトス

彼ノ衛生組合ノ如キハ能ク發達完成シ、今日ニ於テハ此種ノ団体中最モ活動スルモノ、如シ、現ニ此等活動セル半私半公ノ団体ニ向テ助力ヲ求ムルハ、最モ適當ナリトス

十二 購買組合、消費組合ノ設立ヲ促スコト

本案ハ辺陬ノ地方ニ於テ最モ必要ナルコトニシテ、徵稅上ニ關シテハ敢テ直接ナル關係ナキカ如シト雖、元來此等ノ組合ハ人民ノ經濟的利益ヲ増進スルノ目的ナルヲ以テ、先ヅ以テ惟一ニ彼等ノ利益ヲ図ルノ施設ヲ試ミ、其ノ成效ノ後ニ於テ漸次徵稅上ノ機關タラシムルハ敢テ難事ニアラサルヘシ、而シテ人民ノ感情ニ於テモ亦其ノ成效ノ上ニ於テモ、單刀直入ニ納稅組合ニ設立ヲ促スニ優ルモノナキニアラス、或ハ其ノ捷徑タルヲ得ンカ

十三 家屋貸主ニ就キ取締ヲ為スコト

滞納者ノ状態ハ千種万様ナリト雖、土着ノ者ハ比較的少數ナルカ如キ感アリ、特ニ營業稅所得等ノ滞納ヲ生スルハ借家居住ノ者ニ多キモノ、如シ、已ニ納稅告知書ヲ配付スルニ當リ、其ノ所在ヲ知ラサル者アルカ如キ実例ハ往々見聞スル所ナリ、故ニ当初家屋ヲ貸与スル時及立退ノ時ニ當リ、家主ヲシテ納稅ノ注意ヲ為サシムル等ハ最モ簡便ナル一方法ナリトス、現ニ衛生就學等ニ就キ家主ニ責任ヲ約諾セシメタルカ為メ、有効ナル結果ヲ得タ

ル市町村アリト聞ケリ

十四 納税組合ノ設立ヲ促シ、特ニ共同貯蓄ノ勧誘ヲ為スコト

納税組合ヲシテ単ニ税金ノ集収納付ノミノ事業ニ止ラシムルトキハ、勢發達ノ目的ナキニ了ルヘシ、故ニ例ヘハ組合員ノ製出ニ係ル物品ハ相当価格ヲ以テ買収シ、其ノ幾分ヲ税金ニ充テシムル等、産業ノ發達ヲ目的トシテ不知不識ノ内良ク自己ノ義務ヲ終了スルヲ得ルノ組織ナラシメ、随テ自然ニ組合員一同ノ共同貯蓄ヲ図リ、以テ永遠ニ其ノ効果ヲ收ムルヲ期セサルヘカラス、彼ノ報徳社ノ組織ノ如キ以テ模範ト為スニ足ランカ、購買組合、消費組合ノ設立ヲ望ミタル所以、亦此ノ意ニ外ナラス

十五 勉メテ新聞紙ヲ利用スルコト

新聞紙ヲ發行スル地方ノ稅務署ニ於テハ、予メ新聞社ニ交渉シ納稅時日及其ノ他注意事項ヲ時々掲載セシメ、以テ一般ノ注意ヲ喚起セハ、自余ノ稅務署ニ於テモ其利益ヲ享ル大ナルモノアルヘシ、而シテ所得稅營業稅申告樣式若クハ納付書樣式ヲ適當ニ新聞紙ノ一隅ニ掲出セシメ、該部分ヲ切り取り直ニ該紙ニ要件ヲ記入捺印シテ提出セシムルノ方法ヲ講スルモ、亦徵收上ニ於ケル一案ナリトス

十六 注意事項記載ノ印刷物ヲ配付スルコト

納稅ニ係ル注意事項ヲ平易ナル文章ヲ以テ印刷シ、一般ノ注意ヲ喚起スルコトハ利益アル一方法ニシテ、現ニ其ノ実行ヲ見聞セルハ

- (一) 納稅告知書ノ余白ニ注意事項ヲ印刷セルモノ
- (二) 納期日表ヲ印刷シ各戸ニ配付セルモノ
- (三) 一般ノ注意事項ヲ印刷シ各戸ニ配付セルモノ

其ノ孰レノ方法ニ依ルモ、人民ノ注意ヲ喚起シ便利ヲ感セシムルニ於テ、其ノ効果多キハ疑ハサル所ナリ、但シ其ノ記載事項ハ地方ノ情況ヲ參酌シ適切ナルヲ要スルハ勿論ナリ

十七 外国人ニ対シ注意スルコト

外国人ニ対シテモ印刷物ヲ配付シ、且居留民惣代若ハ会長等ニ指示シテ徴税上ノ利益ヲ図ラサルヘカラス、而シテ其ノ交渉ノ要点ハ各個人ノ性情ニ適応シ、例ヘハ英米人等ニ対シテハ納税地變更ニ係ル件ヲ主眼トシ、清國人ニ対シテハ滞納処分ノ結果ヲ主眼トスル等、宜シク適當ノ考慮ヲ煩ハスヲ要ス

十八 出張徴収ノ方法ヲ擴張スルコト

収入役又ハ其ノ代理者力適當ノ場所ニ出張シテ徴収ノ事ニ当ルノ外、金融機關ノ設備アル地方ニ於テハ、此等ト交渉シテ其ノ代務ヲ為サシムルヲ得ヘク、辺陲ノ地方ニ於テハ部落ニ於テ德望アル学校教員、駐在巡査、総代等ニ委託スルモ亦一方法タルヘシ、要スルニ人民ヲシテ出張徴収ヲ為ス所以ヲ悟ラシメ、而シテ後ニ此ノ懇切ニ感奮セシムルハ、出張徴収実行ノ第一着歩ナリトス

十九 税金代納機關ヲ設立セシムルコト

例ヘハ保險会社ノ保險ニ於ケルカ如ク、成ルヘク会社組織ナラシメ、毎月若ハ毎日少許ノ金額ヲ契約者各戸ニ付キ集金セシメ、会社ハ之ヲ利用シ一定ノ納期ニ至ラハ本人ニ代リ納税義務ヲ了ルノ組織ナラシム

二十 滞納見込ノ者ヲ説諭スルコト

滞納者ニ応接スルトキハ、孰レノ場合ヲ問ハス最モ其ノ言語動作ヲ慎ミ懇篤ナラサルヘカラス、時ニ納金等ノ為メ出頭シタルトキハ一層深く注意スルヲ要ス、然ラサレハ遂ニ自ラ出頭スルヲ厭ヒ、自家ニ於テ吏員ノ出張ヲ待チ受クルニ至ル風ヲ馴致スルナキヲ保セス

納期末日ニ於テ市町村ト協議シ、滞納見込者ニ対シ出頭ヲ促シ頗ル好結果ヲ得タル実例アリ、其ノ注意書ハ左ノ如クナリト云フ

「貴殿第何期何税未タ上納無之候処、若シ納税告知書記載金高二対シ不審ノ点アラハ当署ニ於テ説明可致、

且明(後)何日出納時限中ハ收納可致ニ付速ニ御出頭有之度、尤モ適當ナル代理人ヲ差出サルルモ差支無之、

若シ右期日後ニ至ルトキハ手数ヲ要シ、貴殿ニ於テモ不利益ナルヘキニ付御承知有之度、右為念及通知候也」

右等ノ如キ意味ヲ以テ本人ノ出頭ヲ促スハ、一時權宜ノ方法トシテ不可ナキニアラス、要スルニ懇切懇勸納税者ヲシテ悔悟セシメントスルノ主旨ニ外ナラス

但、普通ノ召喚狀ト同一視スルカ如キコトハ避ケサルヘカラス

二十一 (略之)

二十二 以上記載ノ外、左ノ方法ニ付テハ臨機相当ノ考案ヲ為ス可トス

(イ) 收納ニ当リ時間ヲ空費セシメサルコト

(ロ) 専ラ大陰曆日ヲ用フルモノ(清国人ノ如キ)ハ、其ノ日ヲ付記スルコト

(ハ) 整理ノ便ヲ図リ、兼テ納人ノ注意ヲ促カス為メ、告知書ニ色紙ヲ用フルコト

(ニ) 市町村使丁等ニ対シ適當ニ慰勞賞与ヲ為スコト

(ホ) 納期ニ於テ市町村ノ出納時間ヲ延期スルコト

(ヘ) 土地ノ情況ニ因リ、納税組合ノ端緒トシテ不取敢隣保連合ノ納付ヲ勧誘スルコト

(ト) 滞納処分ヲ緩慢ニ付セサルコト

(チ) 滞納原因ノ真相ヲ得ルニカムルコト

- (リ) 稅務署ハ勉メテ他局署管内ニ於ケル徵收上施設ノ実況ヲ市町村ニ通信スルコト
- (ヌ) 納稅管理人ノ設定ヲ忽セニセサルコト
- (ル) 土地ノ實際所有者ト名義主トノ一致ヲ図ルコト
- (オ) 特ニ部落有又ハ社寺有土地ニ係ル滯納ヲ出サ、ルコトニカムルコト
- (ワ) 共有地共同事業ニ係ル者ニ付テハ、納稅告知書ヲ全員ニ周知セシムルノ方法ヲ講スルコト

(平 18 関信 667)

35 明治37年3月 滯納処分勵行方

内訓第三号

稅務署長

今ヤ時局ノ發展ニ伴ヒ国費ノ膨張ハ必然ニシテ、近キ将来ニ於テ増稅ハ到底免ルヘカラサル所ナレハ、納稅者ノ負擔ハ倍ニ加層スルコトヲ免カレサルノミナラス、一般經濟上ニ於テモ多大ノ影響ヲ受ケツ、アルヲ以テ、此ノ際歳入ノ常程ヲ紊サ、ラムコトニ深ク留意スルコトヲ要ス、而シテ地方ノ宿弊タル滯納ハ当局者ノ銳意改善ノ方法ヲ講スルニモ拘ハラズ、未タ効果ノ見ルヘキモノナク、毎納期收入歩合ノ著シク他局管内ノ下位ニ居ルハ、甚タ遺憾トスル所ナリ、故ニ自今左ノ各項ニ準拠シ努メテ滯納処分ヲ勵行シ、歳入事務ノ整理ヲ完フスルト同時ニ、将来徵稅上ノ支障ヲ貽サ、ラムコトヲ期スヘシ

一 督促状ハ市町村ノ滯納者報告ニ對シテハ可成速ニ發付シ、遅クモ報告後三日ヲ超ユルコトナカルヘク、稅務署ノ

徴収スルモノニ対シテハ納期限後直ニ発スヘシ

二 滞納処分ハ督促状指定納期後直ニ着手シ、遅クモ十日以内ニ結末ヲ告ケ、万已ムヲ得サルモノ、外ハ、次納期ト競合スルカ如キコトアルヘカラス

三 前項処分ニ着手スルトキハ適実ナル計画ヲ立テ、若シ主務課員ノミニテ手回兼ヌル場合ニ於テハ、他課員ヲ兼掌セシメ敏速ニ執行スヘシ

四 滞納処分ニ出張シタルトキハ勉メテ現金領収ヲ為シ、財産差押ノ如キハ万已ムヲ得サルモノニ限ルヘク、同一滞納者ニ就キ出張ヲ再三ニシ、若クハ事務ヲ複雑ナラシメサルコトニ注意スヘシ

五 前年度繰越額ニシテ三月三十一日マテニ処分ヲ完了スルコトヲ得ス、又ハ其ノ年度分ニシテ出納閉鎖マテニ処分ヲ完了スルヲ得スト認メタルモノハ、事情ヲ具シ指揮ヲ受クヘシ

六 目下滞納処分繫属中、若クハ未着手ノモノニ対シテハ、前各項ニ依リ処分ノ進捗ヲ為スコトヲ要ス

七 滞納処分ニ出張シタルトキハ、現金取扱其ノ他処分上ニ付キ最モ慎重ニ注意シ、苟モ錯誤ナキコトヲ努ムヘシ

明治三十七年三月九日

仙台稅務監督局長 佐々木藤太郎

(昭43 仙台 3)

36 明治37年4月 非常特別稅法施行方

訓示第一号

今回ノ事變ニ付制定セラレタル非常特別稅法及之ニ關連スル諸法令ノ施行方ニ關シテハ曩ニ訓令シタル所アリ、其ノ一部分ハ既ニ円滿ニ實施セラレツ、アリト雖トモ、尚ホ左ノ各項ニ留意シ施行上遺憾ナキヲカムヘシ

地租ノ増徴ニ關シテハ自然事務ノ増加ヲ來スヘキ筈ナルモ、一面法律第十二号ノ公布ニ依リ稅務署ノ事務トシテハ却テ大ニ簡捷ノ途ヲ得タリ、然レトモ市町村ノ帳簿ハ今後倍々正確ヲ期セサルヘカラサルニ至リタルヲ以テ、稅務署長ハ別ニ定ムル所ノ手續ニ依リ、稅務署員ヲシテ出來得ル限り市町村吏員ヲ補助セシメ、速ニ之ヲ整理ヲ為サシメ徴租上過誤ナキヲ期スルコトヲ要ス

所得稅營業稅ノ増徴ニ關シテハ此際特ニ注意ヲ要スルモノアリ、本来今回公布セラレタル非常特別稅中地租及酒造稅等ニ在リテハ、或ハ課稅標準ノ確定セル為メ、或ハ増徴額僅少ナル為メ、比較的ニ稅務官吏裁量ノ余地少ナシト雖トモ、所得稅及營業稅ニ在リテハ稅法其ノモノ、性質トシテ、稅務当局者ノ施設如何ニ依リ課稅ノ衡平ヲ得ルト否トニ至大ノ關係ヲ有ス、是ノ故ニ深ク各人經濟上又ハ營業上ノ地位狀況ヲ觀察シ、敢テ偏重偏輕アラサラシムルコトヲ要ス地租徴收ニ關スル法律ノ制定ニ依リ今後稅務署長又ハ其ノ代理官ハ、市町村ノ國稅諸帳簿ノ整否ヲ監督スルコト、ナレリ、然ルニ之ヲ既往ノ實況ニ徴スルニ、管内九百有余ノ町村中其ノ過半ハ帳簿ノ整理甚充分ナラスト雖トモ、元來町村役場ハ吏員少數ニシテ、而カモ其ノ職務ハ頗ル多岐ニ亘リ、勢ヒ其ノ精力ヲ一事ニ專ラニスヘカラサル事情アルカ故ニ、監督ノ結果若シ不整理ノ点アルトキハ先ツ其ノ原因ノ存スル所ヲ察シ、故意怠慢ニ因ルニアラサル限りハ宜シク指導誘掖ノ途ヲ尽シ、以テ監督ノ実ヲ挙げクルコトヲ要ス

租稅ノ増課ハ一面ニハ課稅ノ不權衡ヲ生シ易ク、一面ニハ之ヲ力遁脱ヲ謀リ又ハ滯納者ヲ増加スルハ、勢ヒ予想セサルヲ得サル事態ナリトス、故ニ稅務官吏ハ出來得ル限り課稅上ノ衡平ヲ努メ、逋稅防遏滯納矯正ノ手段ヲ尽スヘキハ當

然ニシテ、随テ時局ニ鑑ミ国民ノ敵愾心ニ訴ヘテ納稅義務ノ觀念ヲ發輝セシムルハ固ヨリ不可ナシト雖トモ、而カモ敵愾心ヲ驅テ法令以上ノ義務ヲ追ハシムル坎ノ誤解ヲ招クカ如キ言動ハ敵ニ之ヲ慎ミテ、能ク法令ノ畛域ヲ守リ、之ト同時ニ法令上当然尽サシムヘキノ義務ハ之ヲ履行セシメテ遺憾ナキヲ期スルコトヲ要ス

今ヤ事變ニ伴ヒ一面ニ租稅ヲ増徴サル、ニ至リ、稅務ノ倍々多端ナル時ニ方リ、一面ニ行政財政兩整理ノ結果却テ一定員ノ減少ト經費ノ節減トニ遭遇シタリ、職ニ稅務ニ在ル者宜シク時局ニ鑑ミ自カラ納稅者ニ率先シテ愈々奉公ノ誠ヲ格タシ、以テ國家ノ目的ニ副ハンコトヲ要ス

明治二十七年四月廿二日

仙台稅務監督局長 佐々木藤太郎

(昭43 仙台 3)

37 明治37年4月 國稅諸帳簿監督規程

往第四九五九号

稅務監督局

稅務署

市町村其ノ他ノ國稅諸帳簿監督規程、別紙ノ通相定ム

右内訓ス

明治二十七年四月二十九日

大藏大臣男爵 曾祚荒助

(別紙)

市町村国税諸帳簿監督規程

第一条 稅務署長ハ少クトモ毎年一回所轄内市町村役場、其ノ他ニ就キ国税諸帳簿ヲ視閲シ、其ノ整否ヲ監査スヘシ
稅務署長事故アルトキハ部下稅務屬ヲシテ代テ監査ヲ為サシムルコトヲ得

第二条 監査ヲ為スニ際シテハ懇切慎重ヲ旨トシ、指示誘導兼テ稅務ノ運捗ニ注意スヘシ

第三条 監査上注意スヘキ要項左ノ如シ

一、法規又ハ監督官庁ノ命令ニ依リ設クヘキ国税諸帳簿ヲ備フルヤ否

二、諸帳簿ハ成規ニ依リ整理シアルヤ否

三、諸帳簿ノ整理ハ遲滞ナキヤ否

四、諸帳簿ニ記載スヘキ事項ハ遺漏ナキヤ、將タ關係文書等ト対照シテ符号スルヤ否

第四条 監督ノ結果ハ其都度之ヲ稅務監督局長ニ報告スヘシ、稅務監督局長ハ其ノ年中ニ於ケル前項ノ報告ニ依リ成

蹟ヲ調査シ、翌年一月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ（四四、一一往第二二五六五号追加）

第五条 稅務署長市町村等ニ於ケル諸帳簿ノ整理及国税ノ取扱ニ付、府県知事又ハ郡長ニ対シ其ノ意見ヲ開陳スルヲ

必要トスルトキハ、稅務監督局長ニ申出テ稅務監督局長ヨリ之ヲ府県知事又ハ郡長ニ申牒スヘシ、但事ノ重要ナラ

サルモノニ付テハ稅務署長ハ直ニ其ノ意見ヲ府県知事又ハ郡長ニ開陳スルコトヲ得

国税諸帳簿監督心得ノ件

主稅局長通牒 主秘第一七七号 明治三十七年四月二十九日

市町村国税諸帳簿監督規程、本日往第四九五九号ヲ以テ内訓相成候処、之ヲ監督ハ下級官庁ニ対シテ為ス義ニ無之ニ付、円滿ヲ旨トシ寬嚴其ノ宜キヲ失セサル様特ニ御注意相成度

38 明治37年5月 納税義務觀念の注入

納税義務ニ関スル件(札幌稅務監督局)通信 明治三十七年五月十一日

納稅改善ノ方策ニ関シ北海道庁ト種々協議スル処アリ、同庁ニ於テモ頗ル注意ヲ払ヒ、先ツ根底的改善ノ方法トシテ各学校生徒ニ納稅義務ノ觀念ヲ注入スルヲ急務ト認メ、客月十六日訓令ヲ發布セラレタルコトハ予テ及通信候処、各学校ニ於テモ該訓令ノ実行方案ヲ教授細目ニ加ヘ夫々監督官庁ニ稟議ノ趣聞及候、今寿都小学校ニ於ケル教授案トシテ北海道庁へ稟議中ノモノ左ノ如シ、此方案ニシテ実行スルニ至ラハ効頭多大ナルヘシト信ス

尋常科ノ部

修身科

(イ) 町税 性質 種別等

(ロ) 地方税 国税

(ハ) 租税ノ性質 種類

(ニ) 納稅告知書ノ理會(実物ニ就キ)

(ホ) 町税、地方税、国税ノ納付方(具体的ニ説示ス)

(ヘ) 納稅義務ヲ遂行スルハ国民ノ大本分ナルコト

(ト) 納稅ト公民權トノ關係、滞納稅ノ不名譽、納稅カ国民至大ノ義務ナルコトヲ感得セシメンニハ、現下外敵ト

戦ヲ交ヘ国威ヲ発揚シツ、アルノ秋ニアリテ、殊ニ極メテ適切ナル好機會ナリトス

国語科

(イ) 寿都町役場 収入役

(ロ) 寿都税務署

(ハ) 寿都支金庫 北海道本金庫

(三) 所得税調査委員

算術科

(イ) 当町ノ町税額 歳出入予算等ノ概数ヲ材料トセル計算

(ロ) 納税期日及各自家ノ納税額等ニ関スル計算

(ハ) 国税地方税額ノ概数ヲ材料トセル計算

高等科ノ部

終身科

(イ) 租税ノ種類ニツキテハ前述ノ事項ノ上ニ各種ノ税目等ヲ明ニシ

(ロ) 各税課税ノ方法ノ大要ヲ知ラシム

国語科

(イ) 税務署 (ロ) 税務監督局 (ハ) 大蔵大臣 (三) 国庫 (ホ) 帝国議會等ノ觀念ヲ与フ

算術科

尋常科ニ於ケル諸項ノ外、更ニ税率ニ関スル事項ヲ材料トセル計算ヲ示シ、併テ税率ノ智識ヲ授ク

歴史科

租税ニ関スル史上ノ変遷ヲ会得セシム

地理科

我国ト他強國トノ国民負担額ヲ比較スル等

右通信ス

(平 18 関信 667)

39 明治37年5月 納税組合組織の件

内訓第二一号

稅務署長

國威ノ宣揚ハ独リ忠勇ナル海陸ノ貔貅ニ待ツヘキニアラス、軍國財政ノ整備モ亦其ノ要件タルヤ疑フヘカラス、然レハ国民タル者ハ自ラ大國民タルコトヲ自覺シ、納稅義務ノ如キハ敢テ他ノ誘掖ヲ俟ツコトナク、進ンテ履行セサルヘカサルモノナルト同時ニ、苟モ職ニ稅務ニ在ルモノハ督勵戒飭以テ國庫ノ充實ヲ企図スヘキハ勿論ナリトス、顧ミテ近年ニ於ケル徵稅ノ実績ヲ案スルニ、却テ收入ノ歩合漸次低減ノ傾向ヲ示シ、督促狀ノ發付數ハ実ニ三十四年度ニ於テ二一、一三一、卅五年度ニ於テ二五、八五一、卅六年度ニ於テ二九、四四一ノ多キニ達シ、欠損額モ亦少カラサルノミナラス、年次倍加ノ勢アルハ蓋シ幾多ノ事由アル可シト雖モ、納稅ニ対スル國民ノ思想未タ旺盛ナラサルニ基因スルモノナクンハアラズ、今ニ於テ之方矯弊ニ蹇々スヘキハ当ニ刻下ノ急務ニ屬シ、之方手段種々アルヘク、且其

成功容易ノ業ニアラスト雖モ、納稅義務ヲ円滑ニ履行セシムルノ主旨ニ基キ、各部落ノ納稅人ヲ以テ納稅組合ノ如キモノヲ組織シ隣祐相戒メ、以テ滯納ノ防遏ヲ期スルハ比較的簡易ノ施為ニシテ、現ニ他局管内ニ於テモ此ノ方法ヲ實行シ頗ル良好ノ成績ヲ告クルモノアリト聞ク、此ノ際各署ニ於テモ銳意改善ノ考案ヲ画セラルベキハ勿論、先ツ郡市町村長警察官其他地方有志等ト慎重ノ協商ヲ開キ、如上組合ノ施設ニ努メ其顛末ヲ報告セラルヘシ既ニ前陳ノ目的ヲ以テ徵稅二千スル施設ヲ為シタル向ハ、此ノ際其実況ヲ報告セラルベシ

明治二十七年五月十九日

大阪稅務監督局長 渡辺義郎印

(平 5 大阪 3 1)

40 明治37年5月 市町村國稅諸帳簿監督心得

訓甲第七〇号

稅務署

稅務署長市町村國稅諸帳簿監督心得、左ノ通相定ム

明治二十七年五月二十四日

東京稅務監督局長

稅務署長市町村國稅諸帳簿監督心得

第一条 稅務署長市町村國稅諸帳簿ノ監査ヲ行フトキハ、市町村國稅諸帳簿監督規程ニ依ルノ外、尚以下各条ノ規定

ニ從フヘシ

第二条 稅務署長市町村國稅諸帳簿監督上視閱スヘキ重要ナル帳簿、左ノ如シ

- 一 土地台帳
- 二 地租名寄帳
- 三 地租延納年賦名寄帳
- 四 國稅ニ關スル一人別徵稅元帳
- 五 國稅金收納簿
- 六 隨時收入諸稅收納簿
- 七 國稅金收納集計簿
- 八 國稅過誤納金整理簿

第三条 稅務署長市町村ニ出張シタルトキハ左ノ事項ニ注意スヘシ

- 一 賦課額算出ノ当否
- 二 納稅告知書發付時期ノ当否
- 三 稅金領収方取扱振リノ可否
- 四 稅金保管方ノ適否
- 五 稅金納入方ノ当否
- 六 滯納報告ノ当否
- 七 地図ノ整否
- 八 前各号ノ外必要ト認ムル事項

第四条 稅務署長市町村ニ出張シタルトキハ、左ノ事項ニ就キ協議ヲ遂ケ市町村ヲシテ稅務ノ改善發達ニ留意セシムヘシ

一 常ニ一定ノ期限アル書類ノ取纏メ方ニ注意シ期限内提出ヲ期スルコト

二 稅務署ヨリ照会ニ対シ之カ応答ニ遲滞ノ弊ナキヲ期スルコト

三 納稅管理人ノ設定ニ遲滞遺漏ナカラシムルコト

四 納稅上ノ美風ヲ奨励シ其ノ方法ヲ講スルコト

五 滯納者ニ対シテハ努メテ懇切說示ヲ為スコト

六 土地異動ノ申告方遺漏ナカラシムルコト

七 國稅ニ関スル犯則者ナカラシムルコトニ注意スルコト

八 土地檢査着手ノ通報ニ接シタルトキハ、檢査上支障ナキ様諸般ノ手配ヲ為スコト

九 税金過誤納下戻請求ノ遺漏ナカラシムルコト

十 前各号ノ外必要ト認ムル事項

第五条 視閱事項及注意事項ニ付テ制規例格ニ反シ、又ハ錯誤疎漏ノ取扱アリト認ムルトキハ、之カ整理方ヲ市町村長ニ協議スヘシ

第六条 市町村國稅諸帳簿監督規程第四条及第五条ニ依ル報告書ハ市町村毎ニ事實ヲ簡明ニ記載スヘシ

第七条 稅務署長ニ於テ直ニ意見ヲ府県知事又ハ郡長ニ開陳シタルトキハ、同時ニ其ノ事實ヲ報告スヘシ

(昭56 東京 1921.2)

41 明治37年5月 戦時における税務執行方内牒

内達第四九号

税務署長

戦時ニ於ケル税務執行上ニ関シ、今般主税局長ヨリ別紙ノ通内牒有之候ニ付、訓示第一号ノ趣旨ト相待テ執行上遺憾ナキヲ期スヘシ

明治三十七年五月三十一日

仙台税務監督局長 佐々木藤太郎 印

(別紙)

主秘第三二〇号

戦時ニ於テ租税ノ徴収ヲ完フセンコトヲ期スヘキハ勿論ニ候得共、熱心ノ余リ事業ノ盛衰如何ニ頓着セス、相当ノ事由アリテ前年ヨリ減額スヘキ場合ニ於テモ、常ニ前年度以上ノ營業税又所得税額ヲ徴収セントシ、特ニ嚴密ナル調査手段ヲ取り、為メニ民心ヲ刺激スルカ如キハ然ルヘカラス存候条、徴税ハ常ニ中庸ヲ得タル方法ニ依リ之ヲ遂行スルコトニ御留意相成度、又營業税法改正ノ結果、場合ニ依テハ政府ニ於テ課税標準ヲ算定スルコトヲ得ルコト、相成候得共、右ハ此手段ヲ取ルニ非サレハ課税ノ衡平ヲ得ルコト能ハサルカ如キ場合ニ於テ始メテ実行スヘキモノニ有之、納税義務者ニ一応問合ハスレハ容易ニ適當ノ課税標準ヲ得ラルヘキ場合ニ於テマテ、直ニ算定ノ手段ニ出ツルカ如キハ立法ノ趣旨ト一致セサル次第ニ有之候間、是亦十分御含ノ上當該吏員御戒飭相成度、依命此段及内牒候也

明治三十七年五月二十六日

大蔵省主税局長 目賀田種太郎

仙台税務監督局長 佐々木藤太郎殿

(平 12 仙台 722)

42 明治37年7月 税金送付及び滞納報告延滞町村数

訓乙第三九三号

税務署長

市町村ニ於テ徴収シタル税金送付ノ延納ニ付テハ、從來之レカ矯正ニ苦心スル所ナルモ、今般更ラニ大蔵省主税局長ヨリ通牒ノ次第モ有之、本日別紙ノ如ク府県知事ニ照会致置候条、尚ホ一層郡長又ハ市町村長ニ篤ト協商シ、将来其宿弊ヲ一掃スル様努ムヘシ

明治三十七年七月十三日

東京税務監督局長

第三〇二号

市町村ニ於テ徴収シタル国税金ヲ国庫ニ送付シ、又ハ滞納者報告ヲナスニ、往々規定ノ期日ヲ遅延スル向有之、從來税務署長ヨリ郡長又ハ町村長ニ協商シテ之カ宿弊ノ矯正ニ努メタル結果、稍々良好ニ向ヒ候モ、今尚ホ全ク其宿弊ヲ

一掃スルニ至ラス、誠ニ遺憾トスル所ニ有之候、就テハ御管内町村ニ対シ成ルヘク規定ノ期日ニ遅レサル様、御戒告
 相成候様致度、此段及御照会候也

追テ、為御参考別表添付候条、此段申添候也

明治三十七年七月十三日

東京稅務監督局長

県知事殿

明治三十六年度税金送付及滞納報告延滞町村数表

郡	地租	所得稅	營業稅	計	地租	所得稅	營業稅	計	一日乃至十日		十日乃至二十日		二十日乃至三十日		計		
									税金送付	滞納報告	税金送付	滞納報告	税金送付	滞納報告	税金送付	滞納報告	
原	二四	一〇	七	四一	一五	八	五	二八	二	一	三	一	二	二	一	二八	二
荏	二二	〇	〇	二二	二二	九	五	三五	三	一	三	一	二	二	一	二八	二
豊	一五	八	五	二八	一五	八	五	二八	三	一	三	一	二	二	一	二八	二
多	一五	八	五	二八	一五	八	五	二八	三	一	三	一	二	二	一	二八	二
北	一五	八	五	二八	一五	八	五	二八	二	一	三	一	二	二	一	二八	二
豊	一五	八	五	二八	一五	八	五	二八	二	一	三	一	二	二	一	二八	二
島	二七	六	六	三九	二七	六	六	三九	二	一	三	一	二	二	一	二八	二
計	二七	六	六	三九	二七	六	六	三九	二	一	三	一	二	二	一	二八	二

計 合			飾 葛 南			摩 多 北			摩 多 南			摩 多 西			立 足 南							
計	業 務 稅	所 得 稅	地 租	計	業 務 稅	所 得 稅	地 租	計	業 務 稅	所 得 稅	地 租	計	業 務 稅	所 得 稅	地 租	計	業 務 稅	所 得 稅	地 租			
二 九 五	四 二	五 八	一 九 五	三 八	五	七	二 六	五 一	六	九	三 六	五 四	七	七	四 〇	五 二	五	一	三 六	四	一	三
二 五 一	四 六	三 七	一 六 八	一 〇 〇	一 六	一 五	六 九	一 一	一	一 〇	四 九	六	三	四 〇	二 五	二	一	二 二	二	二	二	二
一 五 一	三 〇	二 七	九 四	一 四	二	四	八	五	一	一	三	一 一 九	二 三	一 九	七 七	二	二	二	二	二	二	二
五 〇	六	四	四 〇	八	一	二	五	一	一	一	三 九	四	二	三 三	一	一	一	一	一	一	一	一
一 五	一	三	一 二	二	一	一	二	一	一	一	一 〇	一	二	八	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一
四 六 一	七 二	八 八	三 〇 一	五 四	七	一	三 六	五 六	七	一 〇	三 九	一 八 三	三 〇	二 八	一 二 五	五 四	五	一	三 八	四	一	三
三 〇 四	五 二	四 一	二 一 一	一 〇 九	一 七	一 七	七 五	一 二	一	一	九 〇	一 〇	五	七 五	二 五	二	一	二 二	二	二	二	二

里			大			玉			兒			父			秩			企			比			間			入			立			足			北		
計	業	所	地	計	業	所	地	計	業	所	地	計	業	所	地	計	業	所	地	計	業	所	地	計	業	所	地	計	業	所	地	計	業	所	地			
一三八	二五	二三	八八	一四	一	二	一一	三九	四	七	二八	三九	九	四	二六	八〇	一二	一五	五三	一四六	二三	二四	九九															
五五	八	五	四二	三	一	二	一〇	一	四	六	六九	七	一	六二	一七	一	一	一五	九六	一三	一二	七一																
九	二	七													二			二																				
一		一																																				
一四五	二七	二三	九五	一四	一	二	一一	三九	四	七	二八	三九	九	四	二六	八二	一二	一五	五五	一四六	二三	二四	九九															
五六	八	五	四三	三	一	二	一〇	一	四	六	六九	七	一	六二	一七	一	一	一五	九六	一三	一二	七一																

飾 葛 東			原市・葉千			計 合			飾 葛 北			玉 埼 南			玉 埼 北							
計	営業 税	所得 税	地 租	計	営業 税	所得 税	地 租	計	営業 税	所得 税	地 租	計	営業 税	所得 税	地 租	計	営業 税	所得 税	地 租			
一五八	二三	二二	一一三	一三九	二六	二七	八六	五〇六	八七	七九	三四〇	一一	三	一	七	四	一	三	三六	九	三	二五
六五	一〇	一	五四	九七	一六	九	七二	二五八	三〇	二四	二〇四	一	一	一	一	一	一	一	八	一	一	八
四五	八	七	三〇	二八	三	五	二〇	二一	五	二	一四	一	一	一	一	一	一	一	八	三	一	四
一二	一	二	九	七	一	一	七	二	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	二	三	二	七	一	一	五	二	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二一〇	三三	三二	一四五	一七四	三〇	三三	一一一	五二九	九二	八一	三五六	一二	三	二	七	五	一	一	四	四七	一二	四
七八	一一	四	六三	一〇四	一六	九	七九	二六〇	三〇	二四	二〇六	一	一	一	一	一	一	一	九	一	一	九

隅 夷			生 長			武 山			上 海			取 香			旛 印								
計	業 稅	所 得 稅	地 租																				
一一二	二二二	一七	七三	一〇五	一八	一三	七四	一五四	三四	二六	九四	一六七	三〇	二七	一一〇	一八六	一九	二七	一四〇	二二〇	三六	三〇	一五四
一三六	一八	一五	一〇三	一三四	二七	一〇	九七	八四	一六	一三	五五	九二	一四	一三	六五	二〇	一九	一〇	九一	九五	一一	五	七九
七	一	二	四	七	一	六	五	五	二〇	五	三〇	六九	八	一四	四七	三五	六	五	二四	九二	一八	一〇	六四
六	一	二	三	一	一	一	三	〇	一〇	四	一六	二四	四	二	一八	一九	四	四	一一	二五	五	三	一七
二	一	一	六	二	一	四	〇	一	三	一	六	四九	六	六	三七	二〇	一	三	一七	四三	四	五	三四
二	一	一	一	一	一	一	六	二	一	三	一	一	一	一〇	一一	一	一	一	一	六	三	一	三
一二一	二四	一九	七八	一一八	二〇	一四	八四	二一九	五七	三二	一三〇	二八五	四四	四七	一九四	二四一	二五	三五	一八一	三五五	五八	四五	二五二
一四四	二〇	一七	一〇七	一三六	二七	一〇	九九	一二〇	二八	一八	七四	一二七	一八	一六	九三	一五〇	二三	一四	一一三	一二六	一九	八	九九

代八東			梨山東			摩巨中・梨山西・市府甲			計合			房安			津君					
計	營業稅	所得稅	地租	計	營業稅	所得稅	地租	計	營業稅	所得稅	地租	計	營業稅	所得稅	地租	計	營業稅	所得稅	地租	
五六	九	一〇	三七	一〇八	二七	一三	六八	四九	一、六〇五	二七五	二四〇	一、〇九〇	一七二	三三	二四	一一五	一九二	三四	二七	一三一
二四	三	六	一五	四四	一〇	二	三二	八	九六八	一五四	八四	七三〇	七〇	一八	三	四九	七五	五	五	六五
一一	二	九	三	三	一	一	一	四〇五	七一	五八	二七六	二七	四	三	二〇	四〇	三	六	三一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一六一	三五	二一	一〇五	一五	四	一	一〇	二二	六	三	一三	
二	一	一	一	一	一	一	一	一五一	一九	一九	一一三	一	一	一	一	六	一	一	六	
一	一	一	一	一	一	一	一	三九	六	四	二九	一	一	一	一	一	一	一	一	
六九	九	一三	四七	一一二	三〇	一三	六九	五一	二、一六一	三六五	三一七	一、四七九	二〇〇	三七	二七	一三六	二三八	三七	三三	一六八
二四	三	六	一五	四四	一〇	二	三二	八	一、一六八	一九五	一〇九	八六四	八六	二二	五	五九	九七	一一	八	七八

備考	計 合			留 都 北			留 都 南			摩 巨 北			摩 巨 南							
	計	営業 税	所得 税	地 租	計	営業 税	所得 税	地 租	計	営業 税	所得 税	地 租	計	営業 税	所得 税	地 租				
	六 四 四	九 四	一 四 五	四 〇 五	一 一 〇	一 七	二 七	六 六	六 三	六	一 五	四 二	一 八 七	一 九	四 五	一 二 三	七 一	八	二 五	三 八
	一 一 一	三 七	一 一	六 三	一 四	一 四	一	一	一	二	三	六	一 〇	一	一	一 〇	一	一	一	一
	二 九	六	四	一 九	七	二	一	五	三	一	一	一	四	一	一	三	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	七	一	二	五	二	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	六 八 〇	一 〇 〇	一 五 一	四 二 九	一 一 九	一 一 九	二 七	七 三	六 六	七	一 六	一 六	一 九 一	一 九	四 六	一 二 六	七 二	八	二 六	三 八
	一 一 二	三 八	一 一	六 三	一 五	一 五	一	一	一	二	三	三	一 〇	一	一	一 〇	一	一	一	一

本表掲数ハ三十六年度中ノ各納期ニ於ケル延滞町村数ヲ累計シタルモノナリ

43 明治38年5月 地方財政調査注意事項内訓

○地方財政調査注意事項内訓ノ件

内訓乙第二〇号

稅務署長

地方財政ノ調査ハ壹ニ計數上ノ現況ヲ知ルヲ以テ足レリトセズ、施設ノ良否、情弊ノ有無等ヲ究ムルコトヲ要シ、特ニ其ノ当否ノ断案ハ深ク自治体ノ実勢ニ鑑ムル処ナカルヘカラズ、而シテ之ガ調査ニ方リ注意スヘキ要項ハ一々茲ニ列挙スル能ハズト雖、左記事項ノ如キハ常ニ留意シ、仔細ニ之ヲ觀察シテ查覈スルコト太タ緊要ノ事ニ属ス、依テ稅務署長ハ自今右ノ主旨ニ依リ一層其ノ調査ヲ周密ニシ、努メテ市町村財政ノ真相ヲ得ンコトニ注意ヲ怠タラサルヘシ

明治三十八年五月八日

丸龜稅務監督局長

歳入ニ関スル事項

- (1) 歳入(特ニ租稅)種目ノ選択ヲ愆リ産業ヲ阻害スルカ如キモノアラサルヤ
- (2) 各種歳入中ニハ徵收費ヲ償フ能ハザルカ如キモノアラザルヤ
- (3) 歳入決算總額ハ歳出決算總額ニ比シ著シキ剰余ヲ見ルコトナキヤ、且年々多額ノ剰余ヲ見ルニ拘ラズ減稅廢稅等ノコトアラサルヤ
- (4) 歳計剰余ノ使途ハ適當ナリヤ

歳出ニ関スル事項

- (1) 市町村ノ民力ハ能ク其ノ歳出ニ応スル余裕アルヤ
 - (2) 学校官衙ノ設置又ハ道路港湾ノ開築等ニ関シ、競争ノ結果公共団体ノ費用ヲ以テ土地又ハ庁舎努力等ヲ寄付若クハ貸与ヲ為シ、為ニ歳出ニ著シキ増加ヲ来シタルガ如キモノアラザルヤ
 - (3) 甲方面ニ於テ或ル計画ヲ立ツルニ当リ、単ニ其ノ計画ヲ成立セシムルノ手段トシテ、乙方面ニ於テモ或ル計画ヲ為シ、以テ利益ノ交換ヲ謀ルガ如キモノアラザルヤ
 - (4) 事ノ緩急、効果ノ如何ヲ顧ミルナク、不急不要ノ事業ヲ企画シタルモノアラサルヤ
 - (5) 決算ニシテ歳出科目ノ目的トスル処ニ恰当セサル支出ト認ムベキモノアラサルヤ
- 公債及借入金ニ関スル事項
- (1) 基本財産ノ造成又ハ寄付行為、其ノ他不急事業ノ使途ニ充ツル為ニ起債セルガ如キモノアラサルヤ
 - (2) 利率ハ普通貸資金利ニ比シ高歩ニアラサルヤ
 - (3) 三ヶ年以内ニ償還困難ナルコトヲ予期セルモ、監督官庁ノ許可ヲ受クルノ煩ヲ避クル為、故ラニ短期公債トセシモノノ如キ、償還年限ノ査定当ヲ得サルモノアラサルヤ
 - (4) 未来ニ於ケル寄付金ノ如キ、不確実ノ収入ヲ以テ償還ニ充テントスルノ計画ニ出テタルモノアラザルヤ
 - (5) 基本財産トシテ現金有価証券ヲ有セルニ拘ラズ之ヲ処分セズ、却テ不利ノ起債ヲ為セシモノアラサルヤ
 - (6) 事業ノ性質ニ依リ徐々ニ資金ノ需用ヲ要スルモノナルニ拘ラズ、一時ニ多額ノ払込ヲ為サシメ利子ノ損失ヲ招キ、又ハ金融市場ヲ紊乱スルガ如キコトアラザルヤ
 - (7) 歳入金収納ノ時期方法等適切ナラサルガ為、年々借入金ノ必要ニ迫ラルルガ如キモノアラサルヤ
 - (8) 借換ノ如キ姑息手段ニヨリ償還ノ体裁ヲ装ヘルモノアラサルヤ

新財源ニ関スル事項

(1) 原野ノ開墾、山林ノ造成、道路ノ改修、工事ノ請負等ノ新財源ナキヤ

(2) 渡船、馬車鉄道、電灯、瓦斯ノ供給等ノ如キ、特權事業ノ経営ニ依リ、若クハ魚介、海藻、蔬菜等ノ市場ヲ独占スル等、各地ノ状況ニ適応スル新財源ナキヤ

市町村税ノ賦課ニ関スル事項

(1) 租税ノ賦課法(比例税、均一税、累進税、等級税)ノ適用ハ、納税者ノ業体實力等ニ応シ適當ナルヤ

(2) 地租割ニ輕クシテ戸別割ニ重ク、或ハ地租割ニ重ク營業割ニ輕キガ如ク、租税ノ賦課ニ偏重偏輕ノ嫌アラサルヤ

(3) 戸別割ハ課税上ノ制限ナク課税ニ便ナルヲ以テ、多ク歳入ヲ同税ニ求メ中産以下ヲ苦ムルガ如キコトアラサルヤ

(4) 賦課ノ均衡当ヲ得サルモノアルガ為ニ納税者ノ不平ヲ招キ、徴収上ノ支障ヲ來スカ如キモノアラサルヤ

(5) 等級制賦課ハ納税者ノ負担力ニ適応セシメントヲ目的トスルモノナルニ拘ラズ、上級ニ進ムニ從ヒ割合ニ負担ヲ輕減スルガ如キコトアラザルヤ

(6) 戸別割ノ等級ヲ設クルニ當リ、単ニ宅地ノ地位評価額ト建物坪数ニ依リテ算定シ、別ニ其ノ他ノ財産、所得ノ大小ヲ顧ミサルガ為ニ、負担額ノ多寡ハ資力ノ大小ニ適合スルコトヲ得サルガ如キモノアラサルヤ

(7) 市区内ヲ數区ニ別チ、区ノ賑否ニ依リ等級ヲ定メ戸別割ヲ賦課シタル為、繁華ナル街区ニ住スル細民ハ閑靜ナル街区ニ住スル富者ヨリモ負担却テ重キガ如キモノアラザルヤ

(8) 貧富ヲ問ハズ一般ニ同一ノ戸別割ヲ賦課セル為、細民ニ於テ滞納多ク欠損ヲ招クガ如キコトアラサルヤ

収納及滞納ニ関スル事項

- (1) 徴収ノ緩慢ニ流レタル結果、納期ニ重キヲ置カサルノ弊風ヲ馴致シタルガ如キコトアラサルヤ
 - (2) 納税者ニ於テ国税ニ比シ市町村税ヲ輕視スルノ傾キアリテ、自然怠慢ニ流ル、ガ如キモノアラサルヤ
 - (3) 党派上ノ關係ヨリ理事機關、議決機關ニ対シ反抗的ニ滞納スルガ如キモノアラサルヤ
 - (4) 滞納ノ原因ハ怠慢ニアラスシテ、實際其ノ負担ニ堪ヘサルニ由ルモノニアラザルヤ
 - (5) 滞納者ニシテ納税ノ資力アルモノト雖、直ニ市町村制ノ規定ニ依リ納税延期ヲ許可スルカ如キコトアラサルヤ
 - (6) 簿書ノ整理不十分ナル為、租税ノ徴収若クハ滞納処分ヲ完全ニ決行スルコト能ハサルガ如キモノアラザルヤ
 - (7) 納税義務心ノ涵養ヲ図ル為、特別ノ施設ヲ為セシモノアラサルヤ
- 基本財産ニ関スル事項

- (1) 人民ノ負担過重ナルニ拘ラズ、基本財産ノ造成若クハ拡張ヲ図ランカ為ニ、強テ租税ヲ増徴セントスルガ如キモノアラザルヤ

(昭60 高松 13)

44 明治38年6月 納税組合設置奨励の件

納税組合設置奨励ノ件(仙台税務監督局) 通信 明治三十八年六月十四日

仙台税務監督局ヨリ、管内福島県ニ於テハ納税組合ノ設置奨励ニ関シ、別紙ノ通郡市町村ニ訓令セシ旨通信アリ

(別紙)

福島県訓令第二十六号

郡市役所

町村役場

徴稅事務ノ整善ニ就テハ從來教々訓示セル所アリト雖トモ、未タ改善ノ域ニ達セス、県稅市町村稅ニ至リテハ其滯納甚タシク、殊ニ市町村ニ在テハ之レカ為メ必要ノ支出ニ支障ヲ来シ、遽ニ借入金ヲ以テ之ヲ償ヒ、或ハ繰替払ヲ為シテ之レニ充テ、為メニ決算期ヲ衍リ會計ノ紊乱ヲ来スモノ之レナキニアラス、故ニ滯納ノ弊風ヲ矯正シ納稅ニ對スル善良ノ風習ヲ養成スルハ実ニ目下ノ急務ニシテ、之レカ改善ノ方法ハ納稅組合ヲ設ケ、納稅義務者ヲシテ予メ税金ニ充ツヘキ貯金ヲ行ハシメ、平素納稅ニ支障ヲ来サ、ルノ準備ヲ為サシムルニ如カス、之レ今般訓令第三十七号ヲ以テ納稅組合規約準則ヲ發布スル所以ナリ、郡市町村長ハ宜シク現下民心ノ帰一、奉公心ノ奮興セル時機ヲ失セス、勸奨誘掖シテ組合ノ設置ニ努メ、成立ノ上ハ其市町村名区域及規約ノ概要ヲ報告スヘシ

明治三十八年六月九日

福島県知事 有田義資

福島県訓令第二十七号

郡市役所

町村役場

納稅組合規約準則、左ノ通相定ム

明治三十八年六月九日

納税組合規約準則

第一章 総則

第一条 本組合ハ平素貯蓄ノ方法ニヨリ納税ノ義務ヲ全フスルヲ以テ目的トス

第二条 本組合ハ市町村長ノ監督ヲ受ケ組合内ノ納税義務者ヲ以テ組織ス

第三条 本組合ハ何々納税組合ト称シ更ニ何組ニ分画ス、各組ノ名称左ノ如シ

一 何組

二 何組

第四条 組合内ニ住スル納税義務者ハ本組合ニ加入スルモノトス

第五条 幹事ハ委員ト協議ノ上、組合員ノ一ケ年間ニ於テ納税スヘキ金額ヲ標準トシ、各自ノ貯金額ヲ予定シ之ヲ組

合員ニ通告シ、組合員ハ其通告金額以上ヲ目的トシ貯金ヲ為スヘシ

前項貯金額ニシテ最初ノ納期ニ於テ納税額ニ達セサルトキハ、其期間倍額若クハ幾分ヲ増蓄スヘシ

第二章 組合員

第六条 委員ハ組員ノ名簿ヲ製シ各自ノ貯金額ヲ記入シ、異動アルトキハ加除訂正ヲ加フヘシ

第七条 他市町村ヨリ本組合内ヘ転入シ、若クハ新戸独立シタルモノアルトキハ、当該組委員ニ於テ本規約ノ旨趣ヲ

説明シ加入セシムヘシ

第八条 組合員中他ニ転住スルトキハ、其行先ヲ委員ニ届出ツヘシ

第九条 委員ハ其組員ハ氏名及貯金額ヲ幹事ヲ経テ市町村長ニ届出ツヘシ、異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第三章 役員

第十条 本組合ニ幹事一人、組ニ委員各一人ヲ置ク

幹事ハ市町村助役ニ囑託シ、委員ハ各組員ニ於テ之ヲ選挙スルモノトス

第十一条 幹事ハ組合一切ノ事務ヲ総理シ、委員ハ貯金ノ督励及管理、納税ノ代弁、其他善行ノ奨励、悪習ノ訓戒等ニ努ムヘシ

第十二条 幹事及委員ハ名誉職トス

第四章 貯金

第十三条 貯金ハ日掛又ハ月掛トス

日掛ハ組員（日掛ノ組員ニ限ル）ニ於テ日々順番ニ取纏メ、其集金ハ其当日中ニ委員ニ送付スヘシ

月掛ハ組員ニ於テ毎月何日迄ニ委員ニ送付スヘシ

第十四条 委員ニ於テ納税ニ関スル令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ、之ヲ代納シ受領証ヲ徴シ保存スヘシ

組員各自ノ貯金額不足ニシテ代納スルニ足ラサルトキハ、其時々不足額ヲ徴収シ、若クハ貯金額ヲ増加セシムヘシ

第十五条 委員ニ於テ貯金ヲ收入シタルトキハ貯金預リ帳ニ記入シ、納税ニ代弁ヲ為シタルトキハ貯金払帳ニ記入スヘシ

預リ及払帳ハ各人別ニ調製シ、日々其日計ヲ付記シ収支ヲ明カニスヘシ

第十六条 委員ハ毎年六月・十二月ヲ以テ精算ヲ遂ケ、剰余金ハ納税受領証ト共ニ組員ニ返付スヘシ、但シ組員ノ請求ニ依リ継続保管スルコトヲ得

貯金ノ收支精算ハ幹事ノ檢閲ヲ受ケ市町村長ニ報告シ、尚便宜ノ方法ヲ以テ組合員ニ通告スヘシ

第十七條 組合員中他市町村ニ転住スルモノアルトキハ、已ニ納稅義務ノ生シタル税金ハ完納シ、剰余アレハ之ヲ返付シ、若シ不足ナルトキハ追徴スヘシ

本市町村内他ノ組ニ転居スルモノアルトキハ貯金ノ精算ヲ為シ、転居所屬ノ委員ニ現金ヲ添ヘ其事務ヲ引繼クヘシ

第十八條 貯金ハ納稅ニ差支ナキ限り、郵便貯金若クハ銀行当座預金トナシ利殖スルコトヲ得

第五章 雜則

第十九條 会合ハ組合会、委員会ノ二種トシ、組合会ハ各組毎ニ委員之ヲ招集シ、委員会ハ幹事之ヲ招集ス、但シ組合会ハ組合員、委員会ハ委員三分ノ一以上ノ請求アルトキハ特ニ招集スヘシ

第二十條 組合員及委員中招集ニ応セス協議ニ参与セスト雖モ、出席員ノ協定シタル事項ハ遵守スルノ義務アルモノトス

第二十一條 委員会及組合会ハ、委員及組合員三分ノ一以上出席スルニアラサレハ開会スルコトヲ得ス、其ノ協議ニ関スル手續ハ其時々幹事及委員之レヲ定ム

第二十二條 組合員中貯金ヲ數回滞納スルモノアルトキハ、委員会ノ協議ヲ經、市町村長ノ承認ヲ受ケ、本市町村稅戸別割ノ何分ノ一以内ノ過怠金ヲ徴スルコトアルヘシ

第二十三條 本規約ハ委員会ニ於テ委員三分ノ二以上ノ協議ニ依ルニアラサレハ更正スルコトヲ得ス

付則

第二十四條 本規約ハ明治何年何月何日ヨリ施行ス

45 明治38年8月 税務署と区役所間の協定事項

税務行政ニ関スル税務署区役所間協定事項（東京税務監督局）報告 明治三十八年八月二十二日

税務行政ハ市区役所町村役場ト密接ノ関係アルハ勿論ノ義ニ有之、常ニ相互事務ノ簡便ナルコトヲ謀リ居リ候処、今回東京市内各税務署ニ於テハ市内各区役所ト左記事項ヲ協定致シ候ニ付、為御参考及通信候也

一 三種所得税及營業税納額通知書ニ添付スヘキ一人別調書ハ、区役所ヨリ徴収元帳用紙ヲ受ケ之レニ一人別納額ヲ記載シ代用スルコト

従来ノ如ク一人別納額調書ヲ添付スルモ、区役所ハ更ニ徴税元帳ヲ作製セサルヲ得ス、右協議ノ如クスルトキハ税務署ハ特ニ手数ヲ増サスシテ、区役所ハ徴税元帳作製ノ手数ヲ省クコトヲ得

二 滞納報告書ヲ国税督促元簿ニ代用スルコト、シ、別紙様式ノ報告書用紙ヲ区役所ニ交付シ、滞納報告ニ必要ナル事項ノミヲ記載シ報告ヲ為スコト

区役所ハ報告上手数ヲ増サスシテ、税務署ハ督促元簿調製ノ手数ヲ省キ督促状発付ノ敏活ヲ図ルコトヲ得

〔別紙様式は省略〕

46 明治38年9月 戦後納税觀念の勸奨

明治三十八年九月二十九日 徴第三三六九号

各稅務署長

神戸稅務監督局印

戦後納税觀念勸奨ノ儀ニ関シ、別紙写ノ通主稅局長通牒ノ次第有之候条、篤ク斯意ヲ体シ一層適當ナル施設相成度右通牒ス

(別紙)

主秘第七〇七号

非常特別稅ノ増徴アルニ拘ハラズ租稅徵收上ノ成績ハ寧ロ良好ニシテ、納期内納稅ノ歩合ノ如キ却テ一段ノ進歩ヲ見ルニ至リシハ、当局者ノ措置其宜ヲ得タルノ致ス所ト存候得共、畢竟戰時納稅ノ觀念ヲ厚カラシメタルノ結果ニ外ナラザル儀ト存候、然ルニ國難去リテ人意弛ムハ勢ノ免レザル所ニシテ、平和克復ノ暁ニ至テハ納稅ノ觀念漸ク冷却シ、其義務ヲ等閑ニ付スルノ虞ナキヲ保セザルノミナラズ、近來往々講和條約ニ對スル不滿ヲ納稅ノ拒絶ニ於テ發表セン等ノ言ヲ為スモノ有之ヤニ相聞エ候処、右ハ固ヨリ実行ノ意ヲ以テ申述ブルニハ無之、深ク顧慮スルニ足ラザル儀ト存候得共、滯納者ノ多数生シタル場合ニ對シテ強制手段ヲ取ルカ如キハ、事ノ宜ヲ得タルモノニ無之ト存候ニ付、此際納稅狀態ニハ深ク注意シ、若シ戦後ニ於テ特ニ納稅上ノ義務ニ付無頓着トナリタル様ノ儀相見エ候ハ、市町村ニ協議スル等適當ナル方法ニ依リ懇篤納稅ノ觀念ヲ勸奨シ、戰時ニ於テ涵養シタル納稅ノ美風ヲ永ク失墜セシメズ、成ルベク平穩ニ徵稅ノ目的ヲ全ウスルコトニ精々御配意相成度、依命此段及御通牒候也

明治三十八年九月廿六日

大藏省主税局長 若槻礼次郎

神戸税務監督局長 佃 一誠殿

(平 12 大阪 334)

47 明治38年10月 平和回復後の納税観念

乙秘第九九八号

税務署長

非常特別税ノ増徴アルニ拘ラス租税徴収上ノ成績ハ寧ロ良好ニシテ、一般ニ滞納者ノ減少ヲ見ルニ至リシハ当局者ノ措置其宜ヲ得タルノ致ス所ナルヘクモ、畢竟戦時納税ノ観念ヲ厚カラシメタルノ結果ニ外ナラサル儀ト存ス、然ルニ困難去リテ人意弛ムハ勢ノ免カレサル所ニシテ、平和克復ノ暁ニ至テハ納税ノ観念漸ク冷却シ、其ノ義務ノ等閑ニ付スルノ虞ナキヲ保セサルノミナラス、近来往々講和条約ニ対スル不満ヲ納税ノ拒絶ニ於テ発表セン等ノ言ヲ為ス者有之ヤヲ耳ニセリ、右ハ固ヨリ実行ノ意ヲ以テ申述ブルトモ思ハレス、深ク顧慮スルニ足ラサルモ、滞納者ノ多数發生シタル場合ニ対シテ強制手段ヲ採ルカ如キハ事ノ宜キヲ得タルモノニ無之、就テハ此際納税状態ニハ深ク注意シ戦時ニ於テ涵養シタル納税ノ美風ヲ永ク失墜セシメス、益善良ノ域ニ進マシムルハ最モ緊要ノ事柄ニ屬ス、左記事項ノ如キハ滞納矯正上適切ノ方法ニ付未タ設備ナキ地方ハ速ニ之カ施設ヲ図リ、成ルヘク平穩ニ徴税ノ目的ヲ全フスルコトニ留意スヘシ

- 一 別冊納税慣例集ハ納税ノ成績不良ナル市町村ニ第一号ノ添書（市町村長ノ宛名ヲ記入スルコト）ヲ以テ送付シ、所掲事項中其地方適切ノ方法ヲ選ハシメ、可成納税制度ヲ設備セシムルコト、納税成績ノ良好ナルカ又ハ別冊慣例集中ニ掲記セル市町村ニハ、第一号ノ添書ニハ宛名□記入セ□添付シ、尚第二号添書（宛名記入ヲ前ニ同シ）ヲ以テ送付スルコト
- 二 市町村ヨリ發付スル納税告知書ニハ凡ソ左ノ如キ注意ヲ欄外ニ印刷スルカ、又ハ印刷シタル紙片ヲ貼付セシメ、是非共納期内ノ完納ヲ期シ、一面ニハ此際別紙ノ如キ納期限一覽表ヲ各戸ニ配付セシムルコト

注意

- 一 納期間ハ本紙ノ通何年何月何日限ナルモ、取纏ノ都合ニ依リ何年何月何日（期限前三日乃至五日間ニテ定ム）限り納付セラルヘシ
- 二 納期限迄ニ納付セサル人ハ直ニ滞納者トシテ其筋ヘ報告スヘキヲ以テ、役場ニテハ受取ルコト出来ヌコト、ナルヘシ
- （以上ハ単ニ例示ニ止マルヲ以テ適宜増減変更スルハ妨ナシ、尚別紙納期限一覽表モ県税市町村税ヲ加ユル等ハ市町村ノ任意タルヘシ）
- 三 学校ノ教師ニ謀リ生徒ニ教ユルニ、納税ハ憲法上国民ノ二大義務ノ一ナル所以ヲ以テセシメ、滞納ノ悖徳ナルコトノ觀念ヲ腦裏ニ印象セシムルト共ニ、父兄ニモ之ヲ伝ヘシムルコト
- 以上、二、三ノ事項ハ郡長ニモ協議シ、可成実行ノ方法ヲ講スルコト

明治二十八年十月十日

熊本稅務監督局長

〔國稅納期限一覽表は省略〕

乙秘第二九五号

稅務署長

客年十月十日乙秘第九八号ヲ以テ内達シタル納稅ニ関スル施設事項ニ付テハ、既ニ夫々協議ヲ遂ケ実行セラレツ、アル地方多カルヘクト信スルモ、今回本局員ヲシテ一部実地ノ視察ヲ為サシメタル処、単ニ書面ヲ以テ協議セシニ止マリ之カ実行ヲ見サル地方不尠趣、元來滯納ヲ出サ、ルカ若クハ僅少ナル市町村ハ何等施設ノ要ヲ認サルモ、多数ノ滯納ヲ生スル市町村ニ在テハ之カ矯正上適切ノ制度ヲ設備セシムルハ、尤モ緊急ノ要務ニ属スルニ付、該内牒ノ趣旨ニ基キ一応ノ協議ヲ為スノミニ止メス、目的ノ達スルニ至ル迄丁寧反復協議ヲ行ハレ、其ノ狀況ハ時々報告ヲ要ス

明治三十九年二月廿七日

熊本稅務監督局長

(昭59 福岡 95)

48 明治38年11月 戦時納稅美績の存続

戦時納稅美蹟存続施設ニ関スル長尾稅務署通信

戦時納稅美蹟ヲ将来ニ存続セシムベキ方法ニ関シ、本年「明治三十八年」十一月九日志度町ニ於テ開設セシ各町村稅務主任会へ、大川郡長ヨリ左ノ通諮問事項及注意事項ヲ提案シ、漸次実行ヲ期スルコトニ協定ヲ了シタリ

諮問事項

- 一 町村寄合其他名義ノ何タルヲ問ハス、集会等アル場合ハ是ヲ利用シ、義務的觀念ニ關スル講話又ハ幻灯等ヲ為シ納税者ニ注意ヲ与フルコト
- 一 納税上ノ注意及納期等一覽表ヲ製シ各戸ニ配付シ、見易キ場所ニ貼付シ置カシムルコト
- 一 徴税伝令書ヲ配付シタル後、其紛失ヲ予防スル為メ納税袋ヲ調製シ、之ヲ各戸ニ配付シ徴税伝令書ヲ蔵置セシムルコト
- 一 但、袋ノ表裏ニ注意事項ヲ印刷シ置クヲ可トス
- 一 徴税伝令書ノ配付ヲ速ニシ督促ヲ最重ニスルコト
- 一 専ラ大陰曆ヲ用フル町村ニ於テハ納期月ヲ特ニ注意スルコト
- 一 納期両言前^(マヤ)ニ相当ノ方法ヲ以テ一般ニ納期ヲ周知セシムルコト
- 一 土地ノ狀況ニヨリ可成大字又ハ部落毎ニ納税組合ヲ組織シ、組長ヲシテ税金ノ取纏メ及納付ノ事ヲ担当セシメ、納税者各自ノ時間ト手数トヲ省略スルノ方法ヲ講セシムルコト
- 一 小学校教員ト協議シ、教員ヨリ兒童ニ対スル談話ノ際納税義務ノ重ンズベキコトヲ説談シ、義務的觀念ヲ注入スルコト
- 一 日掛ヲ奨励シ、納税ノ便ニ供スルト同時ニ共同貯蓄方法ヲ講ズルコト
- 一 毎納期諸税ヲ完納シ、毫モ滞納ヲ為サザルモノニ対シテハ厚遇ノ方法ヲ設クルコト
- 一 従来滞納スルモノノ人名簿ヲ備ヘ納期前特ニ注意スルコト
- 一 納税ノ際左ノ取扱ニ注意スルコト
 - 一 納税者ニ対シ懇切丁寧ヲ旨トスルコト

収入ノ順序ヲ機敏ニシ、納税者ヲシテ時間ヲ空費セシメサルコト
収入役不在ナリトテ納税者ヲ空シク帰ラシメザルコト

納期日ニハ町村ノ出納時間ヲ延長スルコト

注意事項

- 一 納税ト兵役トハ相俟テ国民ノ最大義務ナルヲ以テ、常ニ此趣旨ヲ服膺シ納税ヲ等閑ニ付セザルコト
- 一 租税滞納処分中ハ公民権ヲ停止セラルルコトアリ、斯ル失体ナキ様注意ノコト
- 一 常ニ他行セラルルコトアラズ、仮令書ヲ受ケザルモ隣家又ハ親族ノモノニ納付方ヲ依託シ、其旨ヲ役場へ届出ズルコト
- 一 納税地ニ居住セザルモノハ必納税管理人ヲ定メ届出ヲ為スコト

○市町村稅務主任會通信

本年十一月德島稅務署ニ於テ管内市町村稅務主任會ヲ開催シ、其協議事項中徵收事務ニ關スル分、左記ノ通着々実行ヲ期シツツアル旨通信アリタリ

- 一 市町村ノ事情ニ依リ納税貯金組合若クハ納税組合ヲ組織スルコトニ留意スルコト
- 一 小学校教員ヲシテ自今一層生徒ノ納税義務心ヲ涵養シ、且ツ納期其他ノ機會ニ応シ納税ノ觀念ヲ喚起セシムルコトヲ努メシムルコト、右実施方ハ郡長及市村長ヨリ小学校長ニ交渉シ、尚稅務署長ヨリ県知事ニ交渉スルコト
- 一 納税告知書及徵稅令書ヲ藏置スルニ適宜ノ容器ヲ充用セシメ、漸次一定ノモノヲ調製セシムルコトニ努ムルコト
- 一 納税管理人ノ設置ヲナササルモノ、若クハ不適當ナル管理人ノ更改ヲナササルモノニ對シ、其設置若クハ更改方

ノ説示囑託ヲ受ケタル市町村ハ相当ノ取計ヒヲナスコト

前項ノ地主税務署所轄以外ノモノナルトキハ、徳島税務署ハ市町村ノ依頼ニ依リ其所轄税務署ニ交渉スルコト

一 納税管理人不設置者ニ対シ制裁ヲ付スルコトニ至ルヘク、税務署長ハ其手続ヲナスコト

一 甲市町村ニ対スル納税義務者ニシテ、乙市町村内ニ居住シ納税管理人設置ヲ怠ルモノニ対シテハ、甲市町村ノ照会ニ依リ乙市町村ニ於テ納期内ノ完納督励方ヲ引受クルコト

一 市町村ヨリ租税ヲ金庫ニ送付スルニ、納期後三日以内ヲ妨ケサルコトニ規定セラレタルハ（国税徴収法施行規則第五条但書）、全ク納期日マデニ徴収シタル税金ヲ金庫へ送付スル時間ノ猶予ヲ与ヘラレタルモノニシテ、其間市町村ニ於テ税金ヲ受領スルコトハ便宜ノ取扱ヒニ過キサルコトトス、然ルニ納税者ヲシテ当然ノ取扱ナルカ如キ觀念ヲ懷カシメ、延イテ市町村ノ整理上ニ渋滞ヲ来スガ如キハ穩当ナラザルニヨリ、漸次之レヲ改ムルコト

一 市町村ヨリ租税ヲ金庫ニ送付シ、及滞納報告書ヲ税務署ニ提出スルコトハ、必ズ納期日後三日ヲ過サル様取扱フコト

一 滞納報告書ニハ滞納原因ハ固ヨリ其所在不明ニシテ納税告知書ヲ送達スルコト能ハス、公示シタルモノ若クハ告知書交付後逃亡又ハ他管へ転任シタル等ノ顛末ヲ詳記シ、且ツ知り得ル限り現住所ヲ記載スルコト

一 一定ノ納期アル租税ヲ金庫ニ送付スルトキハ、最終ノ際ニ於テ先ツ当署ト突合アリタキコトハ予テ通牒ヲ發シタル処ナルカ、右ハ若シ事後ニ於テ不突合ヲ發見スルトキハ整理上甚キ差支ヲ生スル義ニ付、将来ハ必ズ行違ナキ様取扱フコト

49 明治39年12月 滞納矯正施設に関する件

経第七二六号

明治卅九年十二月廿日

仙台稅務監督局印

築館稅務署

滞納矯正施設ニ關スル件

築館稅務署所轄栗原郡ニ於テハ、稅務署長ヨリ協議ノ結果各町村長及小学校長會議ヲ開催シ、納稅義務ノ鼓吹ニ關シ別紙ノ如ク同郡長ヨリ諮問ニ付シ之ヲ実行スルコト、シタリ
右通信ス

栗原郡町村長及小学校長會議諮問事項

納稅義務ニ關スル件

國家ノ安寧秩序ヲ保チ其幸福ヲ増進スル為メニハ、身體財産ヲ國事ニ供スルハ当然ノ本分タリ、國法ハ臣民ニ對シ國事ニ參與スル權能ヲ認メ國費ヲ負擔スルノ責務ヲ明カニス、公務ヲ奉シ統治權ノ作用ニ參與シ、兵役ニ服シ納稅スルカ如キハ、臣民カ國家ノ目的ノ為メニ尽スヘキノ義務ナリ、兵役ノ義務ハ之ヲ忌避スルモノナク進テ服役スルノ傾向ヲ生シタリト雖モ、納稅ノ義務ハ頻年之ヲ怠ルモノノ數ヲ増シ來レリ、特ニ町村稅ニ於テ然ルヲ認ム、是畢竟自治ノ何物タルヲ解セス、制裁ノ寬ナルニ乘シ心得違ノモノヲ生シタルニ因ルナランカ、國家前途ノ為メ憂慮措カサル所ナ

リ、之レヲ拯フノ途種々アルヘシト雖モ、小学校児童ノ時ヨリ深ク此点ニ留意シ教養之レ努メナハ、根底ヨリ之ヲ濟フコトヲ得ルニ庶幾カラシカ、従来修身科及其他ノ教科目教授ニ於テ是等諸点ニ注意セサルニアラサルベキモ、爾今其機会ヲ多クシテ深ク腦裏ニ浸漬スル方法ヲ講スヘク、猶左記ノ事項ヲ注意シ実行方案ヲ画シ、便宜各学年ニ配当シ教授細目ニ予定シ、懇篤教授セラルルヲ要ス

一 租税ノ種類及性質

二 納税ノ義務ハ兵役ノ義務及教育義務ト相并テ三大義務ナルコト

三 納税ト公民權ノ關係

四 納税ニ關係アル官公署

五 納税ノ手續（町村県税及国税ノ納付方）具体的ニ説示ス

六 納額通知書及徵税令書（実物ニ就キ）

七 納税義務ヲ遂行スルハ国民ノ大本分ナルコト

八 滞納者ハ公共心ノ乏シキモノナルコト

九 滞納者ハ不名譽ナルノミナラス自己ノ不利益ナルコト

十 滞納者一人ノ為メニ要スル不利益

十一 滞納者ノ為メニ徵稅費ヲ要スル多大ニシテ、結局自己ノ損失ニ歸スルコト

十二 町村役場ハ徵稅令書ノ用紙ヲ毎納期ニ小学校ニ送致シ、国民教育ノ資料ニ供スルコト

十三 小学校ニ於テ徵稅令書ヲ受ケタルトキハ、其謄ミ方意義及租税ノ性質ヲ懇篤説明シ、自然ニ兒童ヲシテ其父

兄ニ注意ヲ促サシムル方法ヲ講スルコト

十四 納税教育兵役ノ三大義務ノ觀念ヲ喚起セシムル為、同窓父兄會若シクハ母姉會通俗教育談話會等、諸種ノ會
合ヲ利用シ便宜ノ方法ニヨリ之ヲ鼓吹スルコトニ努ムヘキコト

十五 其町村ノ歳入歳出予算、納税期日、各自家ノ納額等概數ヲ材料トセル計算（国税県税等ニ関シテモ亦同シ）

十六 課税ノ方法、税率ニ関スル事項ヲ材料トスル計算

十七 租税ニ関スル史上ノ變遷（歴史）

十八 我国ト他強國トノ国民ノ負担額ノ比較等（地理）

（平 14 仙台 9）

50 明治40年7月 納税組合及完納奨励費下付の件

三重税務署管内納税組合及完納奨励費下付ノ件

上緒方村諸税納付奨励費下附規定

第一条 国税県税村税共、其納期日迄ニ完納シタル区ニ対シ、左記ノ順番点数ニ依リ第三条ノ額ヲ定メ年末奨励費ヲ
下附ス

一 納期日迄ニ一番ニ完納シタル区ヲ廿五点トス

一 同上ニ番以下ニ完納シタル区ニハ順次一点ヲ減シ授点ス

第一条 前条ノ順番内ニ於テ完納シタル区ニハ、納付人ノ請求ニ依リ收入役ヨリ其期ニ係ル税金皆納証ヲ交付ス
但、得点同數ナルトキハ同等ノ奨励費ヲ下附ス

第三条 奨励費ヲ下附スル時ハ、村長ハ毎年十二月二十六日区長ヨリ該当年中ニ係ル皆納証ヲ提出セシメ、其点数ヲ合計シ高点ヨリ左ノ順次ニ依リ奨励費ノ額ヲ定ムルモノトス

一 等	一戸ニ付	六錢
二 等	同	五錢
三 等	同	四錢
四 等	同	三錢
五 等	同	二錢
六 等	同	一錢

第四条 第一条ノ税金完納順番ハ、区名ヲ記シ納期ノ翌日公告ス

第五条 本規定ハ明治四十年七月ヨリ施行シ、奨励費ハ同年ニ限り半額ヲ下附ス

右ノ通り明治四十年七月十三日本村会ニ於テ議決ス

明治四十年七月二十七日

上 緒 方 村 長

納税組合規約

第一条 本村 区ヲ以テ区域トシ、村長ノ監督ヲ受ケ納税ノ義務ヲ有スルモノヲ以テ納税組合ヲ組織ス

第二条 本組合ハ隣保互ニ相扶ケ、納税義務ヲ尊重シ之ヲ全フスルヲ以テ目的トシ、左ノ各項ヲ格守スルモノトス

一 村長ヨリ納税告知書徵税伝令書等ノ交付ヲ受ケタルトキハ、指定期限内ニ堅ク完納スルコト

二 納税ニ関シ官庁又ハ公署ニ申告スヘキ者ハ、期限ヲ愆ラス且ツ正実ニ申告スルコト

三 酒醬油其他税法ニ違犯スル行為ヲ企テサルハ勿論、過テ犯則ニ陥ラサル様平素互ニ注意スルコト

四 他町村ニ居住スル者ノ所有スル土地ノ賃借、小作又ハ世話スルモノハ、必ス正規ノ納税管理人ヲ設定セシムルコト、納税管理(入脱カ)未設定ノ土地ヲ賃借、小作又ハ世話スルモノハ、其設定セラルル迄ノ期間ハ其土地ニ係ル納税上処弁ノ義務ヲ免ルルヲ得サルモノトス

五 平素勤勉貯蓄ヲ務メ互ニ金錢ノ浪費ヲ嚴戒スルモノトス

第三条 本組合ノ事務ハ税金取纏メ納付等區長之ヲ取扱フモノトス

其必要ニ依リ使丁ヲ使役スルコトヲ得

第四条 區長ハ規約実行ヲ督励シ、左ノ各項ニ付納税者ノ注意ヲ喚起シ、若クハ村長ニ事実ノ陳述ヲ為スモノトス

一 村長ヨリ配付シアル納期日表ハ最モ見易キ場所ニ貼付シアルカ、又ハ納税ヲ遺忘若ハ怠慢スルモノナキカ

二 税金ノ徴収猶予又ハ減免ヲ申請シ得ヘキモノニシテ、法律規則不了解ノ為メ之ヲ為ササルモノナキカ

三 税法不了解ヨリ不知不識ノ間ニ違犯ニ陥ルモノナキカ

四 納税義務者死亡跡相続人ナキ場合ハ、財産管理人ノ選任ヲ要スルモノナキカ

五 出寄留旅行其他ノ為メ納税管理人ヲ設定セサルモノナキカ

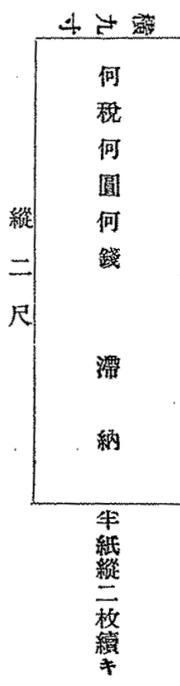
六 其他納税上必要又ハ緊急ト認ムル事項ナキカ

第五条 區長ハ滞納者ナカラシメン為メ、必要ニ応シ納期限七日前五日前ノ兩日ニ使丁ヲ以テ未納人ニ注意シ、納期

限前日迄ニ未タ納付セサルモノハ自身直接之ニ注意シ、同時ニ其氏名ヲ村長ニ報告スルモノトス

第六条 滞納アリタルトキ、其區長ハ村長ヨリ交付スル左標紙ヲ其門戸ノ見易キ場所ニ貼付シ、且ツ其滞納者ヲシ

テ二日間ノ公役ニ服セシムルモノトス



右条々遵守可仕候間、此段御届申上候也

明治四十年七月二十五日

区长 何 某
 委員 何 某
 以下 同

右ノ通本村各区共納税組合規約ヲ設置シタリ

明治四十年七月二十七日

上 緒 方 村 長

(平 11 東京 26)

51 明治40年12月 現金領収に關シ注意の件

現金領収ニ關シ注意ノ件 明治四〇年一二月二七日 主秘第五二〇号主税局長通牒

頻年市街地ニ於ケル滯納者倍増加スルニ從ヒ、税務署ノ現金領収事務頗ル繁劇ヲ加ヘ、処理上ノ煩累少ナカラサル義ト存候ニ付テハ、尚進テ適宜ノ手段ヲ尽シ滯納者ヲ防遏スヘキハ勿論ノ義ニ候得共、一面ニハ收税官吏ハ何時ニテモ

便宜ニ從ヒ現金ヲ領收スル覺悟ヲ以テ徵稅ノ任ニ當ラサルヘカラサル義ハ、已ヲ得サル狀勢ニ可有之ト存候、尤モ金庫員ヲシテ稅務署ヘ派出スルモ得候ハハ、現金領收上少ナカラサル便宜ヲ得ヘク候得共、金庫所在地ニ在テハ從來派出シ居ルモノノ外、新タニ派出ノ詮議ハ行ハレ難キ義ニ候間、稅務署ニ於ケル現金領收事務ノ繁ヲ加フルハ已ヲ得サル次第ト存候、素ヨリ納人ニ對シテハ可成金庫ヲ納付場所ニ指定シ、金庫ニ納付セシムヘキハ当然ニ候得共、稅務署ニ於テ領收スルヲ便宜トスル場合ニ於テモ、尚且之ヲ金庫ニ納付セシメ、以テ納稅人ノ便宜ヲ顧ミス、更ニ現金領收ノ取扱ヲ避クルカ如キハ、收稅官吏ノ職責ニモ反スヘクト存候、而シテ右稅金ノ取扱上ノ義ニ付テハ時々御注意及候次第モ有之候得共、尚左ノ件々特ニ御配意相成候様致度

一 現金領收事務ヲ專担セシムル吏員ハ、可成現金ノ取扱ニ經驗ノアル身元確實ノモノヲ選任シ、之ニ分任收入官吏ヲ命シテ管掌セシムルコト

二 現金領收事務ノ專担者ニハ相當ノ地位ヲ与フルコト

三 現金ノ保管ノ設備ヲ嚴ニスヘキコト

四 稅務署長ニ於テ日々之レカ監督ヲ怠ラサルコト

五 金庫ニ協議シ、時間外ニ於テモ可成払込ヲ了シ、保管上ノ危險ヲ避クヘキコト

六 金庫ヘ予メ協議ヲ尽シ、收稅官吏ノ払込ニ付テハ特ニ迅速ニ領收セシムルコト

以上列記スルモノノ外、尚必要ノ事項ハ適宜施設相成度

右通牒候也